

R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡

本館トイレ改修工事建築

図 面 目 録								
通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称	通し番号	図面番号	図面名称
01	A-00	タイトル 図面リスト	26	A-17	本館 2 ～ 4 階 A-3 ～ 5 展開図 <改修後>	38	電特-01. 02	電気設備工事特記仕様書 (1) (2)
02	共-01. 02	営繕工事共通仕様書 (1) (2)	27	A-18	部分詳細図ー 1	39	電特-03. 04	電気設備工事特記仕様書 (3)
03	共-03. 04	営繕工事共通仕様書 (3) (4)	28	A-19	部分詳細図ー 2	40	E-01	付近見取図、配置図、凡例<改修前・改修後>
04	共-05. 06	営繕工事共通仕様書 (5) (6)	29	A-20	部分詳細図ー 3	41	E-02	本館 分電盤単線結線図
05	共-07	営繕工事共通仕様書 (7)	30	A-21	部分詳細図ー 4	42	E-03	1 階・2 階幹線設備図
06	改特-01. 02	建築改修工事特記仕様書 (1) (2)	31	A-22	仮設スロープ詳細図 (参考)	43	E-04	3 階・4 階幹線設備図
07	改特-03. 04	建築改修工事特記仕様書 (3) (4)	32	A-23	本館 建具キープラン <改修前・改修後>	44	E-05	照明、警報設備参考姿図
08	改特-05. 06	建築改修工事特記仕様書 (5) (6)	33	A-24	本館 (A棟) 建具表ー 1	45	E-06	本館 1 階 A-1 電灯設備図<改修前・改修後>
09	改特-07. 08	建築改修工事特記仕様書 (7) (8)	34	A-25	本館 (A棟) 建具表ー 2	46	E-07	本館 1 階 A-2 電灯設備図<改修前・改修後>
10	A-01	附近見取図 配置図 工事概要	35	A-26	本館 (A棟) 建具表ー 3	47	E-08	本館 2 階～ 4 階 A-3 ～ 5 電灯設備図<改修前・改修後>
11	A-02	本館 仕上表 <改修前・改修後>	36	A-27	支障物件確認図	48	E-09	本館 1 階 A-1 コンセント設備図<改修前・改修後>
12	A-03	1 階平面図 仮設計画図	37	A-28	概略工程表 (参考)	49	E-10	本館 1 階 A-2 コンセント設備図<改修前・改修後>
13	A-04	既存建物 2 階平面図				50	E-11	本館 2 階～ 4 階 A-3 ～ 5 コンセント設備図<改修前・改修後>
14	A-05	既存建物 3 階平面図				51	E-12	支障物件図 (参考図)
15	A-06	既存建物 4 階平面図						
16	A-07	本館 立面図 仮設計画図						
17	A-08	本館 (A棟) 断面詳細図 <改修前・改修後> (参考図)						
18	A-09	本館 天井伏図 <改修前・改修後>						
19	A-10	本館 1 階 A-1 平面詳細図 <改修前・改修後>						
20	A-11	本館 1 階 A-2 平面詳細図 <改修前・改修後>						
21	A-12	本館 2 ～ 4 階 A-3 ～ 5 平面詳細図 <改修前・改修後>						
22	A-13	本館 1 階 A-1 展開図 <改修前>						
23	A-14	本館 1 階 A-1 展開図 <改修後>						
24	A-15	本館 1 階 A-2 展開図 <改修前・改修後>						
25	A-16	本館 2 ～ 4 階 A-3 ～ 5 展開図 <改修前>						

課 長	副 課 長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

営繕工事共通仕様書

I ． 工事概要

1. 工事名称

R8営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築

2. 工事場所

阿南市富岡町あ王谷

3. 建物概要

建物名称	本館		
構造・規模	RC造地上4階		
敷地面積			
延床面積	3,455(m2)		
消防法施行例別表第1の区分		7項	

4. 工事種目

種目	工事概要		
建築一式工事	トイレ改修に伴う建築工事一式		

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- ① 作業不能日数： 9 日間
- ② 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島 蒲生田 地点
- ③ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島 蒲生田 地点における WBGT 値が31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が ①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- ④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

- ① 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- ② 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
- ・受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
 - ・受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

II ． 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- ・ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- ・ 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- ・ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- ・ 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- ・ 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- ・ 建築改修工事監理指針 令和7年版
- ・ 電気設備工事監理指針 令和7年版
- ・ 機械設備工事監理指針 令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- ① 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- ② 補足説明書
- ③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- ④ 図面
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- ① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- ② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
- ・ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - ・ 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- ② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- ② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- ③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- ④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- ⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

- ⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

- ⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

- ⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

- ⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

- ⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

- ⑪ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

- ⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

- ⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

- ⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- ⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- ⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブつつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

- ⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

- ⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

- ⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

- ⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

- ㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- ⑦ 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請業者者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
 - ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与 (あり ・ なし)

2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)15.1及び関係法令により行うこと。

・事前調査は、次の者が行うこと。

- (1) 建築物:建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又はこれと同等の能力を有する者(※)
- (2) 工作物:下表のとおり

	対象となる工作物	事前調査を実施することができる者(下記のいずれか)
	・ 反応槽 ・ 焼却設備 ・ 加熱炉 ・ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ・ 変電設備 ・ 送電設備(ケーブルを含む。) ・ 配電設備 ・ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)	・ 工作物石綿事前調査者
	・ トンネルの天井板 ・ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ・ プラットホームの上家 ・ 軽量盛土保護パネル ・ 遮音壁 ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 建築物石綿含有建材調査者(特定、一般) ・ これと同等の能力を有する者(※)
	・ 上記以外の工作物(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。)	

※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

- ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
- ・その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- ・調査結果は3年間保存すること。
- ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
- ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬

入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコブリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合

合には、コブリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコブリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コブリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の地質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の現状及び、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- (2) 他の建設現場で利用する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿によると記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
 - 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
 - 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- ⑥ 県内産資材の原則使用
 - 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
・ 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用して製造した製品 ・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品
(注) ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 ・ 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 ・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械
- 受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
・ バックホウ ・ ホイローダ ・ ブルドーザ ・ 発動発電機(可搬式) ・ 空気圧縮機(可搬式) ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ラフテレーンクレーン	・ 油圧ユニット(次に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)

- ② 低騒音・低振動型建設機械
- 受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種		
・ ブルドーザ ・ バックホウ(※) ・ ドラグライン、クラムシェル ・ トラクターショベル ・ バイプロハンマー(※) ・ アースオーガー ・ オイルケーシング掘削機 ・ アースドリル	・ さく岩機(コンクリートブリーダー) ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ コンクリートポン(車) ・ コンクリート圧砕機 ・ アスファルトフィニッシャー ・ コンクリートカッター ・ 空気圧縮機 ・ 発動発電機	・ クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン ・ 油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機

- ③ 特定自主検査
- 本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
- 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- ・ 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・ 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
- 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。

- ② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
- 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
- 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落れた工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
- ・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
- ・ 工事写真(電子データ2部)
- ・ 使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
- ・ 保全に関する資料
- ・ その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の黒板板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の黒板板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物
- 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 付保除外工事
- 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
- ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえが必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額
- 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
- 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
- ・ 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
- ・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事務データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事務データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

29 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- ① 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- ② 調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	仕様・規格
塗料	EP、SOP、さび止め塗料等
シーリング	MS-2
断熱材	グラスウール 24K
- ③ 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

(1)調達検討資材の代替資材を調達した場合
(2)調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
(3)調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- ④ 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書
1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業については、施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 施工調査

- ① 調査期間
本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。
調査期間は 1 週間とする。切り直し時期については、先行工事 頃とする。

3. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 120 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ 義務付けられている ・ 義務付けられていない ）
- ② 警備員は、延 120 人（昼 120 人、夜 0 人：うち検定合格警備員 0 人）を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

4. 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート (無筋)	県南クリーン(有) (中間処分)		阿南市津乃峰町西分178-1	6.7	1,000	t
			阿南市津乃峰町西分178-1			
コンクリート (有筋)	県南クリーン(有) (中間処分)		阿南市津乃峰町西分178-1	6.7	1,000	t
			阿南市津乃峰町西分178-1			
金属(処分)	虎尾商事(有)		阿南市橋町東浜中浜174番地	7.2	0	t
			阿南市橋町東浜中浜174番地			
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(橋)		阿南市橋町小勝187番の地先	14.5	5,640	t
			阿南市橋町小勝187番の地先			
木材	(有)徳島興産☆優良認定業者	○	徳島市津田海岸町2番90号	21.2	10,000	t
			徳島市津田海岸町2番90号			
廃プラ	(有)ケイコーポレーション		美馬市穴吹町口山字中野宮595-1	64	20,000	t
			美馬市穴吹町口山字中野宮177-1			
石膏ボード	(有)山一建設		阿南市市場町香美字西原284-1	50.3	15,000	t
			阿南市市場町香美字西原284-1			
アスベスト含有成形板 等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956	108.8	36,000	m3
			三好市山城町寺野字大休場956			

・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

5. 有価材の処理

- ① 有価材（ 鉄骨・軽量鉄骨 ・ アルミサッシ ・ スチールサッシ ）
- ② 古物商で適切に処理すること。

6. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ○ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の

状況を確認し、監督員に報告すること。

2. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
- 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
- 2) (一社)仮設工業会の認定基準
- また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるものの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
- ④ 外部足場(図示の通り)
- ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: 8 m以下、鉛直方向:9 m以下)
- ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法等に関するガイドライン」(改標仕2.2.1)の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(2)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- ⑤ 内部足場(図示の通り)
- ⑥ 仮囲い(図示の通り)
- ⑦ ゲート(☐ 有 ☐ 無)(図示の通り)
- ⑧ 材料、撤去材等の運搬方法は、(☐ A種 ・ ☐ B種 ・ ☐ C種 ・ ☐ D種 ・ ☐ E種)
- ⑨ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- ⑩ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑪ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
- ⑫ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。
- ⑬ その他

3. 養生

- ① 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:)
- ② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法:)
- ③ 仮間仕切りは、(☐ A種 ・ ☐ B種 ・ ☐ C種)とし、設置箇所(仮設扉を含む。)は図示による。(養生方法:)

4. 工事用水、電力等

- ① 既存電力利用(☐ 出来る ・ ☐ 出来ない)、電力料金(☐ 有償 ☐ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存用水利用(☐ 出来る ・ ☐ 出来ない)、電力料金(☐ 有償 ☐ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

5. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、(☐ 図示の場所に ☐ ・ ☐ 用意していないので業者に ☐)設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 借地借家料 円

3章 防水改修工事

1. シーリング

- ① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
- ② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
- ③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
- ④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(☐ 行う ・ ☐ 行わない)。
- ⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(☐ 簡易接着性試験 ☐ ・ ☐ 引張接着性試験)を行う。
ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。
- ⑥ 種類及び施工箇所

記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験
SR-1	1成分シリコーン系		ガラス止め		5×5	
SR-1	2成分シリコーン系		水回り取合		10×10	
MS-2	変成シリコーン		ガラス化粧板目地		3×3	
MS-2	変成シリコーン		ガラス取合		15×10	簡易接着性試験
PU-2	ポリウレタン系					

4章 建具改修工事

1. 一般事項

- ① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。
- ② 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。
- ③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。
- ④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。
- ⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。
- ⑥ 防火戸の指定は建具表による。
- ⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2. アルミニウム製建具
- | 種 別 | 耐風圧性 | 気密性 | 水密性 | 枠の見込寸法 | 使用箇所 | 表面処理 |
|-----|------|-----|-----|--------|------------|------|
| A 種 | S-4 | A-3 | W-4 | 70mm | 1F多目的～男子便所 | AB-1 |
| | | | | | | |
- ① 防虫網の材質（： ステンレス製(SUS316) ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ 合成樹脂製 ）

② 防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。

③ 製造所： 評価名簿による。

④ 建具には製作者名を表示すること。

⑤ 結露水の処理方法は図示による。

⑥ 既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント(JIS K 5629)を1回塗りする。

3. 鋼製建具
- | 耐風圧性 | 気密性 | 水密性 | 遮音性 | 断熱性 | 面内変形追随性 | 使用箇所 | 表面処理 |
|------|-----|-----|-----|-----|---------|-------|------|
| — | — | — | — | — | — | PS点検口 | 焼付塗装 |
| | | | | | | | |
- ① 防火戸の指定及び鋼板の厚さは、建具表による。

② 鋼板は、JIS G 3302による表面処理亜鉛めっき鋼板とし、Z12又はF12を満足するものとする。
なお、あらかじめん酸塩処理又はクロメートフリー処理による化成皮膜処理を行ったものを用いる。

③ 簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。

④ 鋼板厚の厚さは、建具表による。

⑤ 製造所：評価名簿による。

4. 鋼製軽量建具
- | 気密性 | 遮音性 | 断熱性 | 面内変形追随性 | 使用箇所 | 備考 |
|-----|-----|-----|---------|-------|----|
| — | — | — | — | 各便所入口 | — |
| | | | | | |
- ① 鋼板類の厚さは、建具表による。

② 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性は建具表による。

③ 製造所：評価名簿による。

5. ステンレス製建具
- | 表面の仕上げ | 曲げ加工の方法 |
|--------------------------------------|--------------|
| 鋼板等： SUS304 t=1.5 くつずり： SUS304 40×20 | 普通曲げ ・ 角出し曲げ |
| | |
- ① 簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。
6. 建具用金物

① 金物の種類及び見え掛け部の材質は、改標仕表5.8.1による。

② 金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。

③ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。

④ 樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.3による。

⑤ 木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。

⑥ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。

⑦ マスターキーは、製作する （ 3 組）。 その他の鍵の制作本数は （ 3 組）

7. 自動ドア開閉
- ① 設置場所 多目的便所入口

駆動方式	—
センサー	挟み込み防止機構
ドア開閉装置の種類	内外共押釦スイッチ(インターロック機構)
ドアの開閉方式	片引戸
防錆の適用	標仕による

② 製造所：評価名簿による。

8. 自閉式上吊り引戸装置
- ① 設置場所 本館1F男子便所・女子便所

適用戸の総質量 (kg)	40以下
手動開き力 (N)	15以下
手動閉じ力 (N)	15以下
閉じ速度の調整	標仕による
制動区間	標仕による
開閉繰り返し	標仕による
耐衝撃性	標仕による

② 製造所：評価名簿による。

9. ガラス
- ① 板ガラス

種 類	品 種	厚 さ	備 考
複層ガラス	FL-5・A6・F-4	5+4mm	
型板ガラス	F-4	4mm	

② 外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。

③ ガラス留め材の種類

建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ
鋼 製	シリコン系1成分形 (SR-1)	建具製造所の仕様による
アルミニウム製	シリコン系1成分形 (SR-1)	建具製造所の仕様による

- ④ 防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。

⑤ ガラスブロック積み

表面形状	呼び寸法	厚さ	力骨の材質・寸法・形状	目地幅の寸法	伸縮目地の位置

⑥ 目地部の力骨の補強方法は、ガラスブロック製造所の仕様による。

⑦ 壁用金属枠及び補強材を （ 設ける ・ 設けない ）。

⑧ 化粧目地モルタルの色 （ ）

⑨ シーリング材は、改標仕 表3.7.1による。

⑩ 金属製化粧力バーの材質は、（ ）製とし、寸法、形状は、図示による。

⑪ 工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

5章 内装改修工事

1. 一般事項
- ① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2. 撤去並びに下地補修
- 各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

- ① 床改修
- 既設床仕上の除去 改標仕6.2.2(1)参照
- | 種 類 | 撤去工法 | 撤去範囲 | 備 考 |
|---------------------------------|--------------------------------------|--------|-----|
| ビニール床シート
ビニール床タイルゴム系
床タイル | 改標仕6. 2. 2 (1) (ア) による | 一部(図示) | |
| 合成樹脂塗床 | 機械的除去工法・目荒らし工法
改標仕6. 2. 2 (1) (イ) | | |
| 床タイル | 改標仕6. 2. 2 (1) (エ) | 全面 | |

- コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照
- | 下地の状況 | 下地処理方法 | 備 考 欄 |
|------------------|--------------------------------------|---|
| 凹凸部処理 | サンダー掛け
ポリマーセメントモルタル
エポキシ樹脂モルタル | 合成樹脂床の場合 |
| 欠損部
下地モルタル撤去部 | モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃 | 塗厚さ及び下地の風化状況により、
モルタル補修が困難な場合は、
カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修 |
- ・ 改修後の床の清掃範囲は図示する。

- ② 壁改修
- ・ コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1) 参照

・ 間仕切壁撤去に伴う構造体の補修
モルタル塗り ※施工場所は図示による。
塗り厚25mm超の場合の補修を （ 行 う ・ 行わない ）

機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
油圧クラッシャ使用	
ダイヤモンドカッター使用	撤去・存置の取合部
ハンドブレーカー使用	撤去部分の研り取り
アグレッシブウォータージェット使用	

- ・ 木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照
- | 撤 去 区 分 | 既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容 |
|--------------|----------------------|
| 壁下地を含む全面 | 図示 |
| ボード面まで | |
| ボード面を残し仕上げのみ | |

- ③ 天井改修 改標仕6.4.2参照
- | 撤 去 区 分 | 既存壁取合の補修範囲及び内容 |
|--------------|----------------|
| 天井下地を含む全面 | 全面 |
| ボード面まで | |
| ボード面を残し仕上げのみ | |
- ・ 既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。

・ 既存天井塗装仕上面を塗替を行う。

3. 木工事
- ① 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。
含水率は （ ・ B ） 種とする。

4. 製材

① JAS 1083(製材)に基づく製材

	施工箇所	樹 種	寸 法	材料の等級	形 状	含水率	備 考
下 地 材	化粧鏡背部	杉	45×45	2級	角材	A種	県産材

5. 軽量鉄骨壁下地

- ① スタッド、ランナ等の種類は、改標仕6.7.3(表6.7.1)による。
- ② 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は (改標仕6.7.4(5)による)
- ③ ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

6. 軽量鉄骨天井下地

- ① 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。
- ② 耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。
- ③ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。
- ④ あと施工アンカーの施工後の引張試験を(行う) ・ 行わない)。
- ⑤ 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=(36)m/s
地表面粗度区分(I ・ II ・ Ⅲ ・ IV)
積雪区分 建設省告示第1455号 別表()
- ⑥ 屋外の野縁受け、つりボルト及びインサート、野縁の間隔は図示による。
- ⑦ ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。
- ⑧ 天井のふところが3m以上の箇所の補強方法は図示による。
- ⑨ 天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。
- ⑩ 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強は図示による。

7. ビニル床シート張り(JIS A 5705)、ビニル床タイル張り (JIS A 5705)、及びゴム床タイル張り

材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅 木			接着剤	施工箇所	備 考
				材質	厚さ	高さ			
ビニル床シート	FS	抗菌消臭	マブル	2.0	ビニルシート	1.5	100	エポキシ系	便所床
									溶接工法

- ① 帯電防止床シート： 種類()、 厚さ()、 性能()
- ② 耐動荷重性床シート： 種類()、 厚さ()
- ③ ステンレス幅木： 材質(ステンレス) 高さ(60 ・ 70 ・ 100)、 厚さ(0.8mm)
- ④ ビニル幅木： 材質(軟質 ・ 硬質)、 高さ(60 ・ 70 ・ 100)、 厚さ(1.5mm)

8. セッコウボードその他ボード及び合板張り

材 種 ・ 規 格 品	施工箇所	工 法	厚 さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	捨張り	12.5	不燃	スクリービス	LGS	
	天井						
化粧せっこうボードトラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井	仕上張	9.5	不燃	化粧ビス	LGS	
無機繊維強化 せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	仕上張	9.5	不燃	スクリービス	GB-R12.5	
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁						
	天井	仕上張	6.0	不燃	スクリービス	LGS	
普通合板 農林省告示第233号	腰壁	捨張り	12		スクリービス	LGS	1類
	化粧鏡背部	仕上張	12		スクリービス	木材	1類

- ① 合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。
- ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

9. モルタル塗り

施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備 考
既存床、壁補修	金ゴテ	—	無し	

- ① モルタルは (現場調査材料) ・ 既調査材料)とする。
- ② 現場調査材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調査材料の場合はJIS A 6916による。目地の位置及び寸法は図示による。
- ③ 防水モルタルに用いる防水剤の使用方法是、製造所の仕様による。
- ④ 総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。

10. セメントモルタルによるタイル張り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物			色			再生材 の適用	耐凍害性		耐滑り 性	備考
		I 類	II 類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注				有	無		
外壁	50二丁掛	○			○			○	○								貫通部補修

- ① 壁タイル張り工法 (密着工法)
- ② 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。

- ③ タイルの製造所： 原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
- ④ 見本焼きを(行う) ・ 行わない)。
- ⑤ 試験張りを(行う) ・ 行わない)。
- ⑥ 既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。
- ⑦ 保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。

11. 既製家具

- ① 合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。
- ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

12. 断熱材

- ① ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。
- ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

13. トイレブース

① 表面材の処理	脚部	ドアエッジ	
	形状	形状	材質
メラミン化粧板	ステンレス巾木	エッジカバー	アルミ押出型材

- ② 製造所： 評価名簿による。
- ③ 非常時外開機能付きとする。
- ④ トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。
- ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

14. 洗面カウンター

材種 ・メラミン化粧板張り(心材:集成材) 天板:人工大理石

寸法 ・奥行約500

15. 面台

材種 ・人工大理石

寸法 ・見付25mm×D=120・100mm

16. 汚垂石

材種 ・防汚陶板 光触媒コーティング 下地に接着張

寸法 ・t=9×D=600

17. 床下点検口

材 種	寸 法	形 式		外 枠	内 枠
ステンレス	600□	張物タイプ	鍵付き	FBタイプ	FBタイプ

18. 天井点検口

材 種	寸 法	形 式		外 枠	内 枠
アルミ	600□	丁番タイプ	鍵なし	額縁タイプ	額縁タイプ

19. 手すり

材 種	表面処理	直径	取付場所	備考
L型手摺 L=900	樹脂被覆タイプ	34mm	洋便器横	
小便器用手摺	樹脂被覆タイプ	34mm	小便器前	

20. 表示

区分	材質	寸法	厚さ	取付高さ	備考
室名札	アクリル板	200×60	5mm	2,000	
ピクトグラム	アクリル板	200□	3mm	1,500	

6章 塗装改修工事

1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
- ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
- ③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
- ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

区 分	種 別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
鉄部	B種		C種	B種		仮設スロー 廻り
鉄部		A種	RB種		C種	鋼製建具
木部		1種	A種			化粧鏡ボード裏面
木部		B種	RB種			天井見切BOX

3. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考
ボード面	B種	B種	天井
モルタル面	B種	R B種	壁

7章 環境配慮(グリーン)改修工事

I アスベスト含有建材の処理工事

1. 一般事項

- ① 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。

② 石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。

③ アスベスト粉塵濃度測定を(行う ・ 行わない)。

・ 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。

・ 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

・ 報告書を()部作成し監督員に提出すること。

・ 測定場所及び箇所は図示による。測定時期(前・中・後)

④ 施工計画

(1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。

(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。

⑤ アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。
2. アスベスト含有成形板の除去
- ① 養生等

(1) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。

内部足場 種類：

仕様： 枚布

D＝ cm

 養生種別： 養生シート

② 工法

(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさがけて行うこと。

(2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。

なお、やむを得ず切断、破砕等を行しなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。

ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。

建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車庫を用意すること。
- ③ 除去箇所一覧表
- | 階数 | 室 名 | 箇所 | 建 材 種 別 | 面積 | 調査方法 |
|----------|-----------|----|------------------|----|------|
| 事務所棟1～4階 | 身障者・男・女便所 | 9 | 珪酸カルシウム板・化粧石膏ボード | | みなし |
| 事務所棟1～4階 | 身障者・男・女便所 | 9 | 長尺塩ビシート | | みなし |
- ④ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。
- ⑤ 施工記録等

(1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。

(2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。
- 8章 鉄筋工事
1. 材料
- | 規格番号 | 規格名称 | 種類の記号 | 径(mm) |
|------------|----------------------|---------------|-------|
| JIS G 3112 | 鉄筋コンクリート用棒鋼 | SD295A | 10、13 |
| — | 建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋 | — | |
| JIS G 3551 | 溶接金網及び鉄筋格子 | 網目の形状： 寸法： 径： | |
2. 材料試験
- 材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
3. 鉄筋の継手及び定着
- ① 鉄筋の継手は(重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手をを用いない。

② 鉄筋の継手の位置は図示による。

③ 結束線の端部は内側に折り曲げる。

④ スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型材に接する部分に防錆処理を行ったものとする。

ただし、地階を有しない1階土間を除く。

⑤ 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。
4. 配筋検査
- 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。
5. あと施工アンカー工事(耐震改修工事に伴うものを除く)
- ① あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。

② 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。

③ 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。

④ 施工確認試験を(行う ・ 行わない)。 確認強度()kN 試験方法は標仕14.1.3(工)による。

⑤ あと施工アンカーは(金属系アンカー ・ 接着系アンカー)とする。
- 工事名： R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築
- ・ 金属系アンカー [LGS天井下地用]

引張耐力(0.4kN)とする。

せん断耐力()とする。

アンカー本体の径(9.5mm 、 埋込深さ(40mm)とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。

接合筋の種類は(スチー)、径(W3/8)、長さ(図示)とする。

・ 接着系アンカー

引張耐力()とする。

せん断耐力()とする。

アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。
- 9章 コンクリート工事
1. 一般事項
- ① コンクリートの種類
- ・ I 類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)

・ II 類(JIS A 5308への適合したコンクリート)
- ② 設計基準強度
- | コンクリートの種類 | 設計基準強度
Fc(N/mm2) | 調合管理強度
Fn(N/mm2) | スランプ
(cm) | 強度試験の有無 | 種別 | 気乾単位容積
重量(t/m3) | 適用箇所 |
|-----------|---------------------|---------------------|--------------|---------|----|--------------------|----------------|
| 普通コンクリート | 21 | 21+S | 18 | 有 | N | 2.3 | 和風大便器撤去跡のスラブ閉塞 |
| | | | | | | | |
- ③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。

なお、構造体強度補正值(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。
- ④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
- ・ 第4週強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。

なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。
2. コンクリートの仕上がり
- ① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。

② 合板せき板を用いる打放し上げの種類別は(A ・ B ・ C)種とする。

③ コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。
3. 普通コンクリート
- ① セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。

・ 高炉セメントB種適用箇所()

・ フライアッシュセメントB種適用箇所()

② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。

③ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる ・ できない)。

④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。

⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。

⑥ 試験練りは(行う ・ 行わない)。

⑦ 所要空気量は4.5±1.5%とする。

⑧ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。
- 1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O(エヌエーツーオー)換算で3.0kg以下にする。

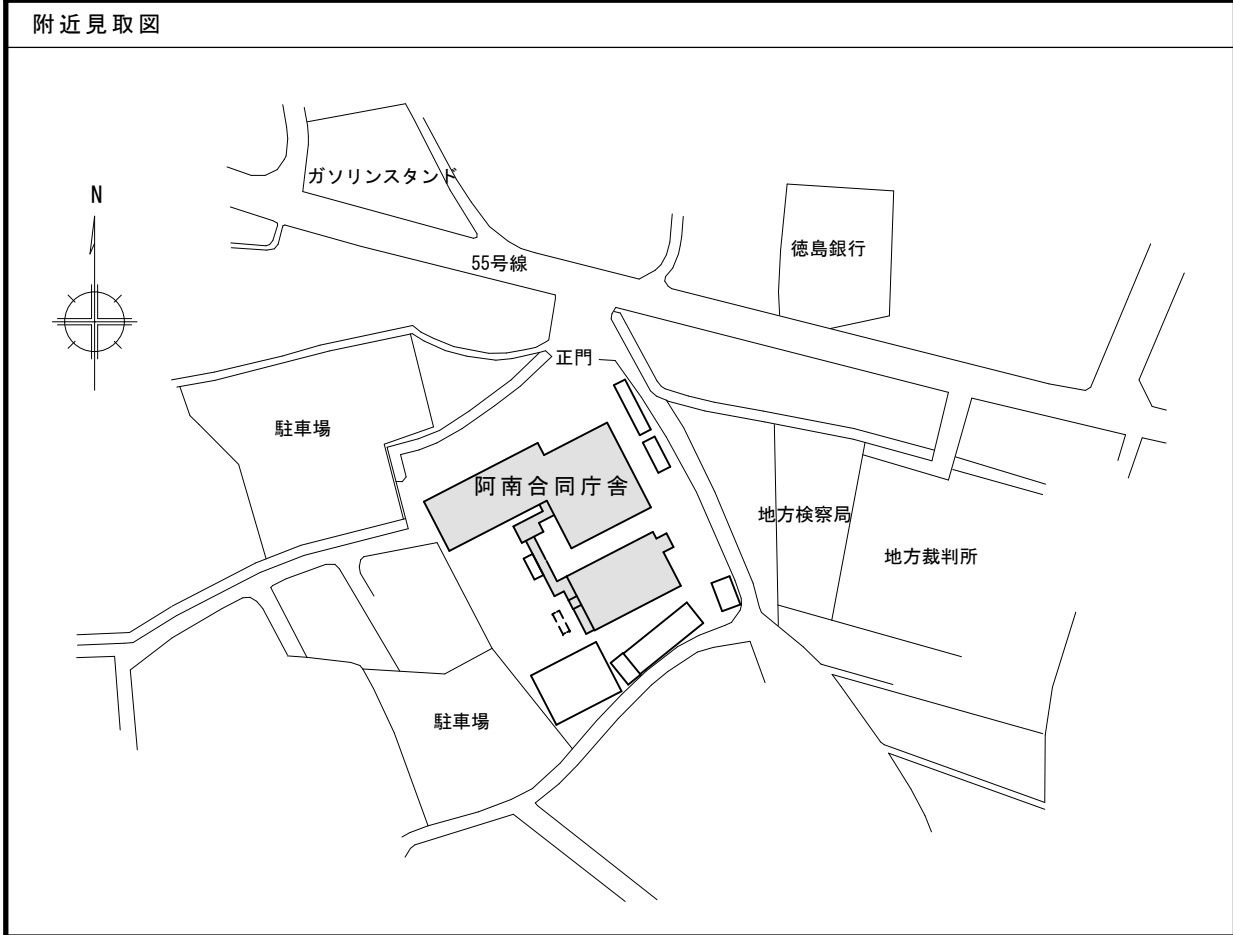
2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。

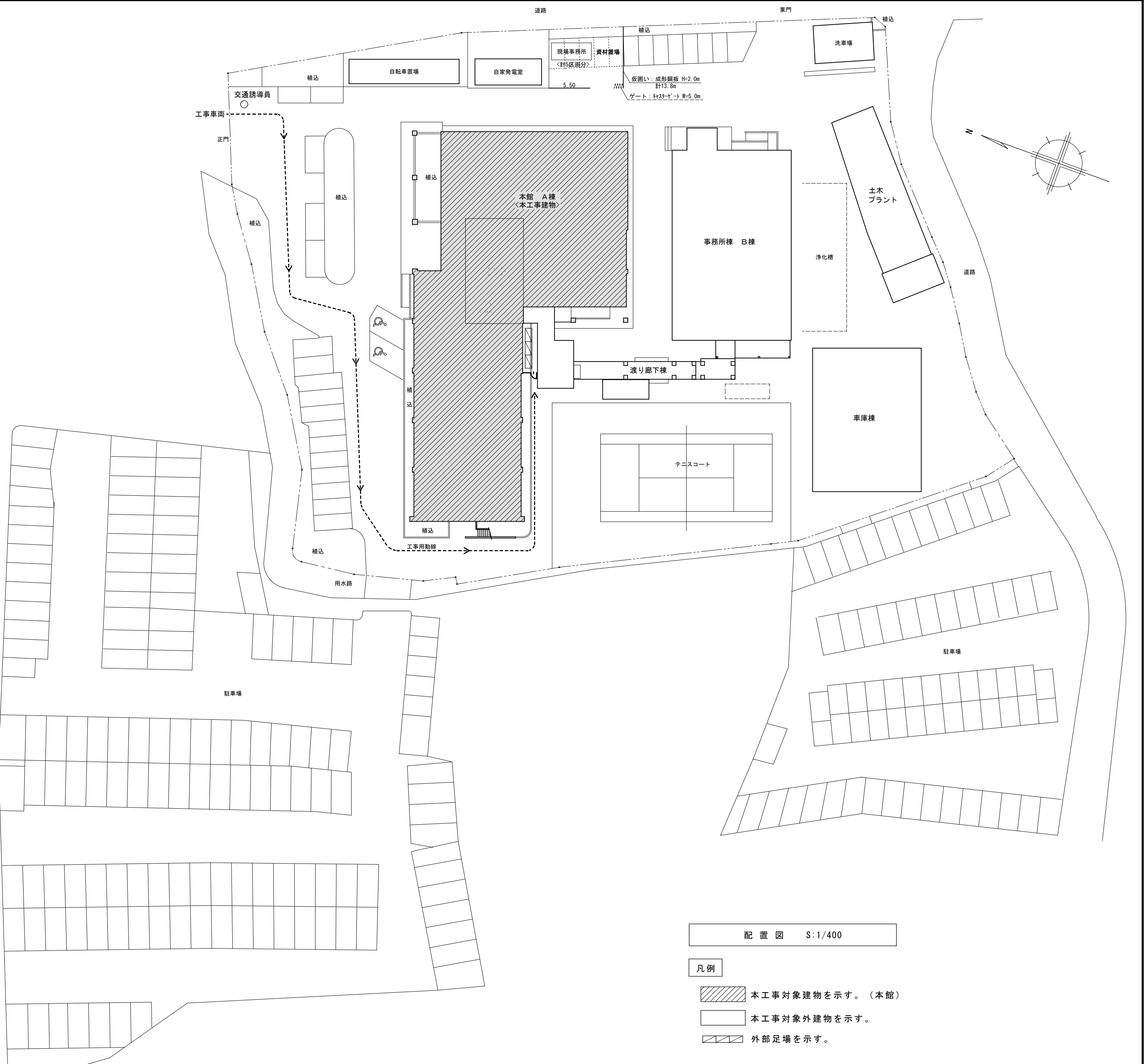
試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。
- ⑨ 混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。
4. レディミストコンクリート工場の指定
- 工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。
5. 型材
- ① 型材は、(県産木製型材 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型材 ・ ブロック)とする。
- | 型材の種類別 | 仕上げ種別 | 塗装の有無 | 材質 | 厚さ | 適用箇所 |
|---------------|-------|-------|-------|------|---------------|
| 県産木製型材 | — | なし | | | |
| 標仕6.8.2(2)(ア) | A種 | あり | | | |
| 標仕6.8.2(2)(イ) | B種 | なし | | | |
| 標仕6.8.2(2)(イ) | C種 | なし | | | |
| 標仕6.8.2(2)(イ) | 普通型材 | なし | ウツベンヤ | 12mm | 和風便器撤去跡のスラブ受け |
- ② スリーブの材種(硬質紙製)
- 設計者情報：平島弘之＋TEAM28 管理建築士 蔭山 仁志 番号 第152422号
- 改特-07 建築改修工事特記仕様書(7)
- 設計者情報：平島弘之＋TEAM28 管理建築士 蔭山 仁志 番号 第152422号
- 改特-08 建築改修工事特記仕様書(8)



- 工事概要
- ＜基本方針＞
- ・トイレのプランはドアレス化を基本とする。
 - ・トイレ廻りの建築内装（床、壁、天井）のやり替えを行う。
 - ・トイレの汚水タテ管、通気管、横枝管及び給水タテ管をやり替える。
 - ・衛生器具をやり替える。
 - ・便器は全て洋便器にやり替える。
 - ・湯沸室の湯沸器、水栓、金具等の更新を行う。
 - ・照明の更新を行う。

＜各部の工事概要＞

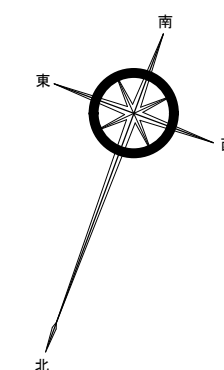
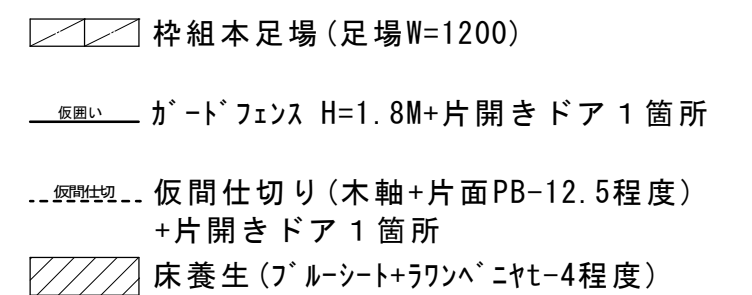
本館棟（A棟）			
階	エリア	室名	改修概要
1	A－1	男女便所	全ての内装改修と衛生器具、照明改修
		多目的便所	スペースの拡張、オストメイト設置等 衛生器具改修
1	A－2	湯沸室	小型湯沸器に改修
		便所	和便器を洋便器にやり替える
2	A－3	男女便所	全ての内装改修と衛生器具、照明改修
		湯沸室	小型湯沸器に改修
3	A－4	男女便所	全ての内装改修と衛生器具、照明改修
		湯沸室	小型湯沸器に改修
4	A－5	男女便所	全ての内装改修と衛生器具、照明改修
		湯沸室	小型湯沸器に改修



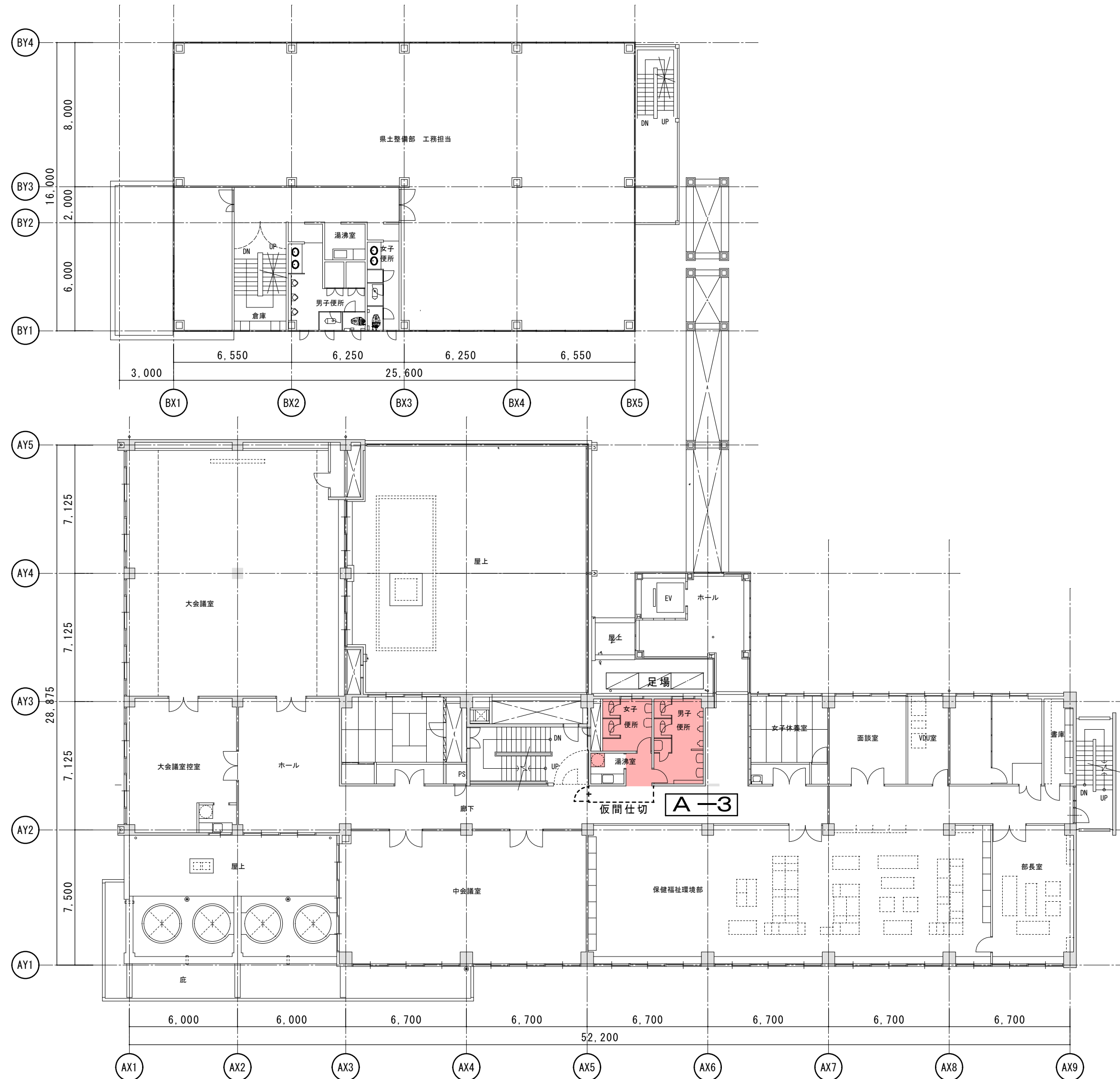
配置図 S:1/400

- 凡例
- 本工事対象建物を示す。（本館）
 - 本工事対象外建物を示す。
 - 外部足場を示す。

内 部 仕 上 表							◆はアスベスト含有建材を示す。(みなし) ※壁タイル浮き部分は周囲カッター切の上にもタイル補修のこと。							
階	室 名	区 分	床	FLH	巾木	H	腰壁	壁	天井		CH	廻縁	備考	
本館 1 階 A-1	路 込	改修前	[モルタル下地 ◆長尺塩ビシート張]	一般± 0	[◆塩ビソフト巾木]	100	—	[モルタルコテ EP塗]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 一部撤去<下地共>		2, 600	[塩ビ]		
		改修後	取合補修	一般± 0	取合補修	100	—	取合補修	取合補修		2, 600	取合補修		
	多目的便所	改修前	[モルタル下地 モザイクタイル張(25□)] 床タイル撤去	一般- 50	—	—	—	[半磁器タイル張(75□)]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 撤去<下地共>		2, 300	[塩ビ]	[手摺、床下点検口]撤去	
		改修後	置床 ラワンベニヤt=9捨張 長尺塩ビシート張	一般± 0	ステンス巾木	100	—	不燃ミネシ化粧板張t=3	LGS天井下地 FK t=6 底目地張 EP塗		2, 250	塩ビ	床下点検口 ベビークーチア新設 トイレバック 新設(設)	
	男子便所	改修前	[モルタル下地 モザイクタイル張(25□)] 床タイル撤去	一般- 50	—	—	[半磁器タイル張(75□)]	[半磁器タイル張(75□)]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 撤去<下地共>		2, 300	[塩ビ]	[面台、トイレブース、和風便器、手摺]撤去 [化粧鏡、ガラススクリーン]撤去	
		改修後	置床 ラワンベニヤt=9捨張 長尺塩ビシート張	一般± 0	ステンス巾木	100	面台：人工大理石 t=25 LGS+耐水合板 t=12.5+不燃ミネシ化粧板 t=3	不燃ミネシ化粧板張t=3	LGS天井下地 FK t=6 底目地張 EP塗		2, 250	塩ビ	面台、トイレブース、洗面カウンター、化粧鏡 手摺 新設	
	女子便所	改修前	[モルタル下地 モザイクタイル張(25□)] 床タイル撤去	一般- 50	—	—	—	[半磁器タイル張(75□)]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 撤去<下地共>		2, 300	[塩ビ]	[トイレブース、和風便器、化粧鏡]撤去	
		改修後	置床 ラワンベニヤt=9捨張 長尺塩ビシート張	一般± 0	ステンス巾木	100	—	不燃ミネシ化粧板張t=3	LGS天井下地 FK t=6 底目地張 EP塗		2, 250	塩ビ	トイレブース、洗面カウンター、化粧鏡 新設	
1 階 A-2	便 所	改修前	[モルタル下地 モザイクタイル張(25□)] 床タイル撤去	一般+220 一般- 80	—	—	—	[半磁器タイル張(75□)]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 撤去<下地共>		2, 000 2, 300	[塩ビ]	[和風便器、床嵩上げ部]解体・撤去	
		改修後	置床 ラワンベニヤt=9捨張 長尺塩ビシート張	一般± 0	ステンス巾木	100	—	不燃ミネシ化粧板張t=3	LGS天井下地 FK t=6 底目地張 EP塗		2, 220	塩ビ	床撤去部、モルタル補修	
	湯沸室	改修前	[モルタル下地 ◆長尺塩ビシート張]	一般± 0	[◆塩ビソフト巾木]	100	—	◆ボート EP塗]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗]		2, 400	[塩ビ]	[ユノックス]撤去(設)	
		改修後	そのまま	一般± 0	そのまま	100	—	そのまま	そのまま		2, 400	そのまま	小型電気温水器新設(設)	
2 階 A-3	路 込	改修前	[モルタル下地 ◆長尺塩ビシート張]	一般± 0	[◆塩ビソフト巾木]	100	—	[モルタルコテ EP塗]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗]		2, 300	[塩ビ]		
		改修後	取合補修	一般± 0	取合補修	100	—	取合補修	そのまま		2, 300	取合補修		
	湯沸室	改修前	[モルタル下地 ◆長尺塩ビシート張]	一般± 0	[◆塩ビソフト巾木]	100	—	[◆ボート EP塗]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗]		2, 300	[塩ビ]	[ユノックス]撤去(設)	
		改修後	そのまま	一般± 0	そのまま	100	—	そのまま	そのまま		2, 300	そのまま	小型電気温水器新設(設)	
	男子便所	改修前	[モルタル防水下地 モザイクタイル張(25□)] 床タイル撤去	一般- 50	—	—	[半磁器タイル張(75□)]	[半磁器タイル張(75□)]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 撤去<下地共>		2, 300	[塩ビ]	[面台、トイレブース、和風便器、手摺]撤去 [化粧鏡、ガラススクリーン]撤去	
		改修後	置床 ラワンベニヤt=9捨張 長尺塩ビシート張	一般± 0	ステンス巾木	100	面台：人工大理石 t=25 LGS+耐水合板 t=12.5+不燃ミネシ化粧板 t=3	不燃ミネシ化粧板張t=3	LGS天井下地 FK t=6 底目地張 EP塗		2, 250	塩ビ	面台、トイレブース、洗面カウンター、化粧鏡 手摺 新設	
	女子便所	改修前	[モルタル防水下地 モザイクタイル張(25□)] 床タイル撤去	一般- 50	—	—	—	[半磁器タイル張(75□)]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 撤去<下地共>		2, 300	[塩ビ]	[トイレブース、和風便器、化粧鏡]撤去	
		改修後	置床 ラワンベニヤt=9捨張 長尺塩ビシート張	一般± 0	ステンス巾木	100	—	不燃ミネシ化粧板張t=3	LGS天井下地 FK t=6 底目地張 EP塗		2, 250	塩ビ	面台、トイレブース、洗面カウンター、化粧鏡 新設	
	3 階 A-4	路 込	改修前	[モルタル下地 ◆長尺塩ビシート張]	一般± 0	[◆塩ビソフト巾木]	100	—	[モルタルコテ EP塗]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗]		2, 300	[塩ビ]	
			改修後	取合補修	一般± 0	取合補修	100	—	取合補修	そのまま		2, 300	取合補修	
湯沸室		改修前	[モルタル下地 ◆長尺塩ビシート張]	一般± 0	[◆塩ビソフト巾木]	100	—	[◆ボート EP塗]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗]		2, 300	[塩ビ]	[ユノックス]撤去(設)	
		改修後	そのまま	一般± 0	そのまま	100	—	そのまま	そのまま		2, 300	そのまま	小型電気温水器新設(設)	
男子便所		改修前	[モルタル防水下地 モザイクタイル張(25□)] 床タイル撤去	一般- 50	—	—	[半磁器タイル張(75□)]	[半磁器タイル張(75□)]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 撤去<下地共>		2, 300	[塩ビ]	[面台、トイレブース、和風便器、手摺]撤去 [化粧鏡、ガラススクリーン]撤去	
		改修後	置床 ラワンベニヤt=9捨張 長尺塩ビシート張	一般± 0	ステンス巾木	100	面台：人工大理石 t=25 LGS+耐水合板 t=12.5+不燃ミネシ化粧板 t=3	不燃ミネシ化粧板張t=3	LGS天井下地 FK t=6 底目地張 EP塗		2, 250	塩ビ	面台、トイレブース、洗面カウンター、化粧鏡 手摺 新設	
女子便所	改修前	[モルタル防水下地 モザイクタイル張(25□)] 床タイル撤去	一般- 50	—	—	—	[半磁器タイル張(75□)]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 撤去<下地共>		2, 300	[塩ビ]	[トイレブース、和風便器、化粧鏡]撤去		
	改修後	置床 ラワンベニヤt=9捨張 長尺塩ビシート張	一般± 0	ステンス巾木	100	—	不燃ミネシ化粧板張t=3	LGS天井下地 FK t=6 底目地張 EP塗		2, 250	塩ビ	面台、トイレブース、洗面カウンター、化粧鏡 新設		
4 階 A-5	路 込	改修前	[モルタル下地 ◆長尺塩ビシート張]	一般± 0	[◆塩ビソフト巾木]	100	—	[モルタルコテ EP塗]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 一部撤去<下地共>		2, 300	[塩ビ]		
		改修後	取合補修	一般± 0	取合補修	100	—	取合補修	そのまま		2, 300	取合補修		
	湯沸室	改修前	[モルタル下地 ◆長尺塩ビシート張]	一般± 0	[◆塩ビソフト巾木]	100	—	[◆ボート EP塗]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗]		2, 300	[塩ビ]	[ユノックス]撤去(設)	
		改修後	そのまま	一般± 0	そのまま	100	—	そのまま	そのまま		2, 300	そのまま	小型電気温水器新設(設)	
	男子便所	改修前	[モルタル防水下地 モザイクタイル張(25□)] 床タイル撤去	一般- 50	—	—	[半磁器タイル張(75□)]	[半磁器タイル張(75□)]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 撤去<下地共>		2, 300	[塩ビ]	[面台、トイレブース、和風便器、手摺]撤去 [化粧鏡、ガラススクリーン]撤去	
		改修後	置床 ラワンベニヤt=9捨張 長尺塩ビシート張	一般± 0	ステンス巾木	100	面台：人工大理石 t=25 LGS+耐水合板 t=12.5+不燃ミネシ化粧板 t=3	不燃ミネシ化粧板張t=3	LGS天井下地 FK t=6 底目地張 EP塗		2, 250	塩ビ	面台、トイレブース、洗面カウンター、化粧鏡 手摺 新設	
	女子便所	改修前	[モルタル防水下地 モザイクタイル張(25□)] 床タイル撤去	一般- 50	—	—	—	[半磁器タイル張(75□)]	[◆FK t=6 目透し張 EP塗] 撤去<下地共>		2, 300	[塩ビ]	[トイレブース、和風便器、洗面カウンター、化粧鏡]撤去	
		改修後	置床 ラワンベニヤt=9捨張 長尺塩ビシート張	一般± 0	ステンス巾木	100	—	不燃ミネシ化粧板張t=3	LGS天井下地 FK t=6 底目地張 EP塗		2, 250	塩ビ	面台、トイレブース、洗面カウンター、化粧鏡 新設	
							既存タイル、下地モルタルの浮き部分は補修とする。	FK：ケイ酸カルシウム板を示す				(設)：設備工事を示す		
[]：既存を示す。							徳島県土整備部営繕課		●工事名 R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築		●図面番号 A-02		 株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 岡山県	
								●図面名 本館 仕上表 <改修前・改修後>	●縮尺 ー					

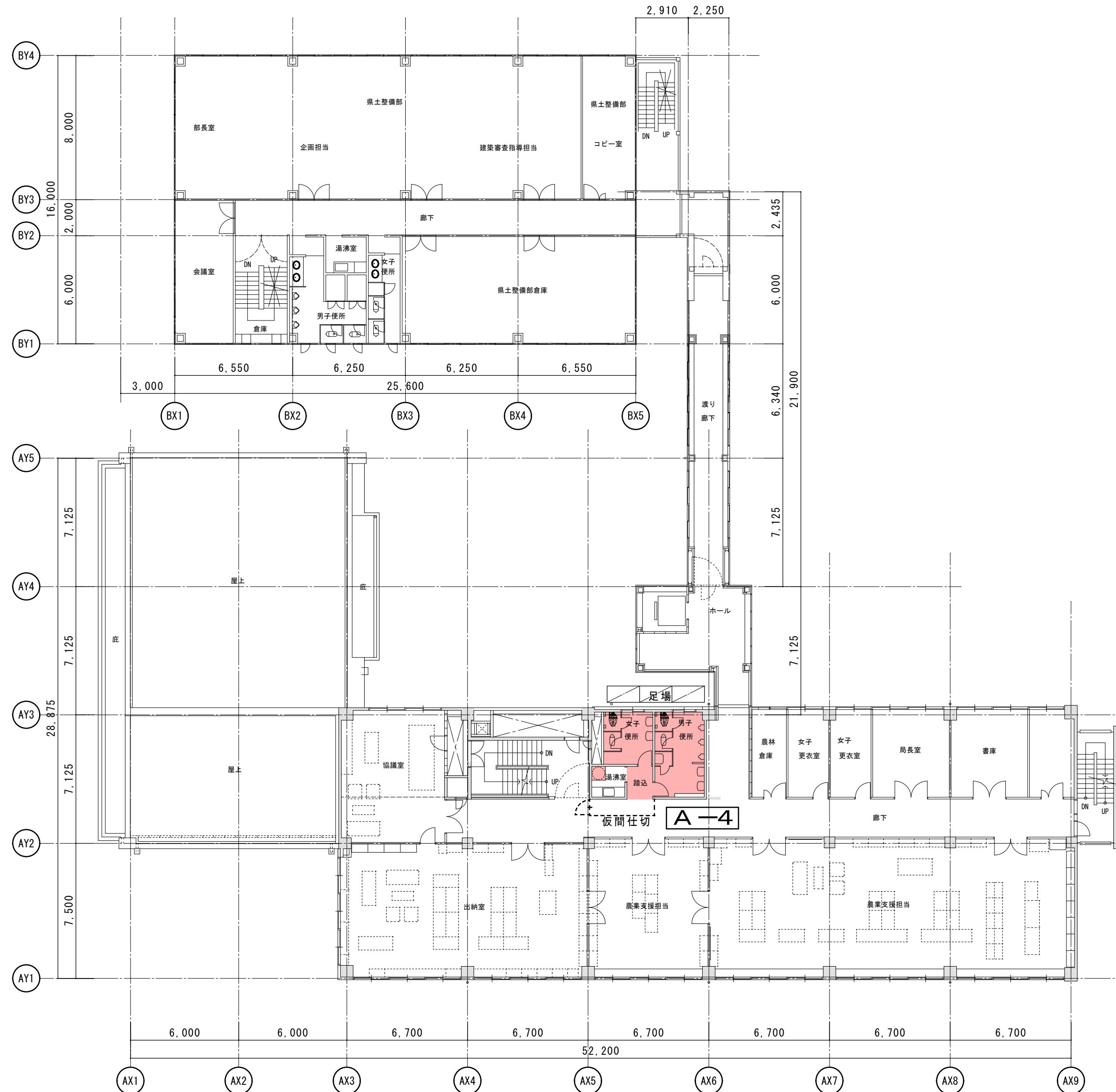


		徳島県土整備部営繕課	工事名	R8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築	図面番号	A-03	株式会社 平島弘之 + TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一般職労士 第 152422 号 岡山仁志
			図面名	1階平面図 仮設計画図	縮尺	A2:1/200 A3:×71%	

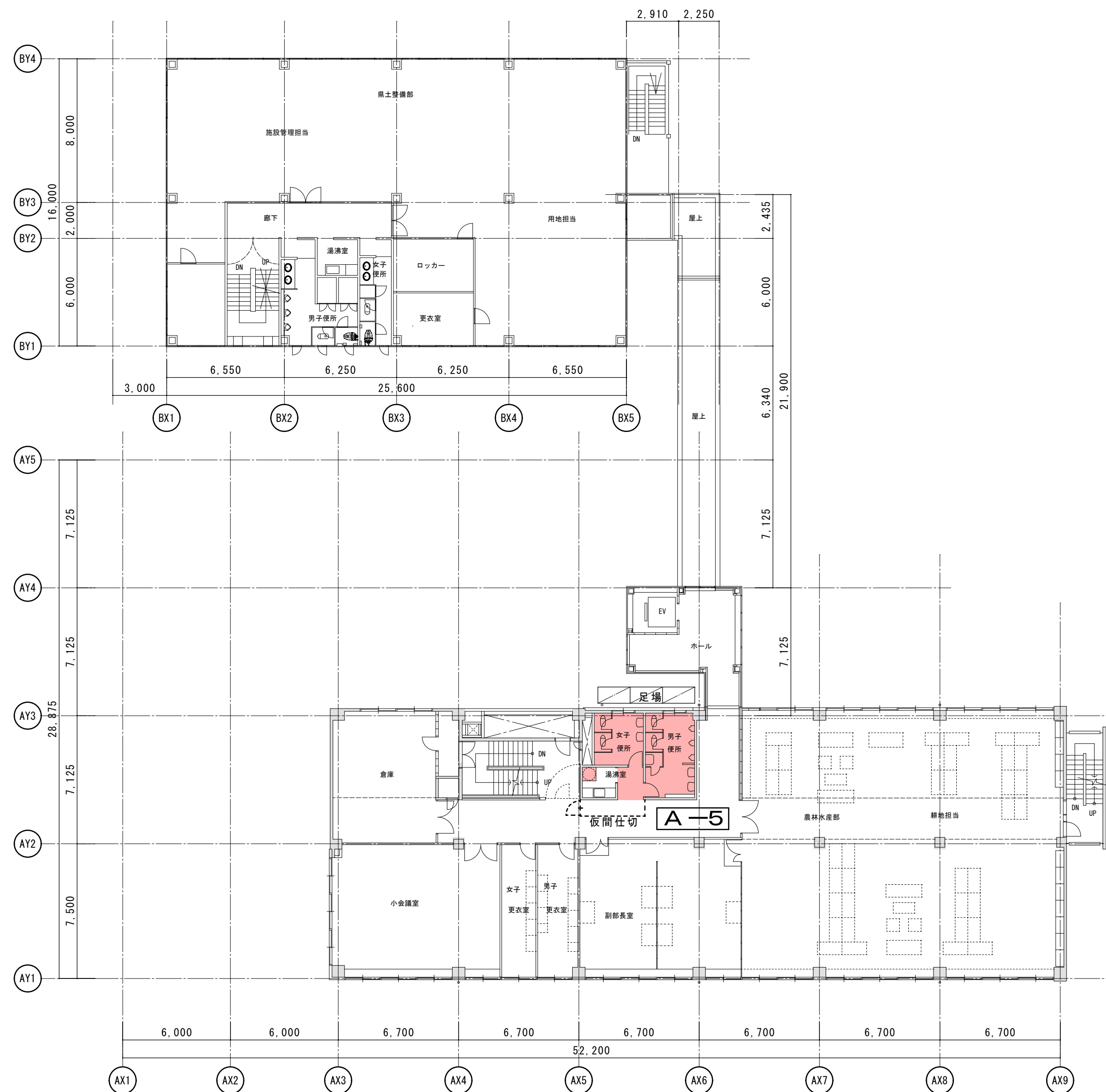


既存建物 2階平面図 SC=1/200 ※図中 印は工事箇所を示す。

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築	図面番号	A-04
設計	竣工	図面名	既存建物 2階平面図	縮尺	A2: 1/200 A3: × 71%

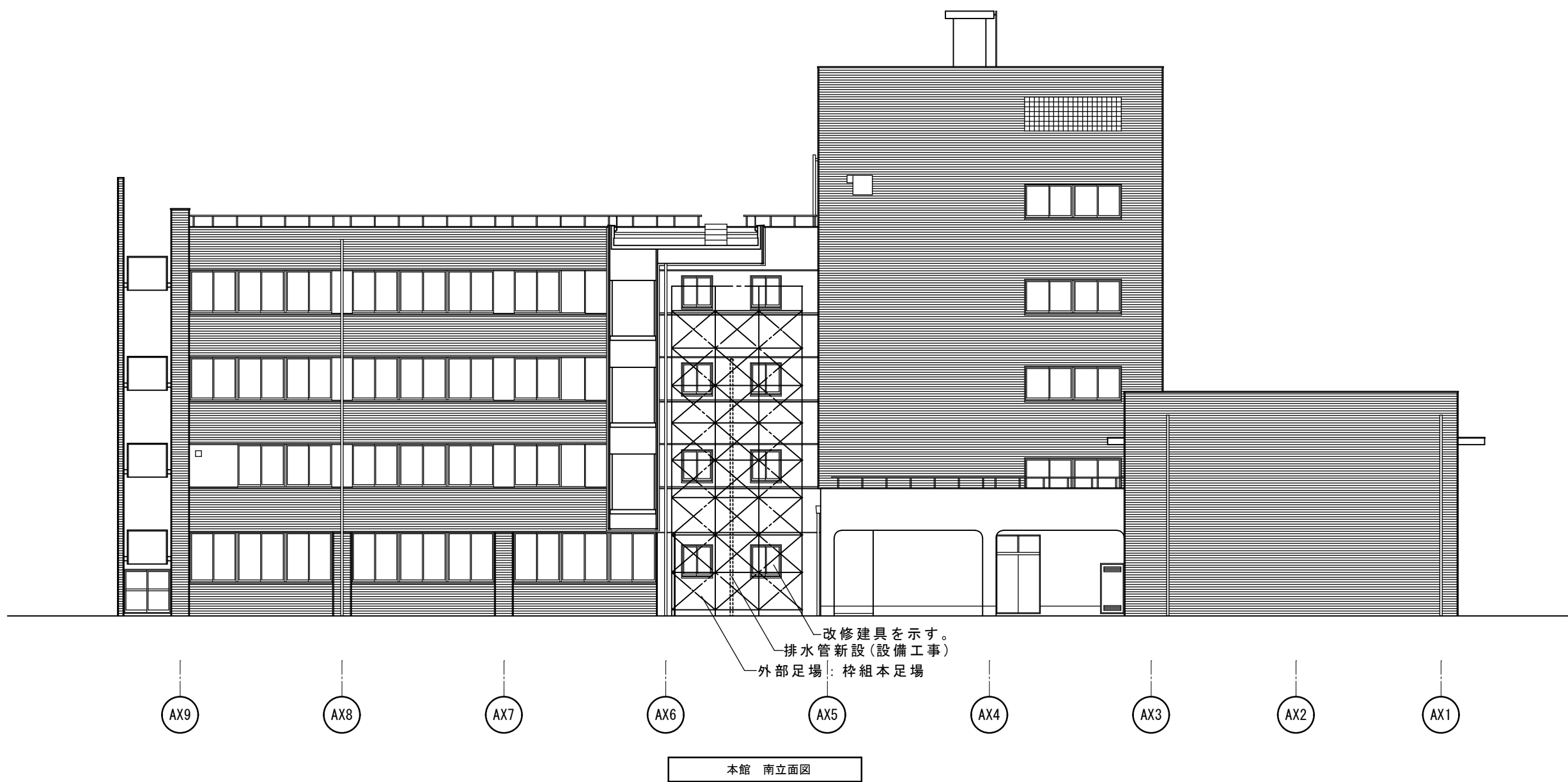


既存建物 3階平面図 SC=1/200 ※図中 印は工事箇所を示す。



既存建物 4 階平面図 SC=1/200 ※図中 印は工事箇所を示す。

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築	図面番号	A-06
設計	竣工	図面名	既存建物 4 階平面図	縮尺	A2: 1/200 A3: × 71%
株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 富山仁志					

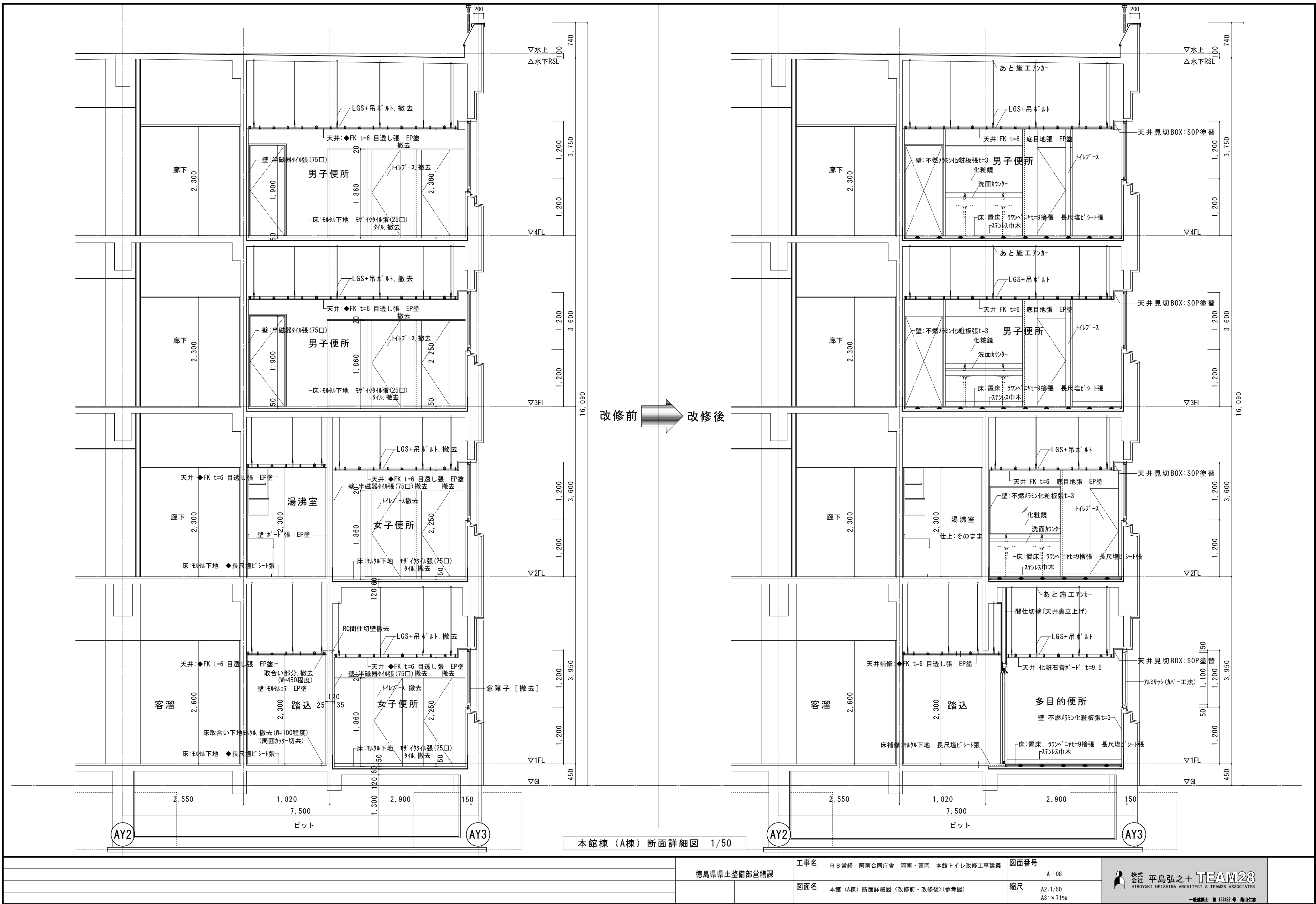


徳島県土整備部営繕課		工事名	R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築	図面番号	A-07
設計	竣工	図面名	本館 立面図 仮設計画面	縮尺	A2:1/200 A3:×71%

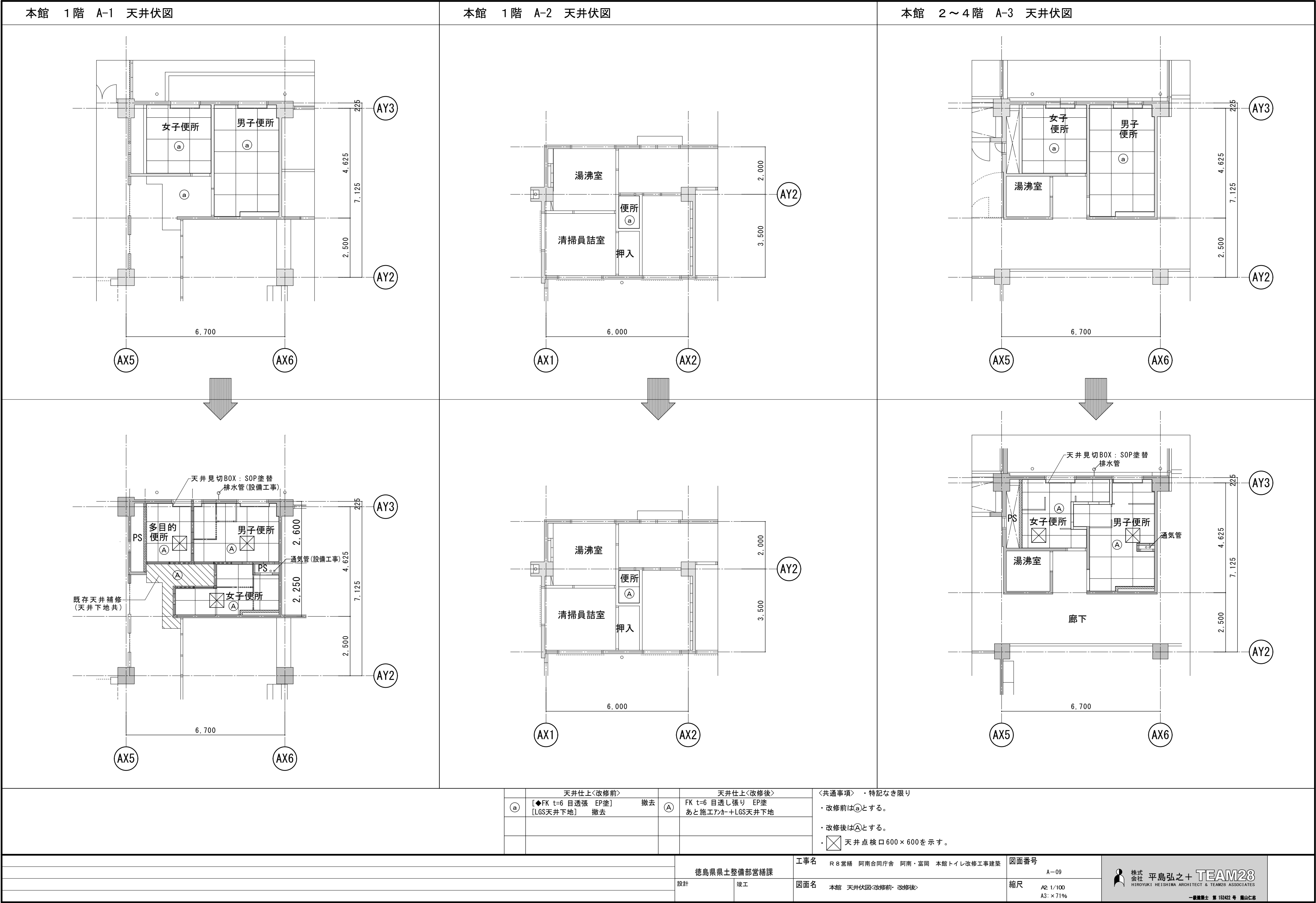


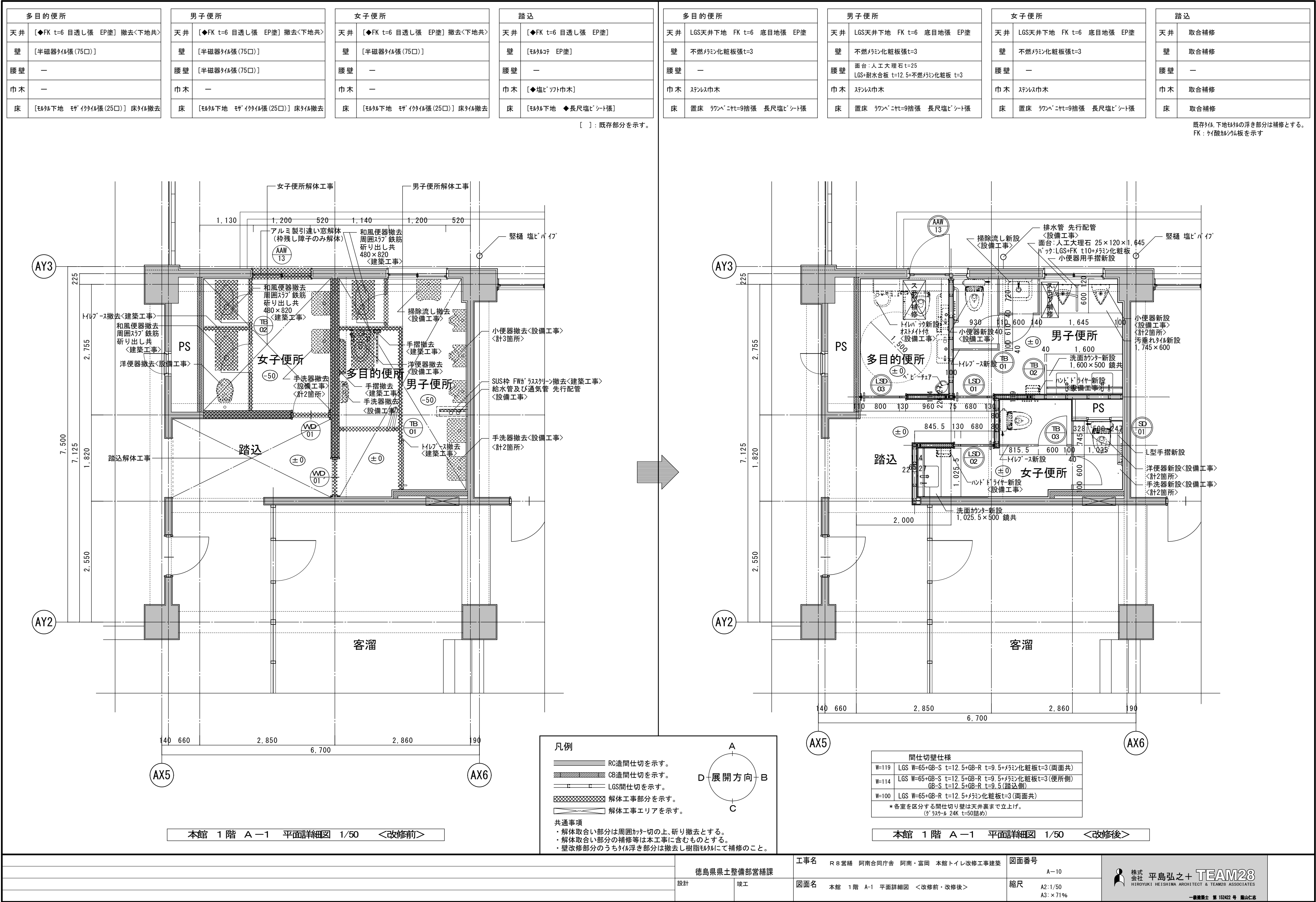
株式会社 平島弘之+ TEAM28
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

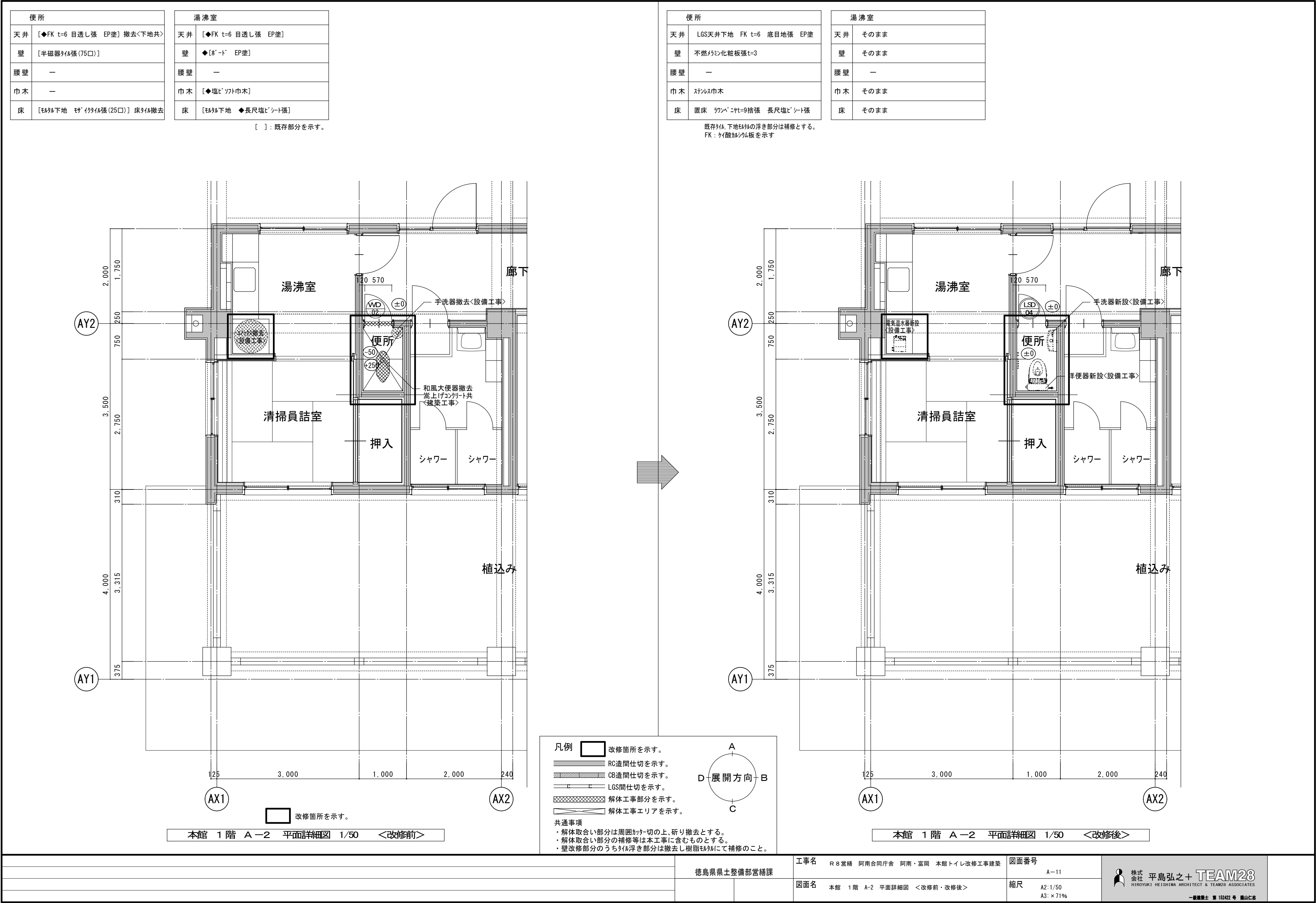
一級建築士 第 182422 号 岡山仁志

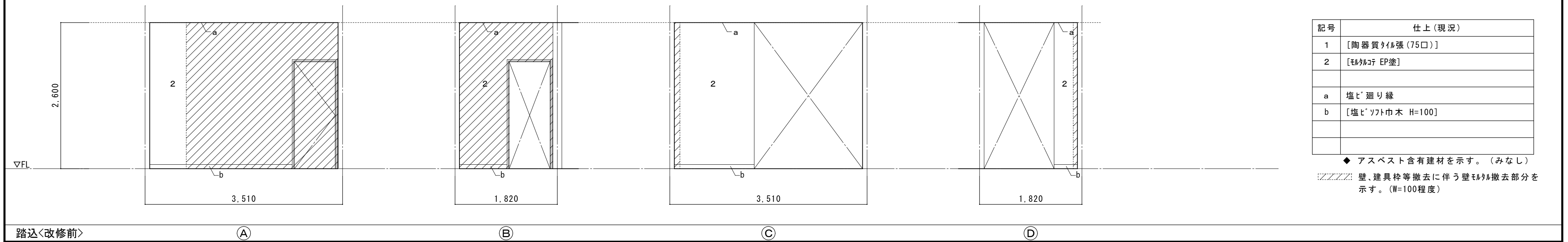
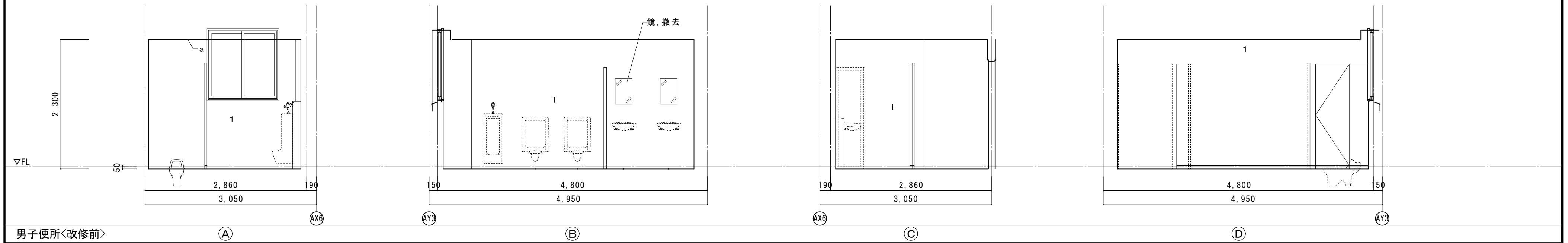
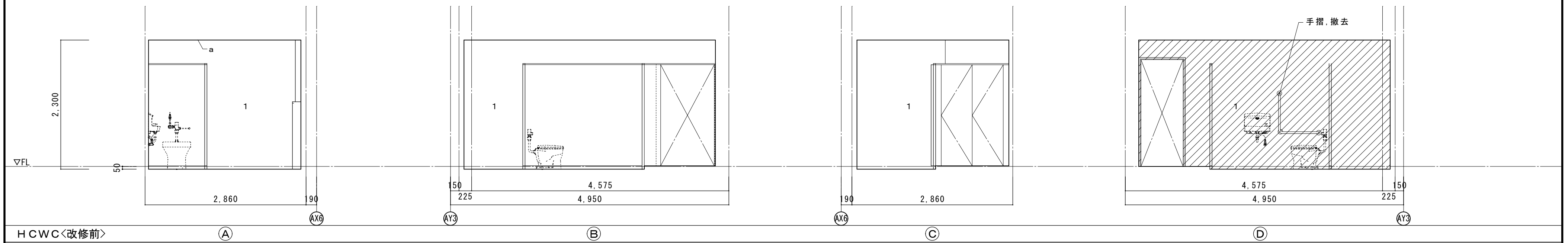
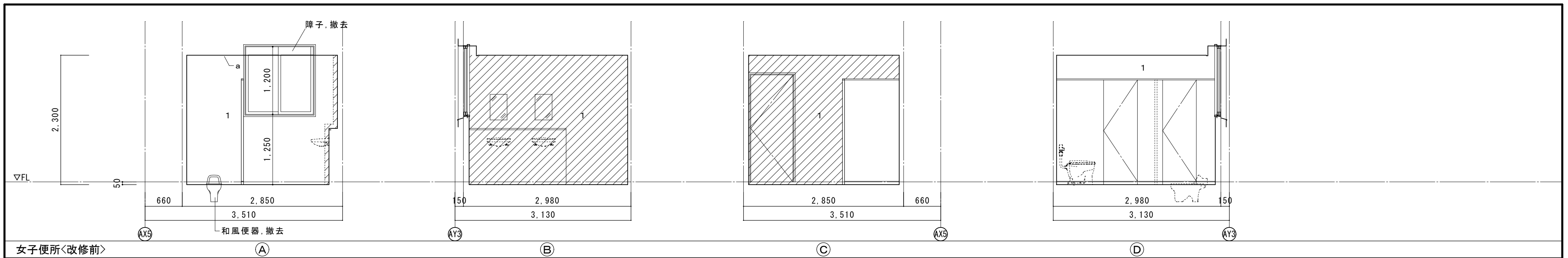


徳島県土木整備部営繕課		工事名	R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築	図面番号	A-08
		図面名	本館 (A棟) 断面詳細図 <改修前・改修後> (参考図)	縮尺	A2: 1/50 A3: × 71%
		株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 富山仁志			





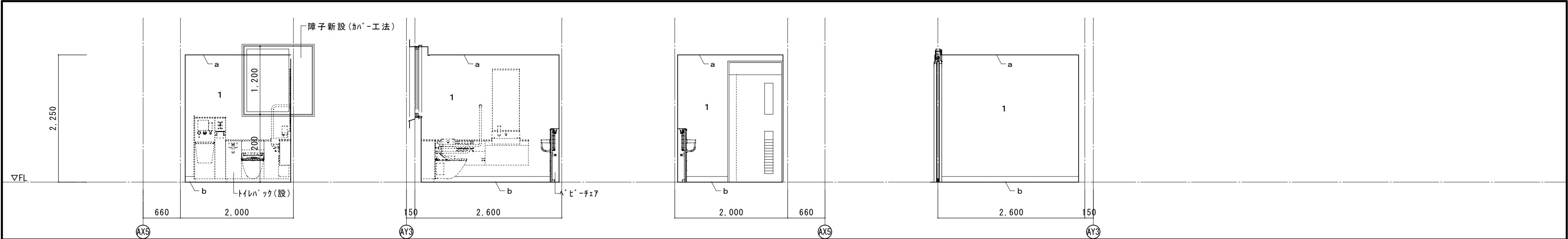




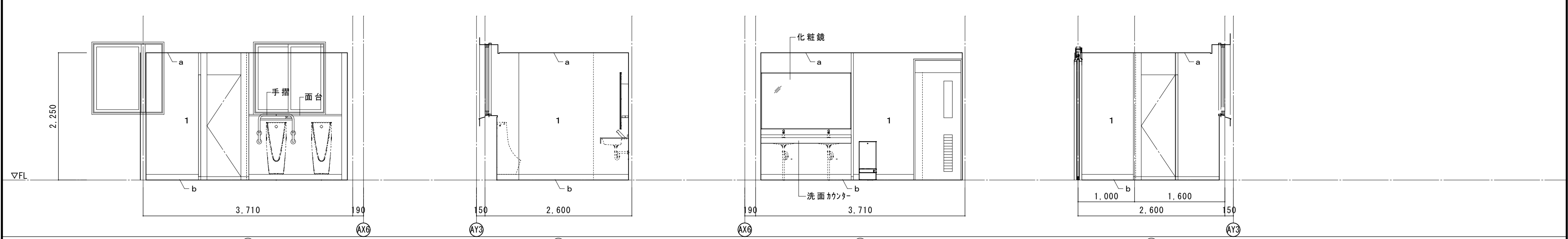
記号	仕上(現況)
1	[陶器質タイル張(75口)]
2	[珪藻土 EP塗]
a	塩ビ [*] 廻り縁
b	[塩ビ [*] ソフト巾木 H=100]

◆ アスベスト含有建材を示す。(みなし)

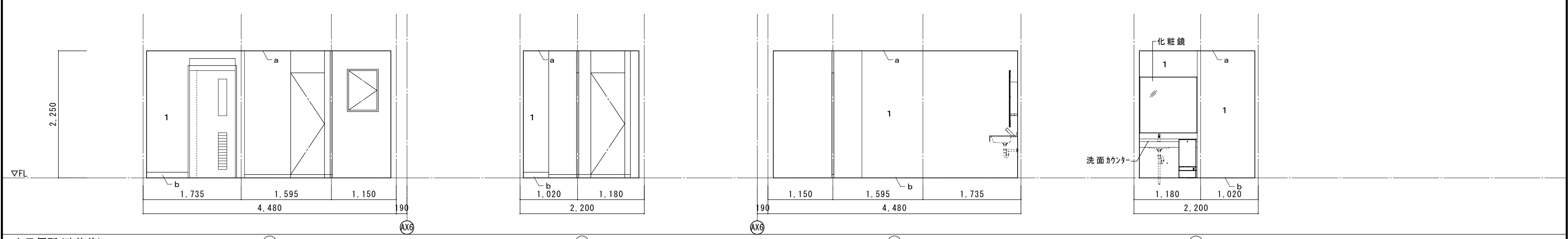
壁、建具枠等撤去に伴う壁モルタル撤去部分を
示す。(W=100程度)



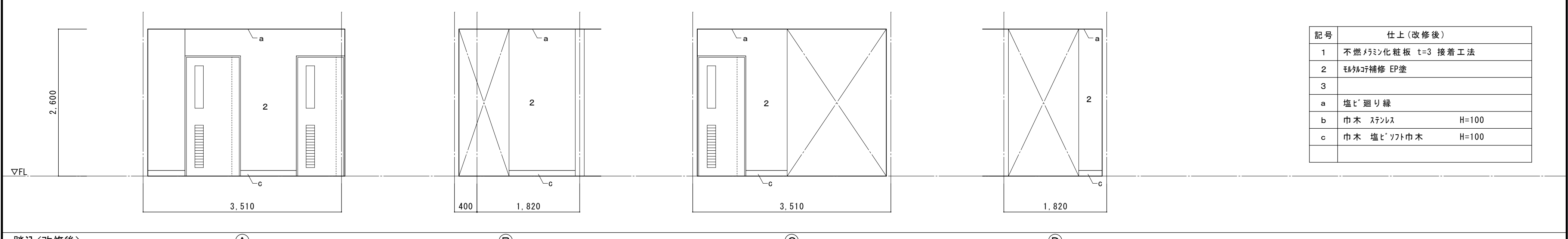
多目的便所<改修後>



男子便所<改修後>

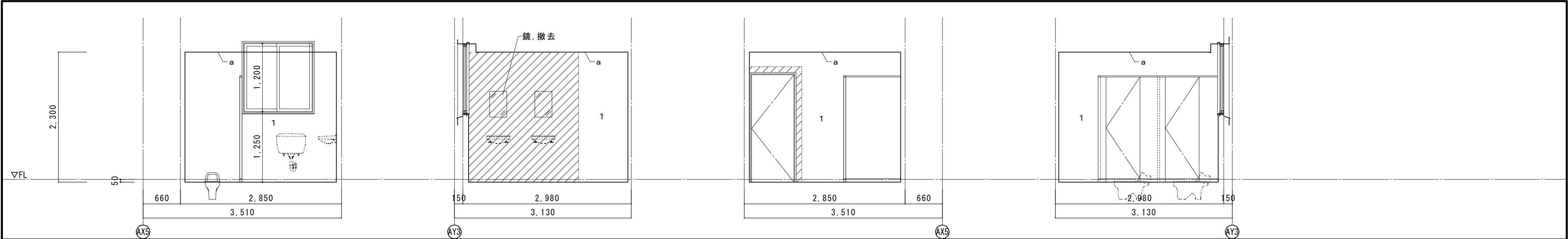


女子便所<改修後>

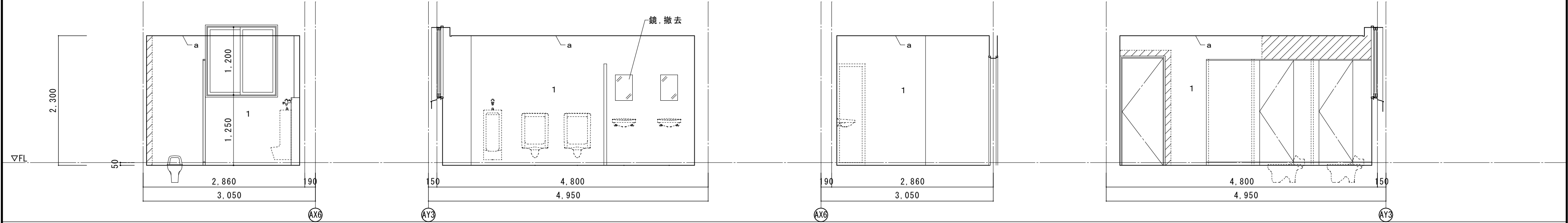


踏込<改修後>

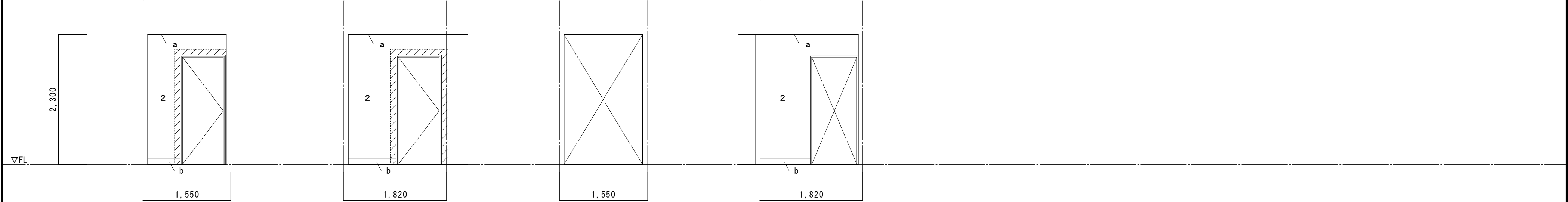
記号	仕上(改修後)
1	不燃メラミン化粧板 t=3 接着工法
2	モルタル補修 EP塗
3	
a	塩ビ 廻り縁
b	巾木 ステンレス H=100
c	巾木 塩ビ ソフト巾木 H=100



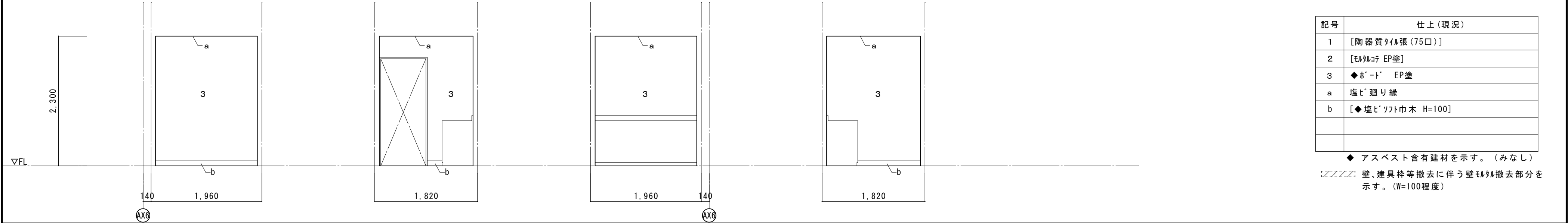
女子便所<改修前> (A) (B) (C) (D)



男子便所<改修前> (A) (B) (C) (D)



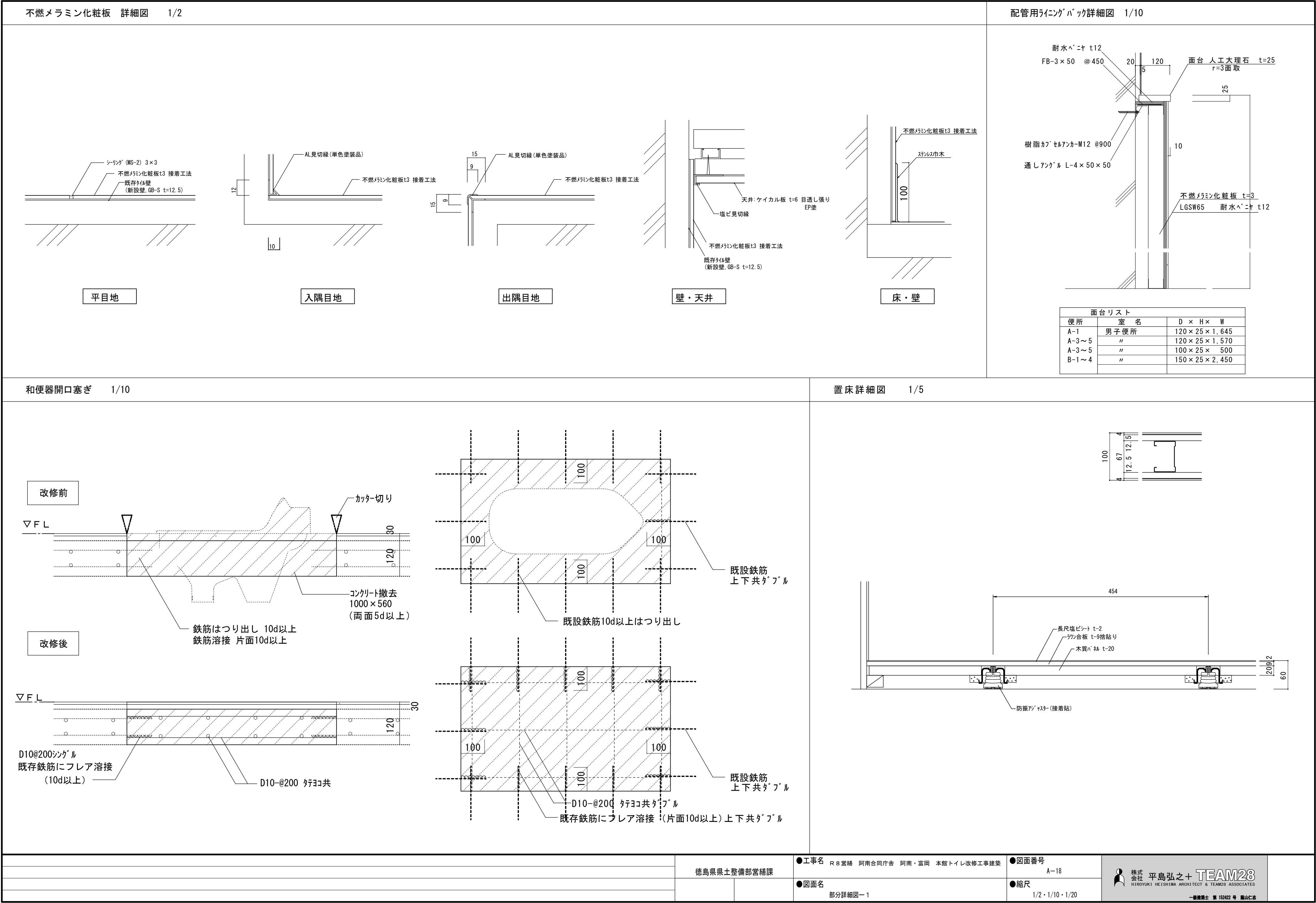
踏込<改修前> (A) (B) (C) (D)

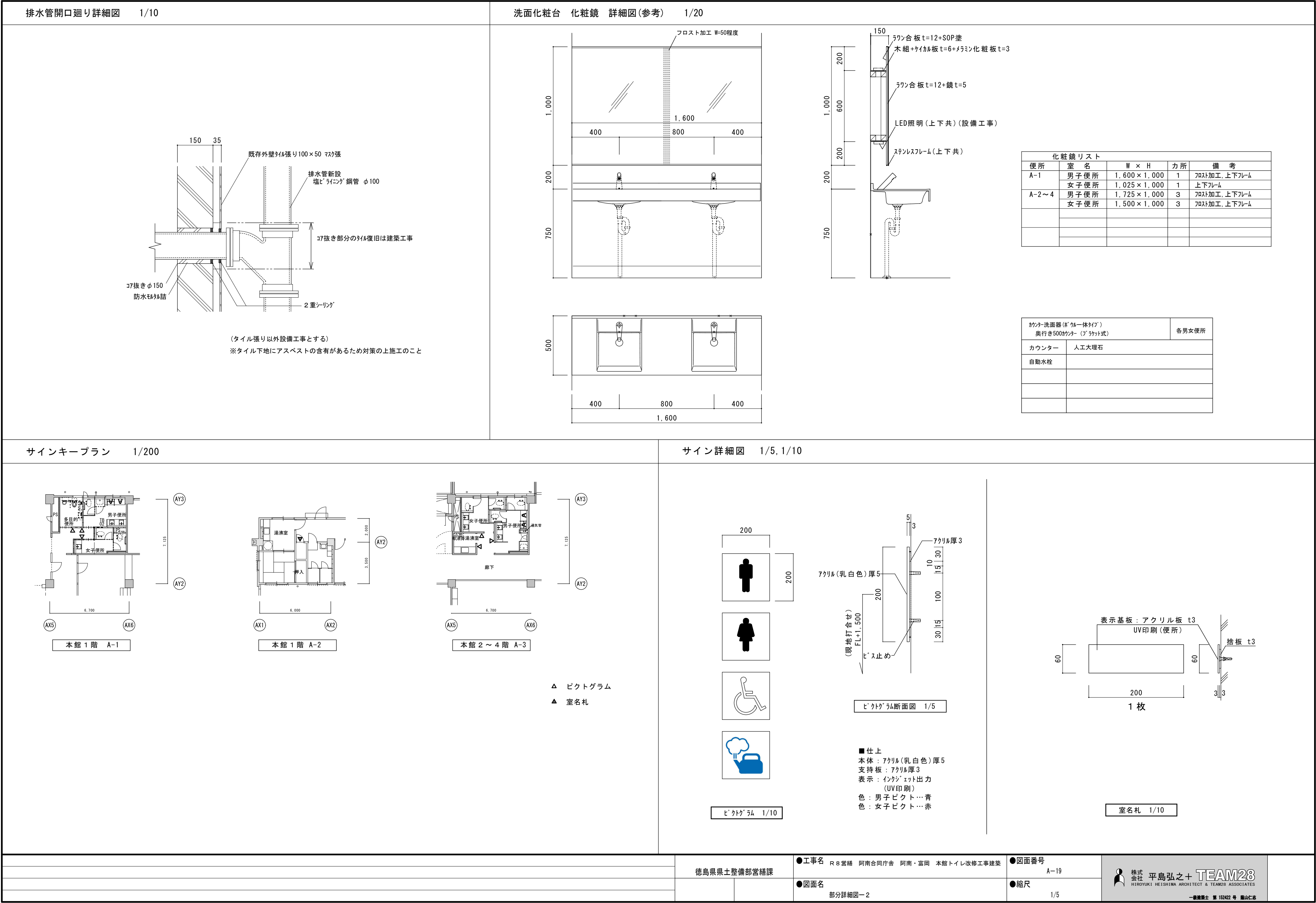


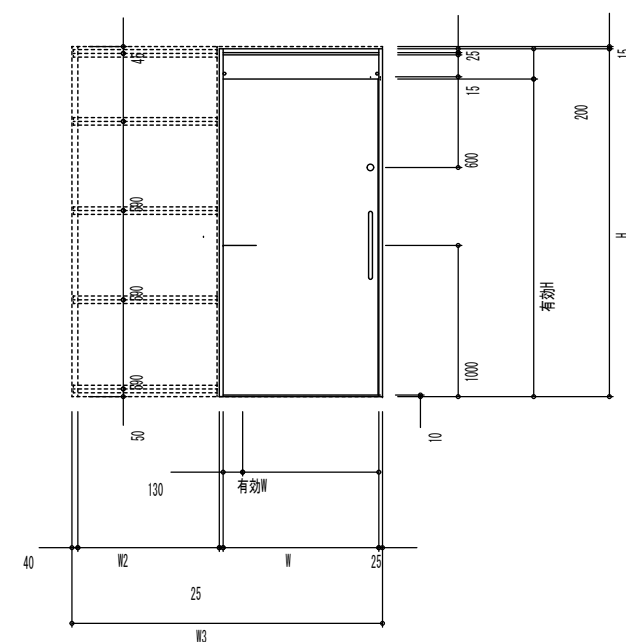
湯沸室<改修前> (A) (B) (C) (D)

記号	仕上(現況)
1	[陶器質タイル張(75口)]
2	[珪藻土 EP塗]
3	◆ボート EP塗
a	塩ビ 廻り縁
b	[◆塩ビソフト巾木 H=100]

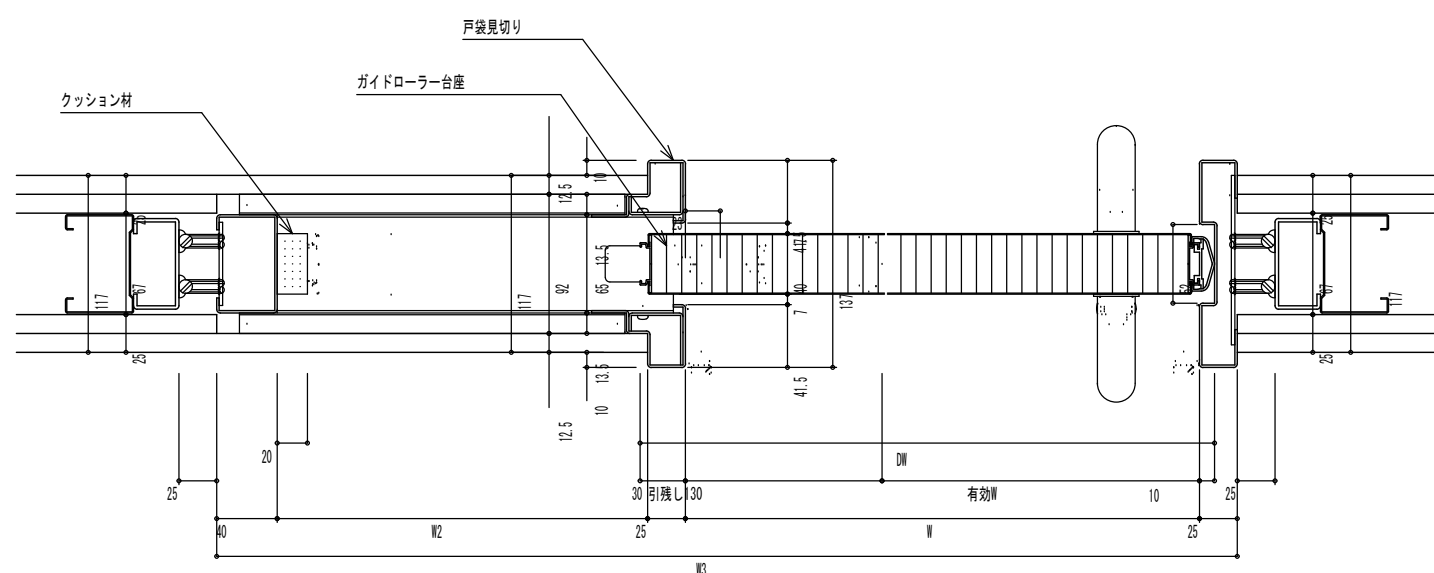
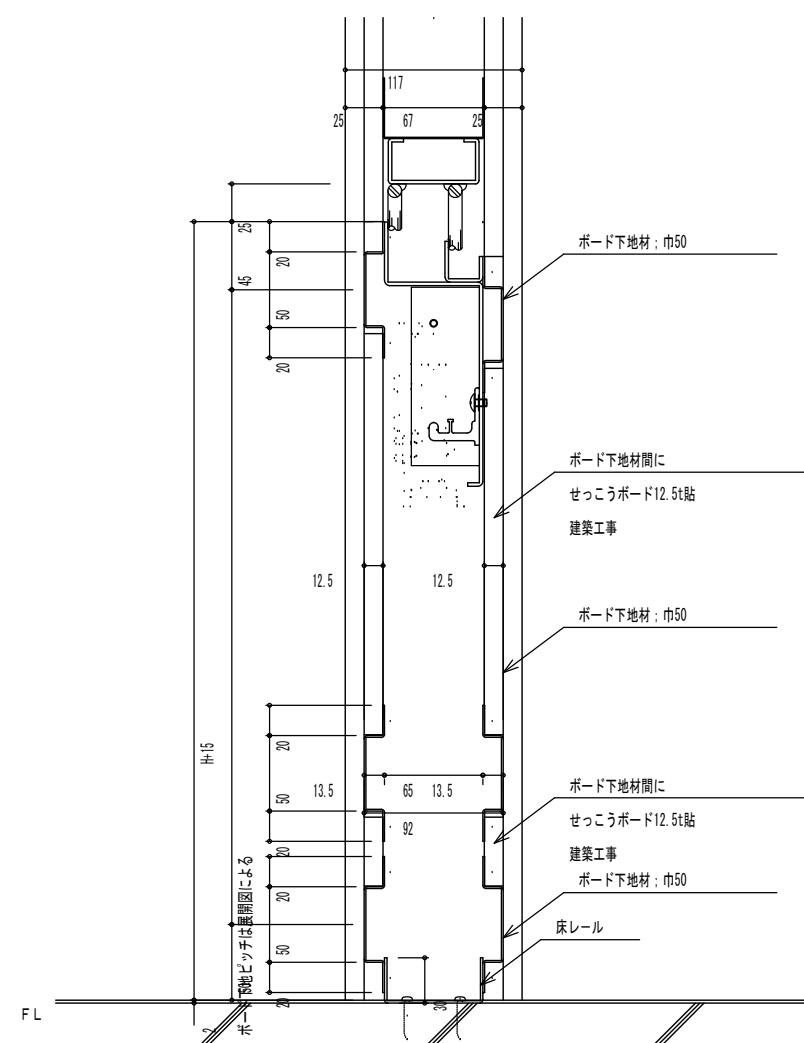
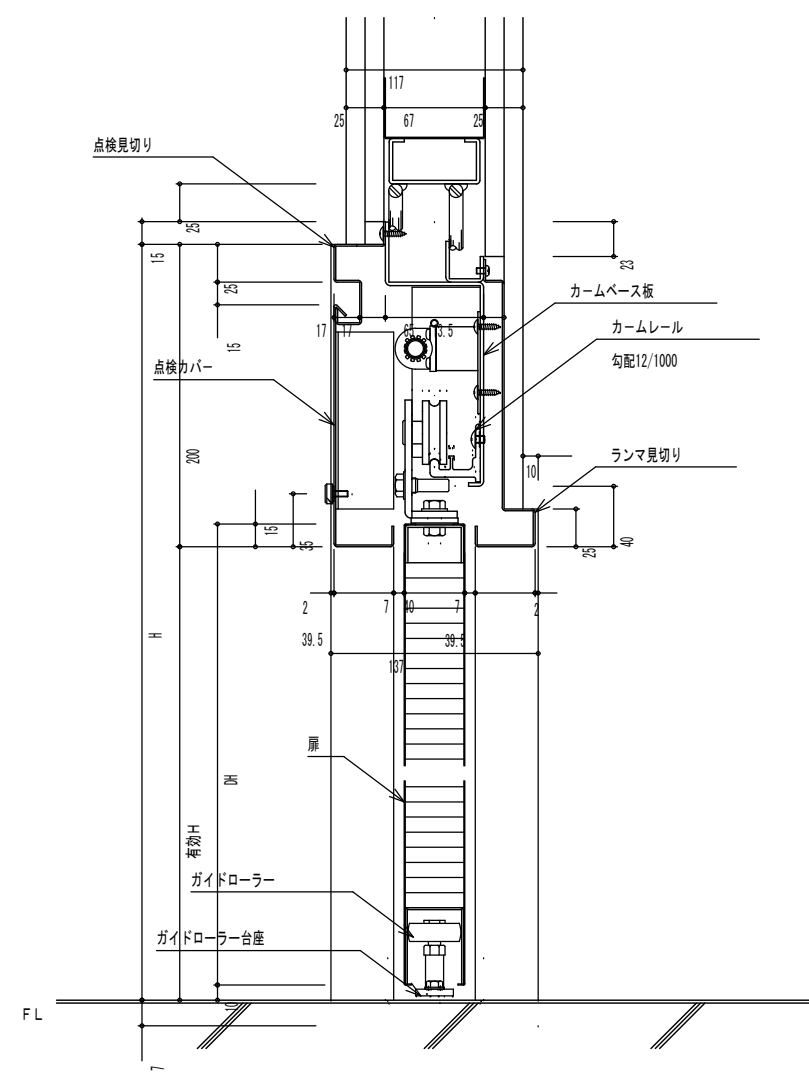
◆ アスベスト含有建材を示す。(みなし)
〰〰〰 壁、建具枠等撤去に伴う壁モルタル撤去部分を
示す。(W=100程度)



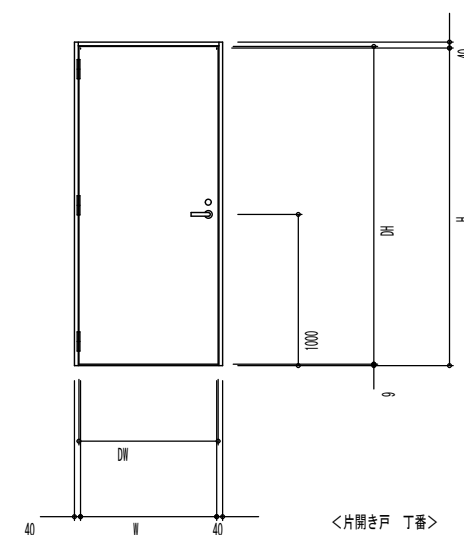




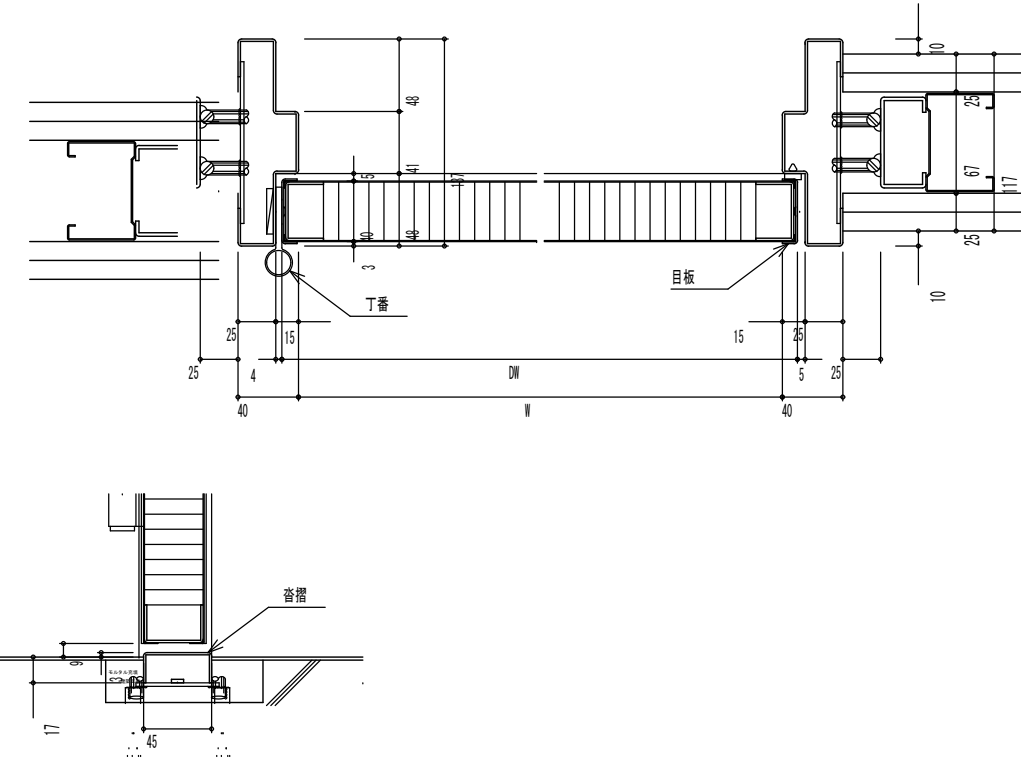
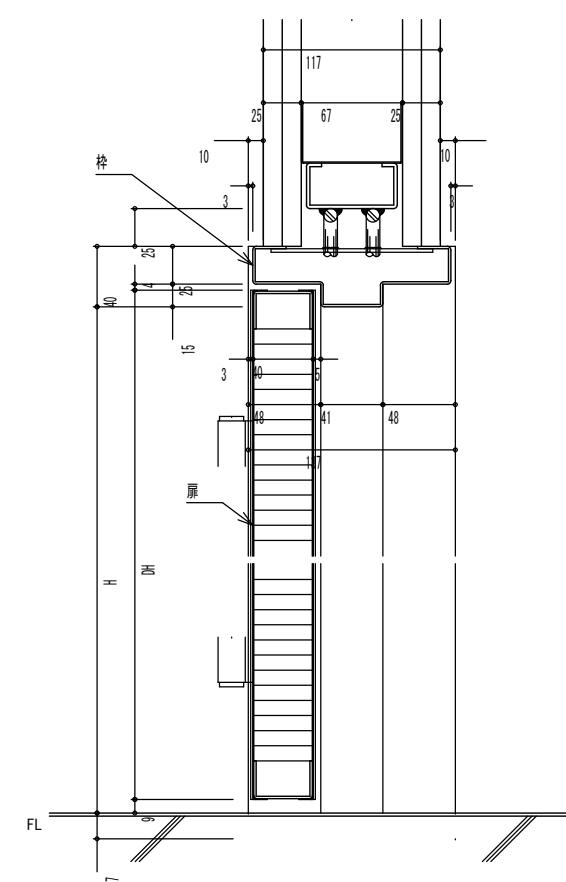
仕仕様表		
項目	部 材	材 料 (基準mm)
警報器	駆動方式	燃料レール 制御装置エナシオン
	カムレール	駆動の寸法 2.3mm (付設置機上)
	カムレール	カム押出部材 (アルミ付)
	ハンダノール	樹脂製ハンダ プラックはのき上
枠	先付材	駆動の寸法 1.6mm (付設置機上)
	点検力 (丸、切欠材)	駆動の寸法 1.2mm (付設置機上)
	点検部ボード下材	駆動の寸法 1.2mm
	材	駆動の寸法 0.6mm (付設置機上)
食物	材	ペーパーコア
	フロッグ	ポリ塩化ビニル (ブラック色)
	ロック	美和 POS T E G O R A D 0 能
	取 手	美和 POS T E G O R A D 0 5 1 = 450
ガラス	切欠・ガラス	アルミ押出部材 (付設置機上)
	ガラス押入	アルミ押入部材 対応の寸法 3mm (6mm) のガラス



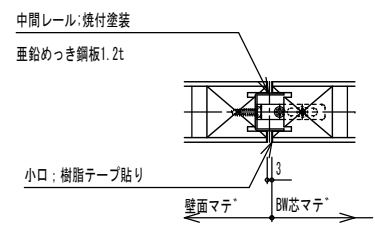
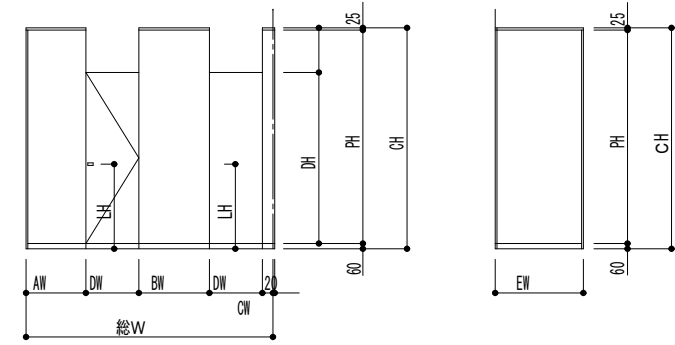
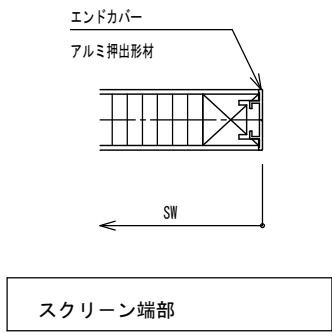
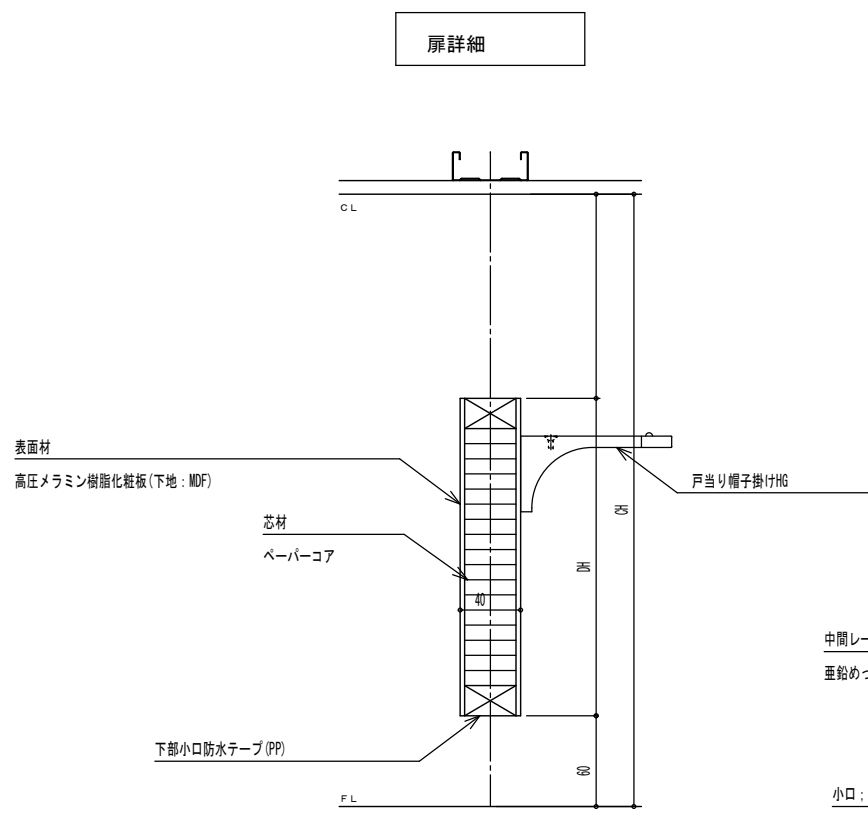
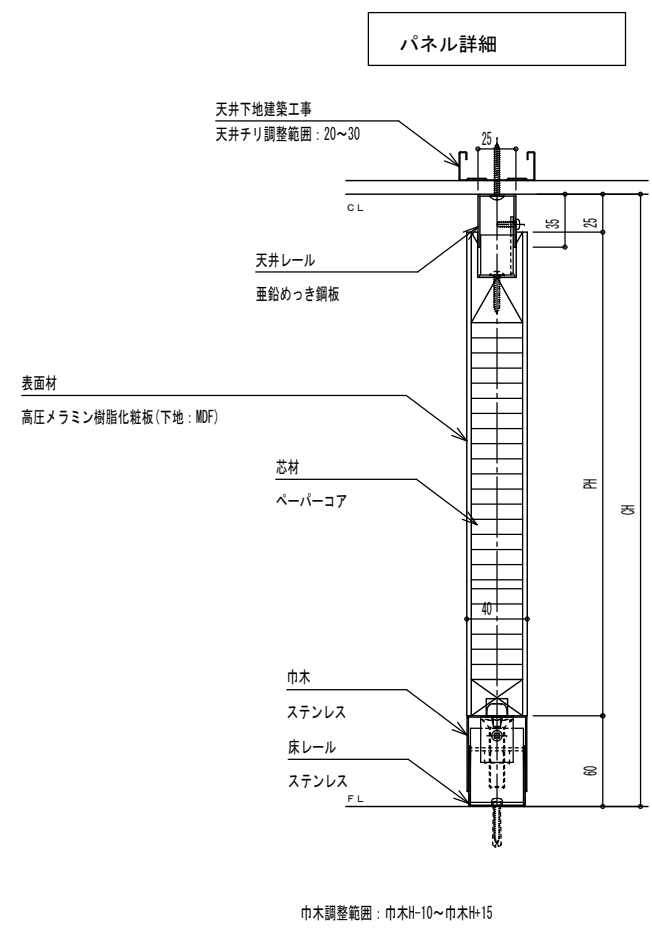
注記 ※片引き有効W MAX1500



☆仕様表			
項目	部材	材料 (板厚mm)	
枠	ドア枠	亜鉛めっき鋼板 1.6mm (焼付塗装仕上)	
	側壁	ステンレス	
扉	パネル裏面材	亜鉛めっき鋼板 0.8mm (焼付塗装仕上)	
	芯材	ベニアコア	
	内板	亜鉛めっき鋼板 1.2mm (焼付塗装仕上)	
食物	ロック	美和 L&E 2ユーロ L 食錠	
	ドアローザ	ニュースター 7000シリーズ	
	吊り金具	JKT7番 (ステンレス) ノビボットヘンジ	
	吊り戸	床付吊り戸	
収納部	収納部・ガラリ	アルミ樹脂複合材 (焼付塗装仕上)	
	ガラリ枠&ス	ポリ塩化ビニル 厚底ガラス 6mm(グレー色)	

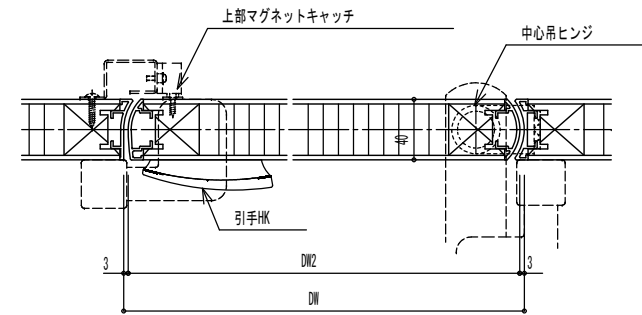
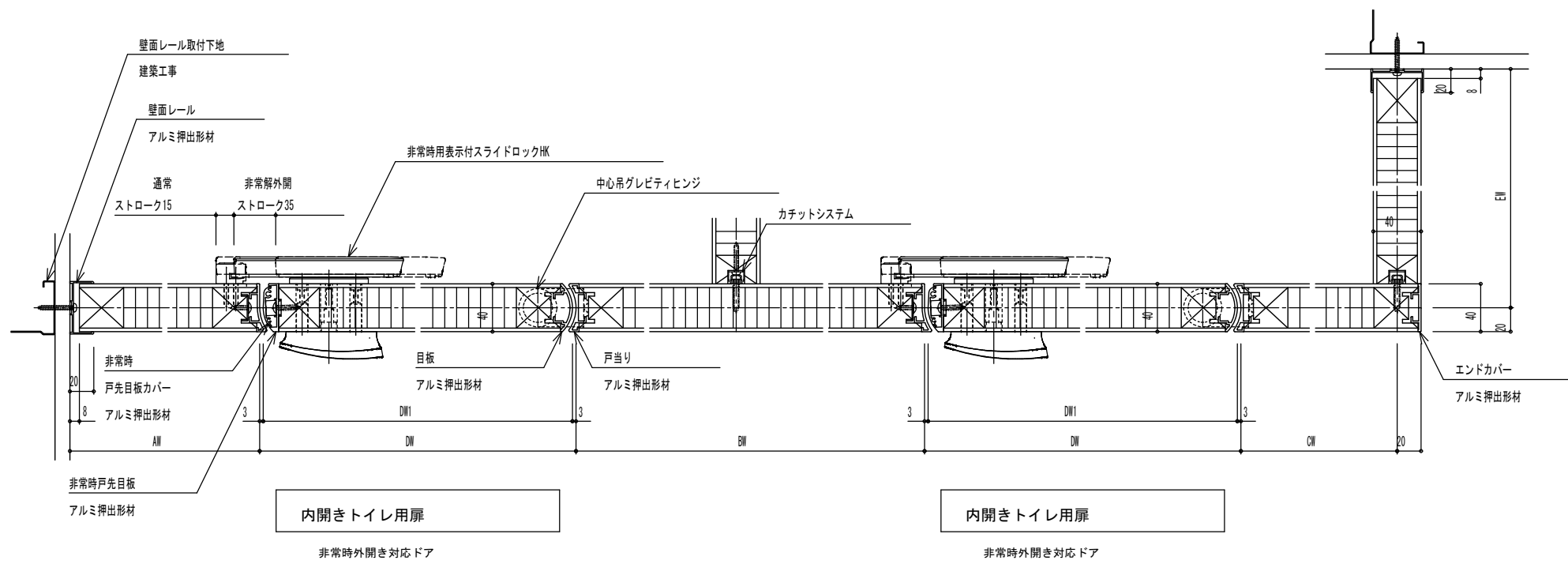


＜Eタイプ 沓摺詳細図＞



◇仕様表

項 目	部 材	材 料 (板厚mm)
パネル	パネル表面材	高圧メラミン樹脂化粧板(下地: MDF) 標準柄木目含む。(木目柄は20柄以上から選択できることとする。)
	芯 材	ペーパーコア
	目板／戸当り	アルミ押出形材 〈焼付塗装仕上〉
付属品	巾木／床レール	ステンレス 0.8mm 〈ヘアライン仕上〉
	天井レール	垂鉛めっき鋼板 1.2mm 〈焼付塗装仕上〉
	壁面レール／エンドカバー	アルミ押出形材 〈焼付塗装仕上〉
	ヒンジ／SKヒンジ	中心吊グレビティヒンジ / 中心吊ヒンジ
	ロック	非常時表示付スライドロックHK
その他金物	戸当り帽子掛けHG / 引手HK	

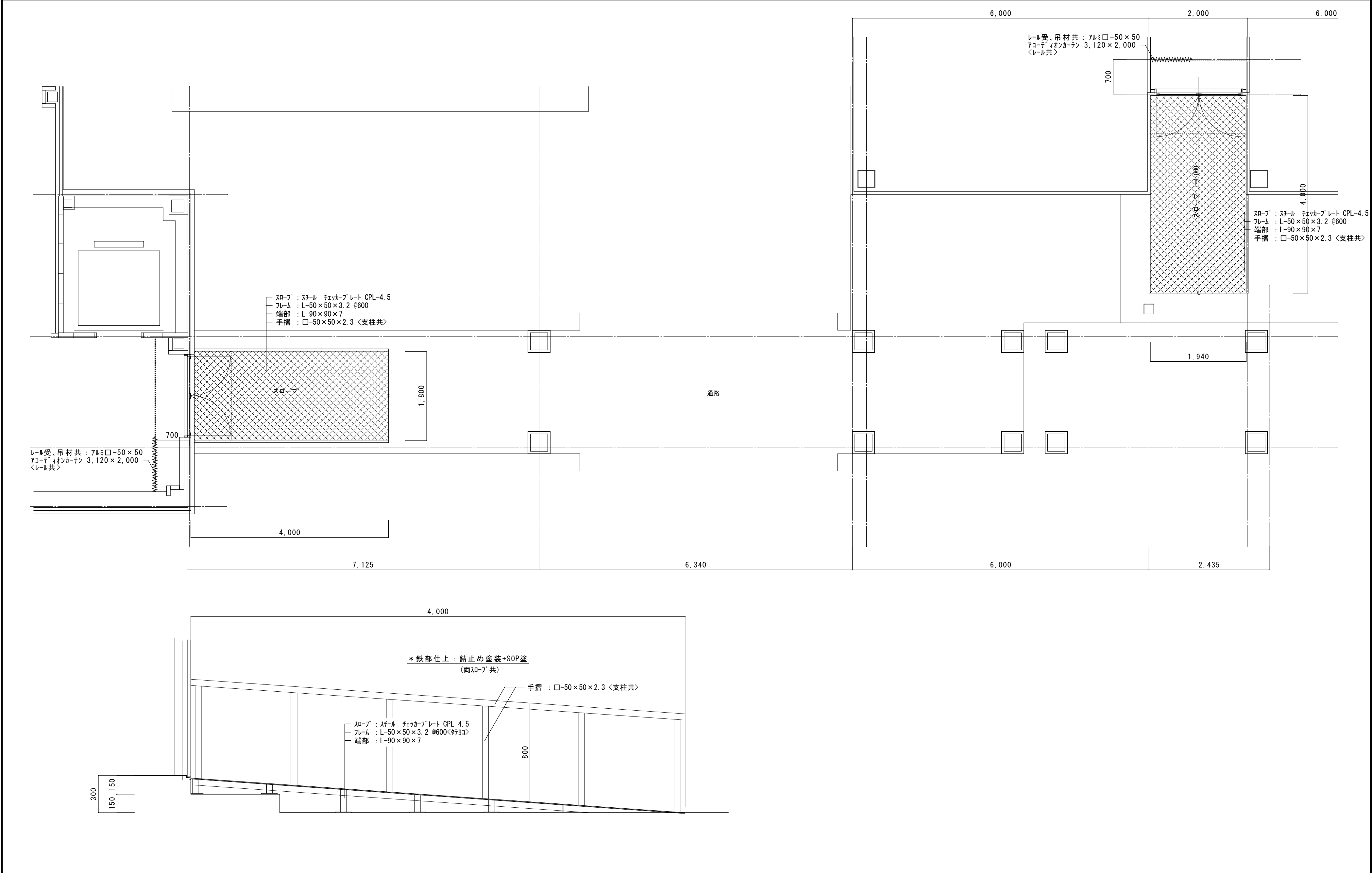


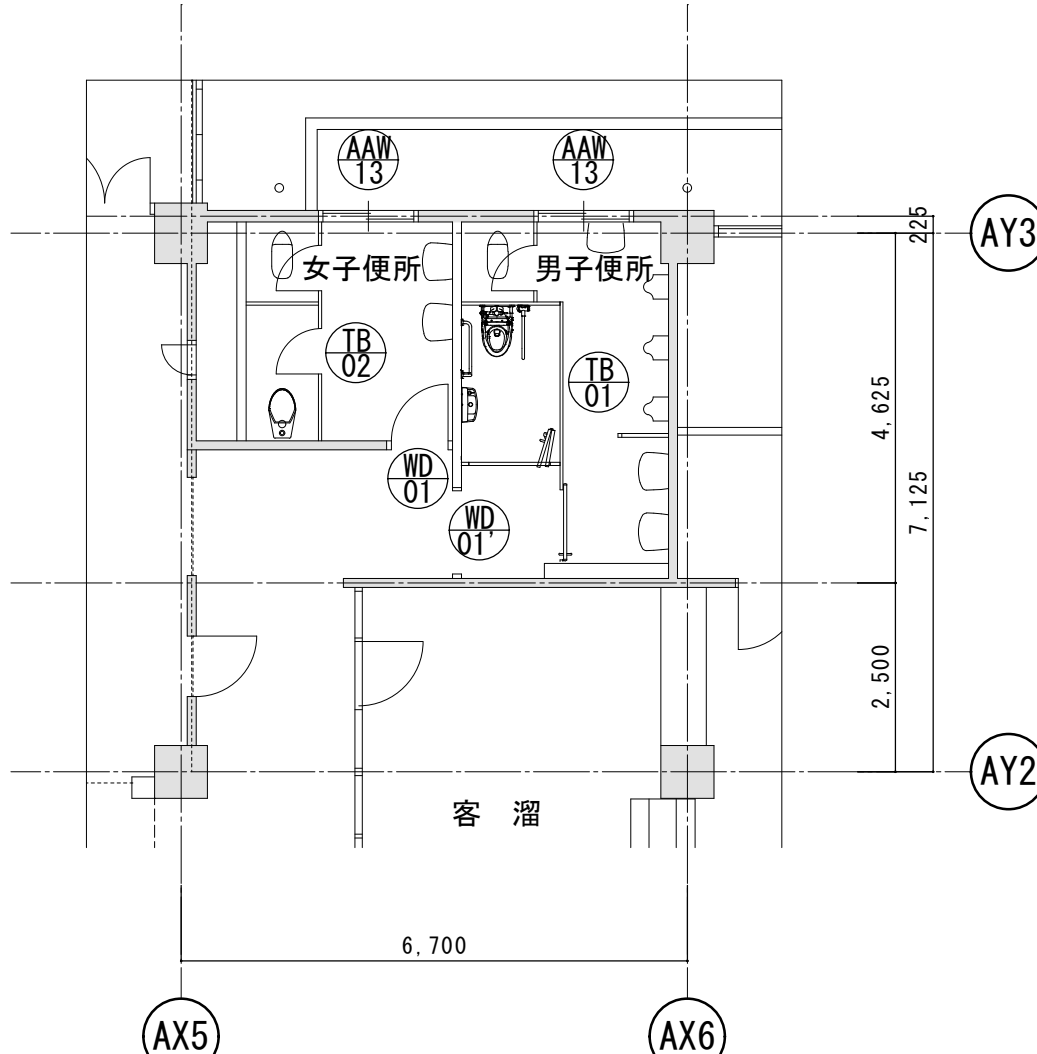
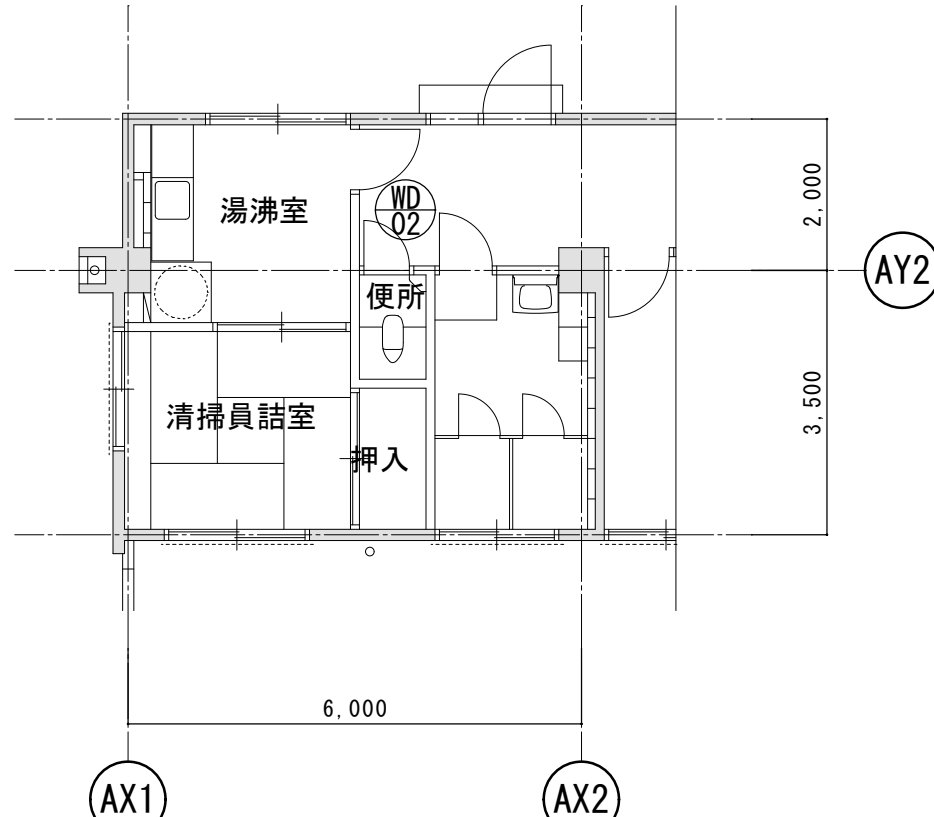
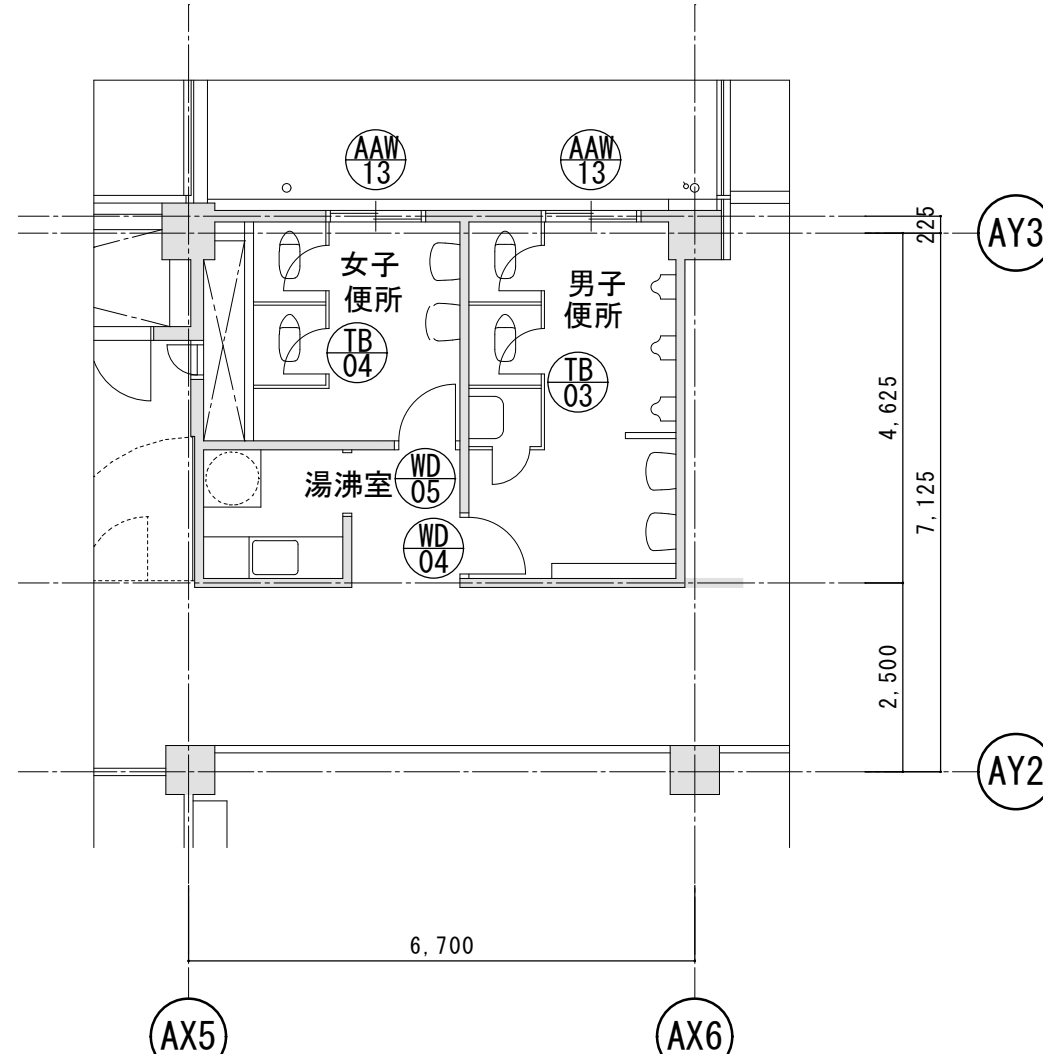
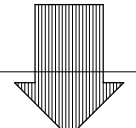
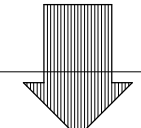
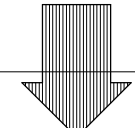
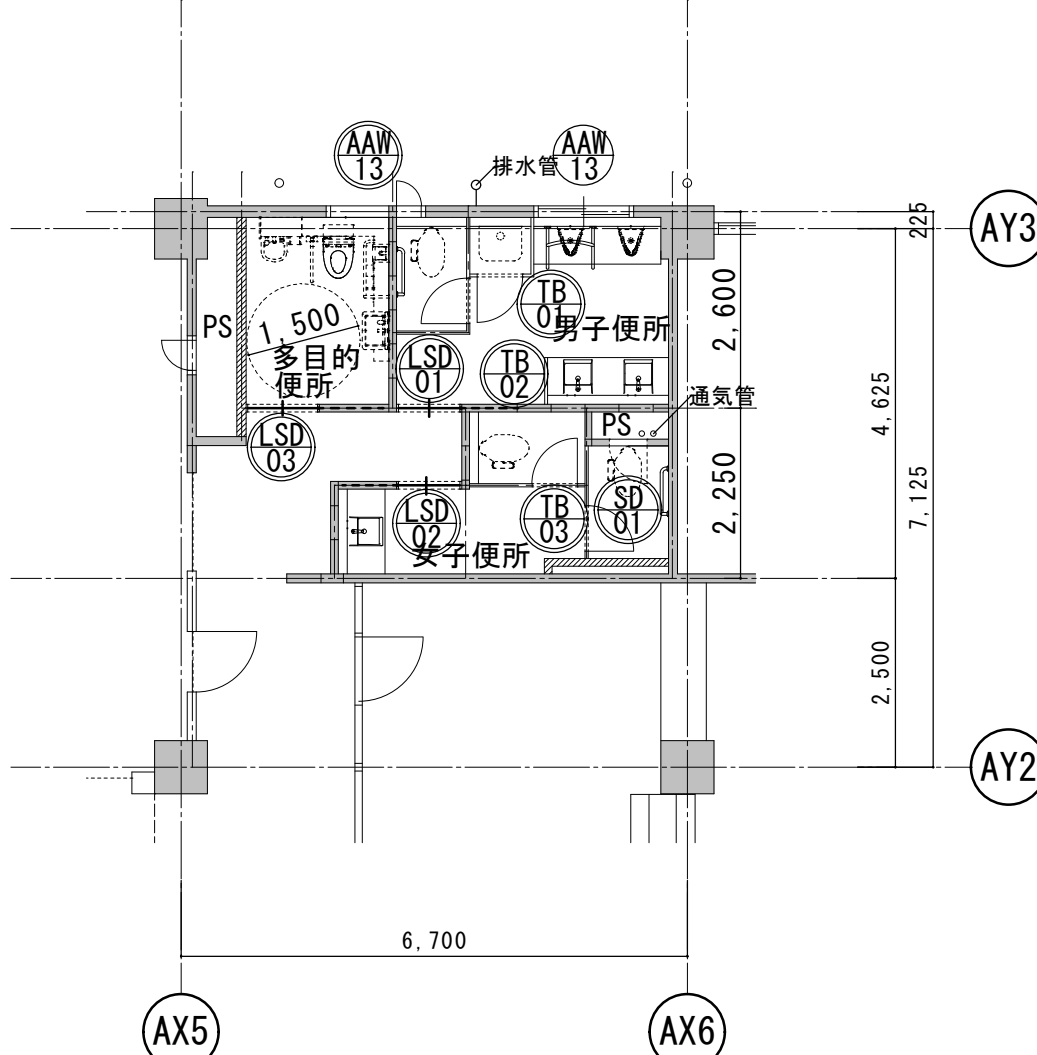
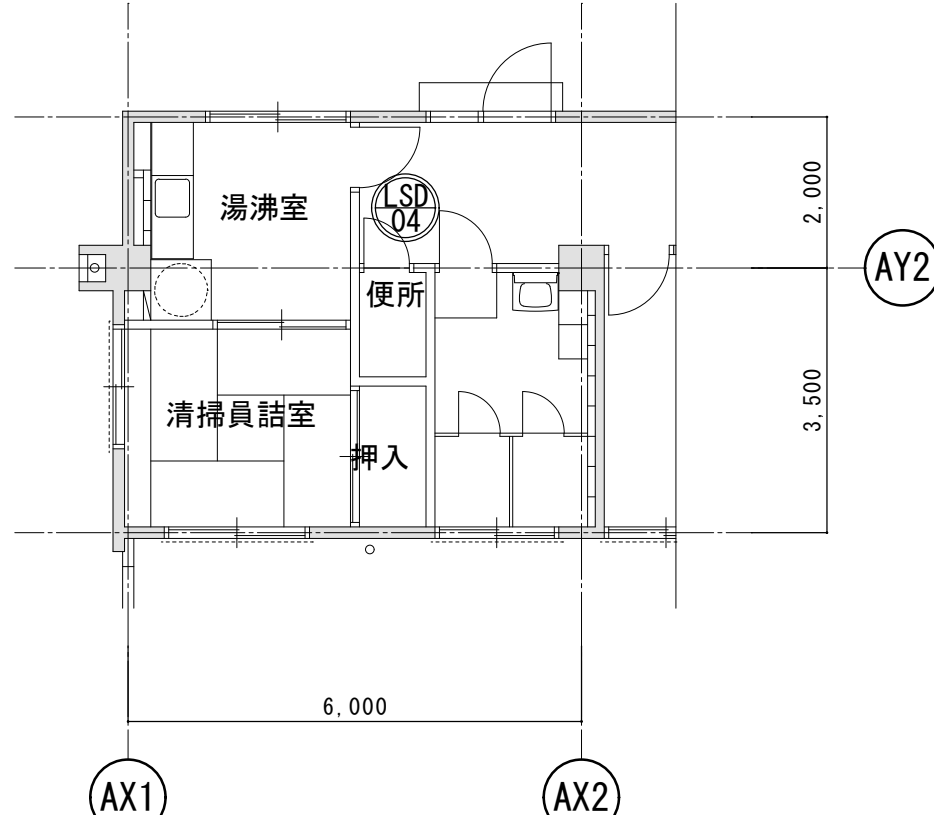
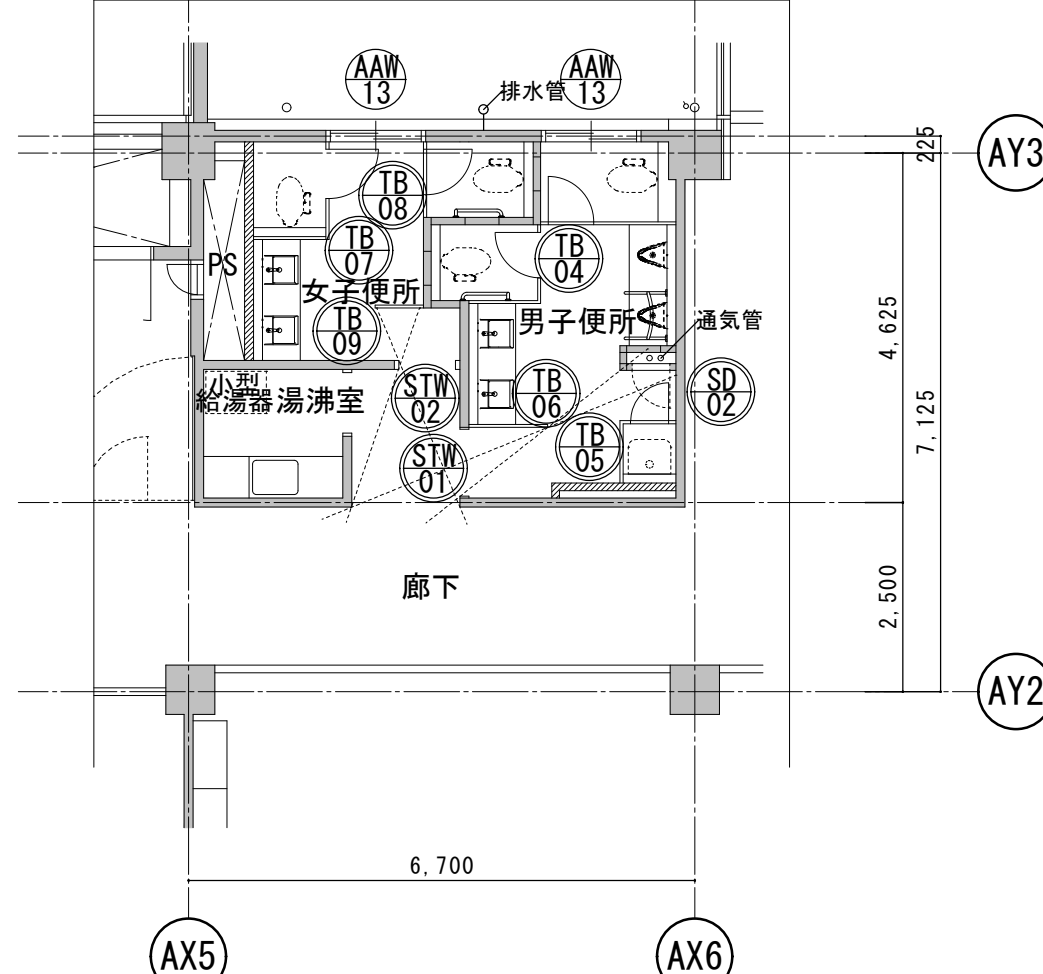
SK・物入れ用片開き扉

徳島県県土整備部営繕課

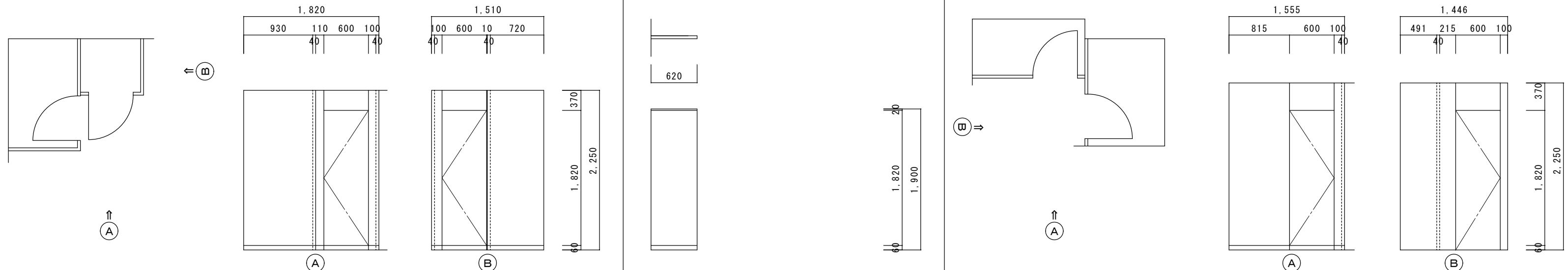
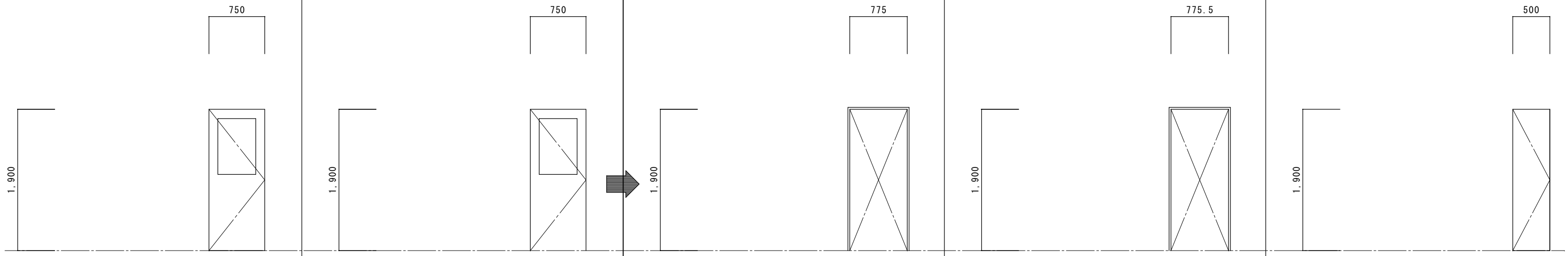
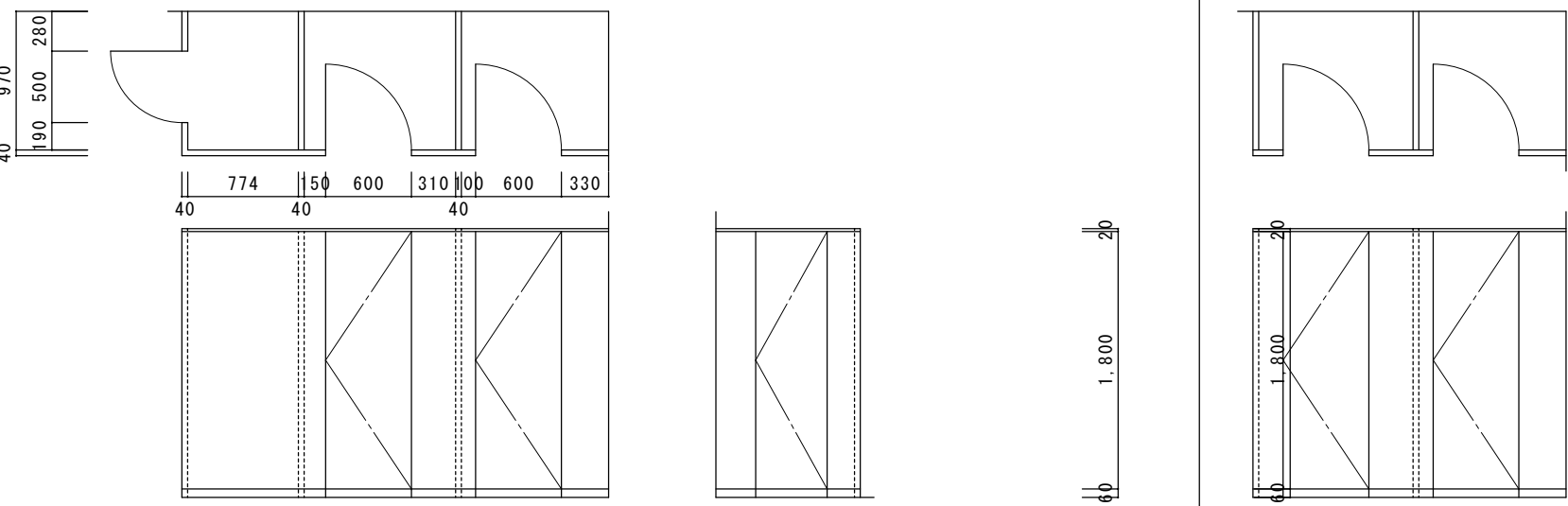
●工事名	R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築
●図面名	部分詳細図-4

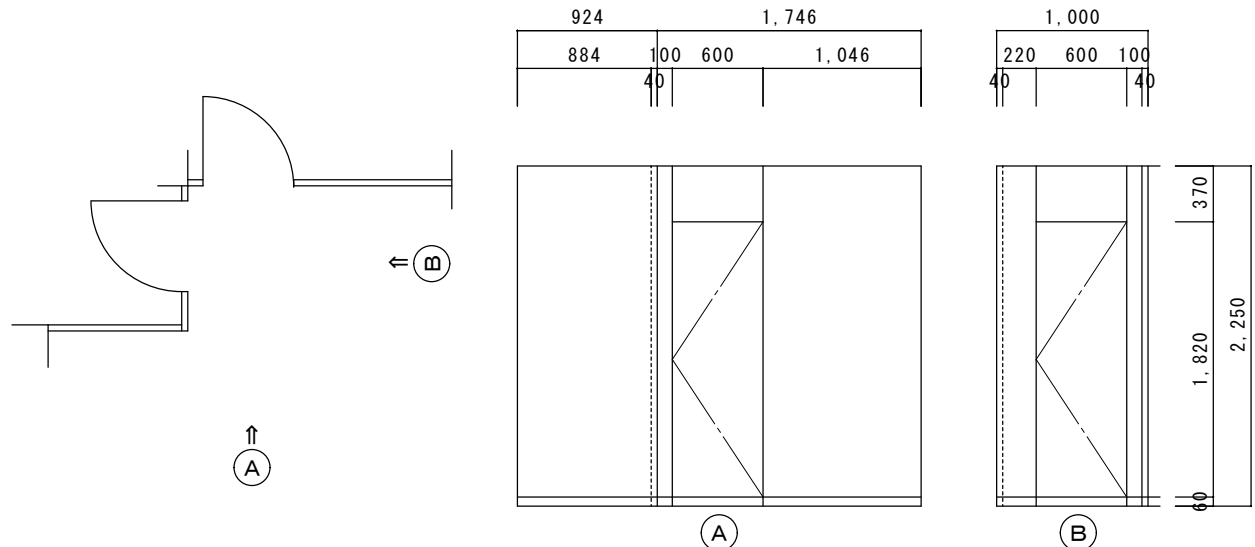
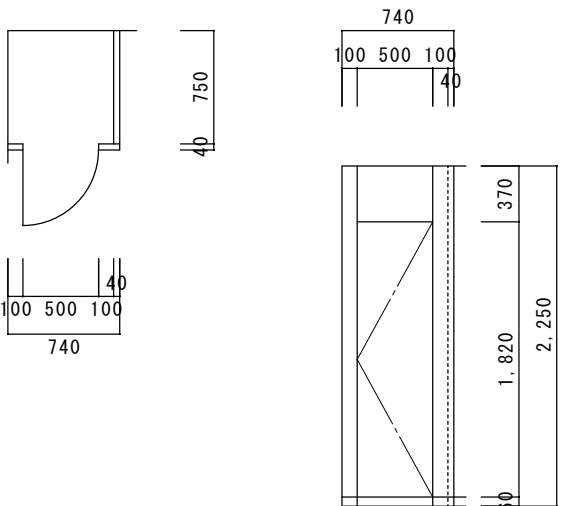
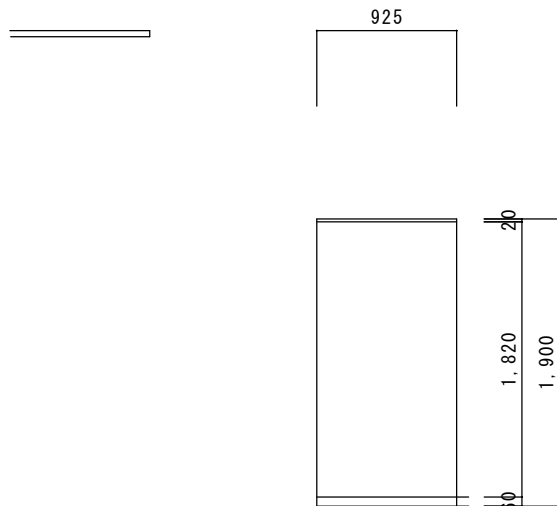
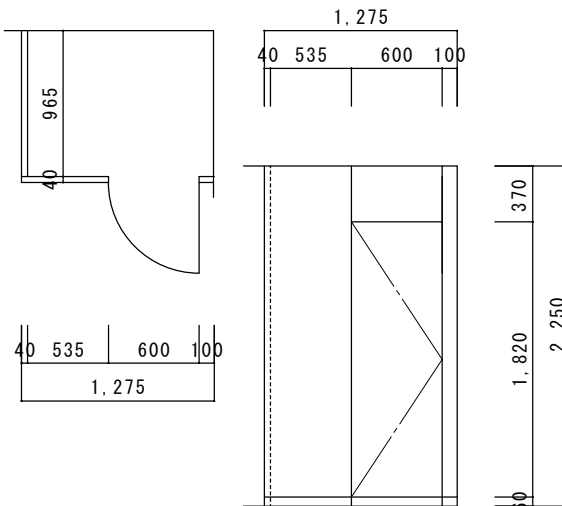
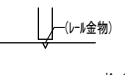
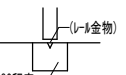
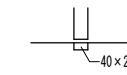
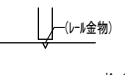
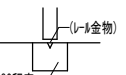
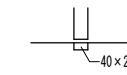
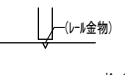
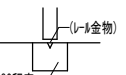
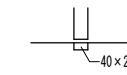
●図面番号	A-21
●縮尺	1/20

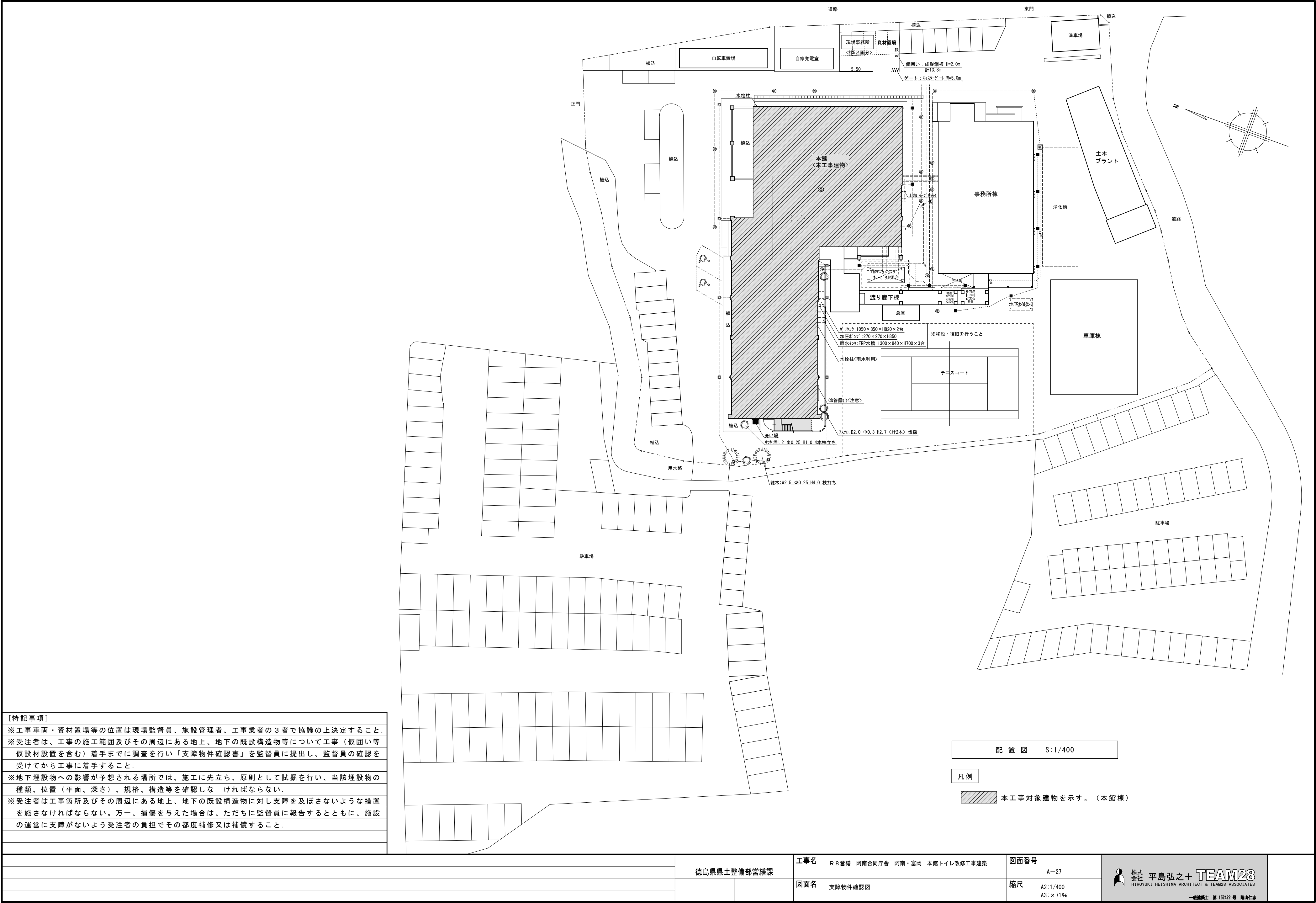


本館 1階 A-1 建具キープラン		本館 1階 A-2 建具キープラン		本館 2～4階 A-3 建具キープラン	
					
					
					
徳島県県土整備部営繕課		工事名 R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築 図面名 本館 建具キープラン<改修前・改修後>		図面番号 A-23 縮尺 A2: 1/400 A3: × 71%	
				株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一般建築士 第 152422 号 富山仁志	

記号 室名 箇所数			AAW13 A-1 1階 女子便所・男子便所 A-3～5 2～4階 女子便所・男子便所	8箇所	AAW13 A-1 1階 多目的便所・男子便所	1箇所	SD01 A-1 1階 女子便所 P S	1箇所	WD02 A-2 1階 職員便所	1箇所	LSD04 A-2 1階 職員便所	1箇所	一般事項
形状													01. 本図に含まれない建具は建具工事外とする 02. アルミサッシの性能は下記による 耐風圧性 S-5 気密性 A-3 水密性 W-4 03. 建具符号 AADアルミ製自動ドア SADステンレス製自動ドア AWアルミ製窓 ADアルミ製ドア AGアルミ製ガラス ACWアルミ製カーテンウォール STDステンレス製ドア STWステンレス製窓 ATLアルミ製天窗 SDスチール製ドア LSD軽量スチールドア SGスチール製防球格子 SFステンレス三方枠 F戸襖 WW木製窓 WD木製ドア WP木製パーテーション ATDスチール製防音ドア APアルミパーテーション MP移動パーテーション SPスチールパーテーション TBトイレブース SSスチールシャッター LS軽量シャッター ASアルミシャッター WG木製防球格子 WF木製三方枠
形式			[引違い窓] そのまま		F I X 連窓片開き窓		片開き戸		[木製片開き戸]		鋼製軽量ドア		
材種・見込			[アルミ] そのまま [70mm]		アルミ 70mm		スチール t=1.6 86mm		[木製] [190mm]		スチール 190mm		
仕上			[シルバー] そのまま		シルバー		焼付塗装		[O P 塗]		焼付塗装		
硝子			[FL-5] そのまま		FL-5・A6・F-4		－		[F-4]		F-4		
金物			[戸車、クレセント] そのまま		丁番、ハンドル、調整器		丁番、分電盤錠		[丁番、円筒錠]		丁番、レバーハンドル錠、DC、戸当り		
備考			※既設障子撤去 <1箇所のみ>		※カバー工法による改修 <1箇所のみ>				※建具撤去<枠共>		ステンレス沓摺		
記号 室名 箇所数			WD01 A-1 1階 女子便所	1箇所	WD01 A-1 1階 男子便所	1箇所	LSD01 A-1 1階 男子便所	1箇所	LSD02 A-1 1階 女子便所	1箇所	LSD03 1階 多目的便所	1箇所	
形状													既存建具を示す。<特記なき限り撤去> 新設建具を示す。 04. ガラス符号 FL透明ガラス F型板ガラス SG摺りガラス PW網入透明ガラス FW網入型板ガラス KFL熱線吸収ガラス HFL熱線反射ガラス TFL強化ガラス TF型板強化ガラス 05. 沓摺タイプ A. 見切り無 B. 木製沓摺（枠） C. ステンレス沓摺 D. ステンレス沓摺
形式			[木製片開き戸]		[木製片開き戸]		鋼製軽量片引戸<自動閉鎖式・壁収納タイプ>		鋼製軽量片引戸<自動閉鎖式・壁収納タイプ>		鋼製軽量片引戸<自動ドア・壁収納タイプ>		
材種・見込			[木製] [190mm]		[木製] [190mm]		スチール 130mm		スチール 130mm		スチール 130mm		
仕上			[O P 塗]		[O P 塗]		焼付塗装		焼付塗装		焼付塗装		
硝子			[F-4]		－		F-4		F-4		F-4		
金物			[丁番、円筒錠]		－		ハンガードア金物一式		ハンガードア金物一式		自動ドア<インターロック>・ハンガードア金物一式		
備考			※建具撤去<枠共>		※建具枠撤去								
記号 室名 箇所数			TB01 A-1 1階 男子便所・身障者便所	1箇所	TB02 A-1 1階 女子便所	1箇所						特記事項	
形状											01. 建具金物はステンレス製とし、見本品提出の上承認を得ること。 02. 全て製作図作成の上承認を得ること。 03. 構造上、美観上による軽微な変更は本工事範囲とする。 04. マスターキーを作成する事。（3組）		
形式			[トイレブース]		[トイレブース]								
材種・見込			[ポリ合板フラッシュ] [40mm]		[ポリ合板フラッシュ] [40mm]								
仕上			[ポリ合板]		[ポリ合板]								
硝子			－		－								
金物			[付属金物一式]		[付属金物一式]								
備考			[※身障者便所ブース一体] ※既設トイレガラス撤去		※既設トイレガラス撤去								
							徳島県土整備部営繕課		工事名 R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築		図面番号 A-24		株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 富山仁志
									図面名 本館（A棟） 建具表－1		縮尺 A2：1/100 A3：×70%		

記号 室名 箇所数		A-1 1階 男子便所 1箇所		A-1 1階 男子便所 1箇所		A-1 1階 女子便所 1箇所		一般事項		
形状								01. 本図に含まれない建具は建具工事外とする		
								02. アルミサッシの性能は下記による		
								耐風圧性 S-5		
								気密性 A-3		
								水密性 W-4		
								03. 建具符号		
形式	トイレブース							AAD アルミ製自動ドア WW 木製窓		
材種・見込	メラミン化粧板<芯材ハーフコア・0.8mm厚> 4.0mm							SAD ステンレス製自動ドア WD 木製ドア		
仕上	メラミン化粧板							AW アルミ製窓 WP 木製パーテーション		
硝子	—							AD アルミ製ドア ATD スチール製防音ドア		
金物	付属金物一式							AG アルミ製ガラス AP アルミパーテーション		
備考	※トイレブース新設							ACW アルミ製カーテンウォール MP 移動パーテーション		
記号 室名 箇所数	WD04 A-3～5 2～4階 男子便所 3箇所		WD05 A-3～5 2～4階 女子便所 3箇所		STW01 A-3～5 2～4階 男子便所 3箇所		STW02 A-3～5 2～4階 女子便所 3箇所		SD02 A-3～5 2～4階 男子便所 P S 3箇所	
形状								既設建具を示す。<特記なき限り撤去>		
								新設建具を示す。		
								04. ガラス符号		
								FL 透明ガラス KFL 熱線吸収ガラス		
								F 型板ガラス HFL 熱線反射ガラス		
								SG 摺りガラス TFL 強化ガラス		
形式	[木製片開き戸]							TF 型板強化ガラス		
材種・見込	[木製] [190mm]									
仕上	[OP塗]									
硝子	[F-4]									
金物	[丁番、円筒錠]									
備考	※建具撤去<枠共>									
記号 室名 箇所数	TB03 A-3～5 2～4階 男子便所 3箇所		TB04 A-3～5 2～4階 女子便所 3箇所				特記事項			
形状								01. 建具金物はステンレス製とし、見本品提出の上承認を得ること。		
								02. 全て製作図作成の上承認を得ること。		
								03. 構造上、美観上による軽微な変更は本工事範囲とする。		
								04. マスターキーを作成する事。（3組）		
	形式	[トイレブース]								
	材種・見込	[ポリ合板フラッシュ] [4.0mm]								
仕上	[ポリ合板]									
硝子	—									
金物	[付属金物一式]									
備考	※既設トイレブース撤去									
					徳島県土整備部営繕課		工事名 R8営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築		図面番号 A-25	
							図面名 本館（A棟） 建具表-2		縮尺 A2：1/50 A3：×70%	
									株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一般建築士 第152422号 富山仁志	

記号		室名		箇所数		TB04 A-3～5 2～4階 男子便所		3箇所																											
形状																																			
形式		トイレブース																																	
材種・見込		メラミン化粧板<芯材ベークアールミエツ>						40mm																											
仕上		メラミン化粧板																																	
硝子		—																																	
金物		付属金物一式																																	
備考		※トイレブース新設																																	
記号		室名		箇所数		TB05 A-3～5 2～4階 男子便所		3箇所																											
形状																																			
形式		トイレブース																																	
材種・見込		メラミン化粧板<芯材ベークアールミエツ>						40mm																											
仕上		メラミン化粧板																																	
硝子		—																																	
金物		付属金物一式																																	
備考		※トイレブース新設																																	
記号		室名		箇所数		TB06 A-3～5 2～4階 男子便所		3箇所																											
形状																																			
形式		トイレブース																																	
材種・見込		メラミン化粧板<芯材ベークアールミエツ>						40mm																											
仕上		メラミン化粧板																																	
硝子		—																																	
金物		付属金物一式																																	
備考		※トイレブース新設																																	
記号		室名		箇所数		TB07 A-3～5 2～4階 女子便所		3箇所																											
形状																																			
形式		トイレブース																																	
材種・見込		メラミン化粧板<芯材ベークアールミエツ>						40mm																											
仕上		メラミン化粧板																																	
硝子		—																																	
金物		付属金物一式																																	
備考		※トイレブース新設																																	
一般事項																																			
01. 本図に含まれない建具は建具工事外とする																																			
02. アルミサッシの性能は下記による 耐風圧性 S-5 気密性 A-3 水密性 W-4																																			
03. 建具符号 <table><tr><td>AAD アルミ製自動ドア</td><td>WW 木製窓</td></tr><tr><td>SAD ステンレス製自動ドア</td><td>WD 木製ドア</td></tr><tr><td>AW アルミ製窓</td><td>WP 木製パネーション</td></tr><tr><td>AD アルミ製ドア</td><td>ATD スチール製防音ドア</td></tr><tr><td>AG アルミ製ガラリ</td><td>AP アルミパネーション</td></tr><tr><td>ACW アルミ製カーテンウォール</td><td>MP 移動パネーション</td></tr><tr><td>STD ステンレス製ドア</td><td>SP スチールパネーション</td></tr><tr><td>STW ステンレス製窓</td><td>TB トイレブース</td></tr><tr><td>ATL アルミ製天窗</td><td>SS スチールシャッター</td></tr><tr><td>SD スチール製ドア</td><td>LS 軽量シャッター</td></tr><tr><td>LSD 軽量スチールドア</td><td>AS アルミシャッター</td></tr><tr><td>SG スチール製防球格子</td><td>WG 木製防球格子</td></tr><tr><td>SF ステンレス三方枠戸換</td><td>WF 木製三方枠</td></tr></table>										AAD アルミ製自動ドア	WW 木製窓	SAD ステンレス製自動ドア	WD 木製ドア	AW アルミ製窓	WP 木製パネーション	AD アルミ製ドア	ATD スチール製防音ドア	AG アルミ製ガラリ	AP アルミパネーション	ACW アルミ製カーテンウォール	MP 移動パネーション	STD ステンレス製ドア	SP スチールパネーション	STW ステンレス製窓	TB トイレブース	ATL アルミ製天窗	SS スチールシャッター	SD スチール製ドア	LS 軽量シャッター	LSD 軽量スチールドア	AS アルミシャッター	SG スチール製防球格子	WG 木製防球格子	SF ステンレス三方枠戸換	WF 木製三方枠
AAD アルミ製自動ドア	WW 木製窓																																		
SAD ステンレス製自動ドア	WD 木製ドア																																		
AW アルミ製窓	WP 木製パネーション																																		
AD アルミ製ドア	ATD スチール製防音ドア																																		
AG アルミ製ガラリ	AP アルミパネーション																																		
ACW アルミ製カーテンウォール	MP 移動パネーション																																		
STD ステンレス製ドア	SP スチールパネーション																																		
STW ステンレス製窓	TB トイレブース																																		
ATL アルミ製天窗	SS スチールシャッター																																		
SD スチール製ドア	LS 軽量シャッター																																		
LSD 軽量スチールドア	AS アルミシャッター																																		
SG スチール製防球格子	WG 木製防球格子																																		
SF ステンレス三方枠戸換	WF 木製三方枠																																		
既設建具を示す。<特記なき限り撤去> 新設建具を示す。																																			
04. ガラス符号 <table><tr><td>FL 透明ガラス</td><td>KFL 熱線吸収ガラス</td></tr><tr><td>F 型板ガラス</td><td>HFL 熱線反射ガラス</td></tr><tr><td>SG 摺りガラス</td><td>TFL 強化ガラス</td></tr><tr><td>PW 網入透明ガラス</td><td>TF 型板強化ガラス</td></tr><tr><td>FW 網入型板ガラス</td><td></td></tr></table>										FL 透明ガラス	KFL 熱線吸収ガラス	F 型板ガラス	HFL 熱線反射ガラス	SG 摺りガラス	TFL 強化ガラス	PW 網入透明ガラス	TF 型板強化ガラス	FW 網入型板ガラス																	
FL 透明ガラス	KFL 熱線吸収ガラス																																		
F 型板ガラス	HFL 熱線反射ガラス																																		
SG 摺りガラス	TFL 強化ガラス																																		
PW 網入透明ガラス	TF 型板強化ガラス																																		
FW 網入型板ガラス																																			
05. 窗摺タイプ <table><tr><td>A. 見切り無</td><td>B. 木製窗摺(枠)</td><td>C. ステンレス窗摺</td><td>D. ステンレス窗摺</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">柱: 100×80程度</td></tr></table>										A. 見切り無	B. 木製窗摺(枠)	C. ステンレス窗摺	D. ステンレス窗摺					柱: 100×80程度																	
A. 見切り無	B. 木製窗摺(枠)	C. ステンレス窗摺	D. ステンレス窗摺																																
																																			
柱: 100×80程度																																			
特記事項																																			
01. 建具金物はステンレスとし、見本品提出の上承認を得ること。 02. 全て製作図作成の上承認を得ること。 03. 構造上、美観上による軽微な変更は本工程範囲とする。 04. マスターキーを作成する事。(3組)																																			
形状																																			
形式																																			
材種・見込																																			
仕上																																			
硝子																																			
金物																																			
備考																																			
徳島県土整備部営繕課																																			
R8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築																																			
図面番号 A-26																																			
図面名 本館 (A棟) 建具表-3																																			
縮尺 A2 : 1/50 A3 : ×70%																																			
株式会社 平島弘之+TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 廣山仁志																																			



【特記事項】
※工事車両・資材置場等の位置は現場監督員、施設管理者、工事業者の３者で協議の上決定すること。
※受注者は、工事の施工範囲及びその周辺にある地上、地下の既設構造物等について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事に着手すること。
※地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面、深さ）、規格、構造等を確認しなければならぬ。
※受注者は工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対し支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

配置図 S:1/400

- 凡例
- 本工事対象建物を示す。（本館棟）

徳島県県土整備部営繕課	工事名 R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築	図面番号 A-27	株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 富山仁志
	図面名 支障物件確認図	縮尺 A2:1/400 A3:×71%	

概 略 工 程 表 (参考)

工 区			工 期 （月）																						
工事名	階	工 区 名	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	13ヶ月	14ヶ月									
内部改修工事	共通	本館タテ管改修工事	準備期間		仮設、仮設撤去																				
	1	A－1	設備工事																						
	1	A－2																							
	2	A－3																							
	3	A－4																							
	4	A－5																							
	備考	特記事項 1. 本館タテ管改修工事は先行工事である。 2. 各ゾーン工事最終の10日間は部分施工検査期間とする。 3. 工程については参考であり、施設管理者との協議による。																							

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程 (本工事に關し定める ・ **既存施設の保安規程を適用(改修・増築等)**)
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
- (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 機材の品質等
- (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- ③ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- ④ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- ⑤ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式 常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- (3) 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- (4) 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

2章 共通工事

1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))
- (1) 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- ・ 設計用水平地震力
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
- ・ 設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- ・ 施設の分類、地域係数
施設の分類 (**特定の施設** ・ 一般の施設) 地域係数 (**1.0** ・ 0.9)
- ・ 重要機器
配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置
構内情報通信網装置 ・
- ・ 設計用標準水平震度
- | 設計用標準水平震度 | | 特定の施設 | | 一般の施設 | |
|----------------|---------|-------|------|-------|------|
| 設置場所 | 機器種別 | 重要機器 | 一般機器 | 重要機器 | 一般機器 |
| 上層階、
屋上及び塔屋 | 機器 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 防振支持の機器 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.5 |
| | 水槽類 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| 中層階 | 機器 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 防振支持の機器 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 水槽類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 1階及び地下階 | 機器 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.4 |
| | 防振支持の機器 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 水槽類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
- (注) ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。
- (2) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- (3) 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
- (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器(100kg以下の機器を除く)及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
(
・ 試験方法 … 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・ 試験箇所数 … 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
- (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- (3) 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く。)
3. 非破壊検査
- (1) はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- (2) 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
4. 施工の試験・総合試運転調整
- (1) 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。
- (2) 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。
- (3) EM-UTPケーブルは、配線完了後に導通(疎通)確認を行う。(情報表示設備、監視カメラ設備等で施工する配線を除く。)
- (4) 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。
・ **照度測定** ・ **絶縁抵抗測定**
5. その他共通事項
- (1) 配管工事
・ 最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠べい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
・ 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4)
- (2) 塗装工事
・ 機械室、隠べい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
・ 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- (3) 配線器具
・ 図面に記載なきフラッシュプレート材質は、新金属製とする。
- (4) 支持金物等
・ 屋外及びビット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- (5) 用途別表示
・ 盤内、幹線ブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、先行等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)
なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、ブルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
・ カバープレート及びブルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- (6) その他
・ 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
・ 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
・ 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
・ 改修又は増設工事等において配電盤、分電盤等を改造した場合は、既設単線接続図等を修正し(又は改造後の単線接続図等に取替え)、改造内容(履歴)を記載する。

3章 電灯設備

1. 照明器具
- LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

4章 その他

1. 機器取付高さ

図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測 点	取付高(mm)	備 考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
〃 (外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃 (モニタ付)	床上～中心	1,400	
〃 (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500	
警報ベル・表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
〃 (LPガス)	床上～下端	300	

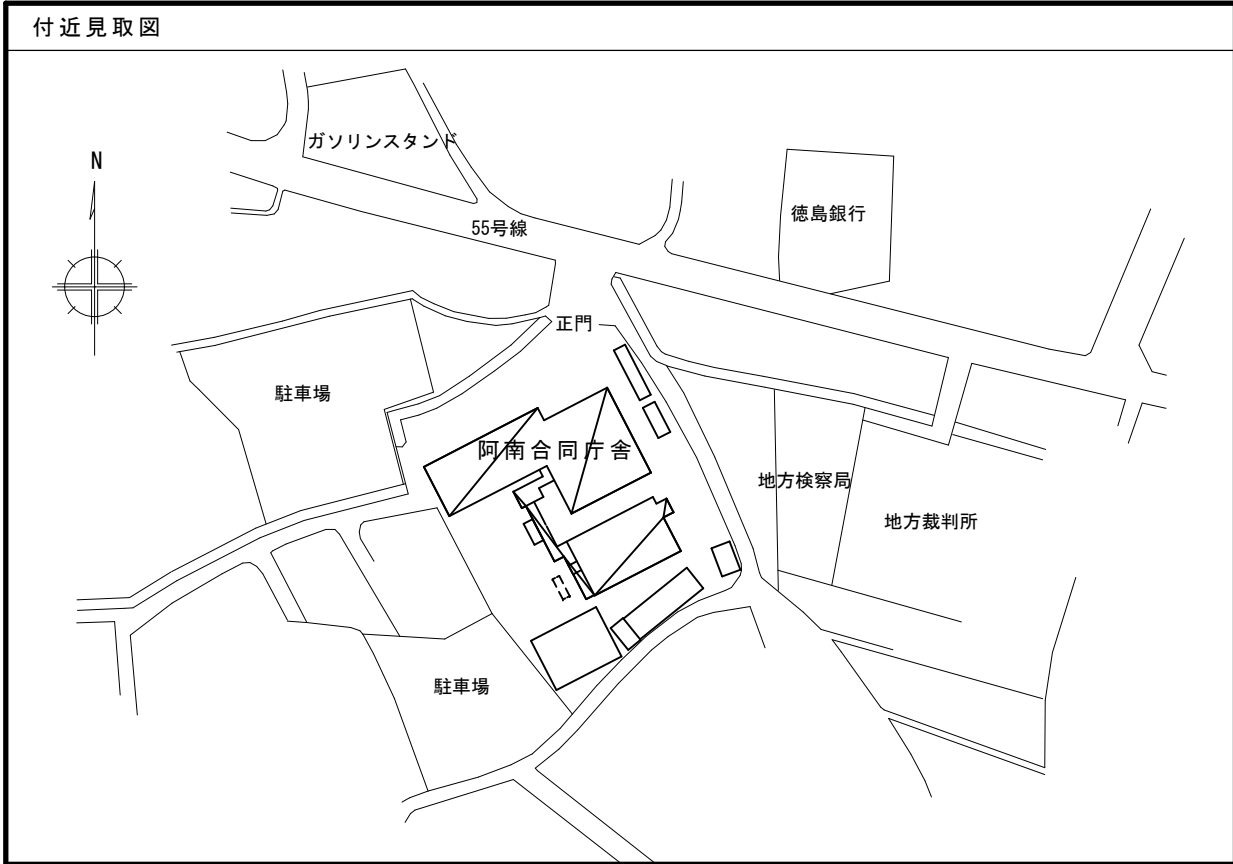
1. 配線記号等

- (1) EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- (2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。

(G16) (G22) … 厚鋼電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。

(16) (22) … PF管(単層管)(JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。

(19) (25) … ねじなし電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- (3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

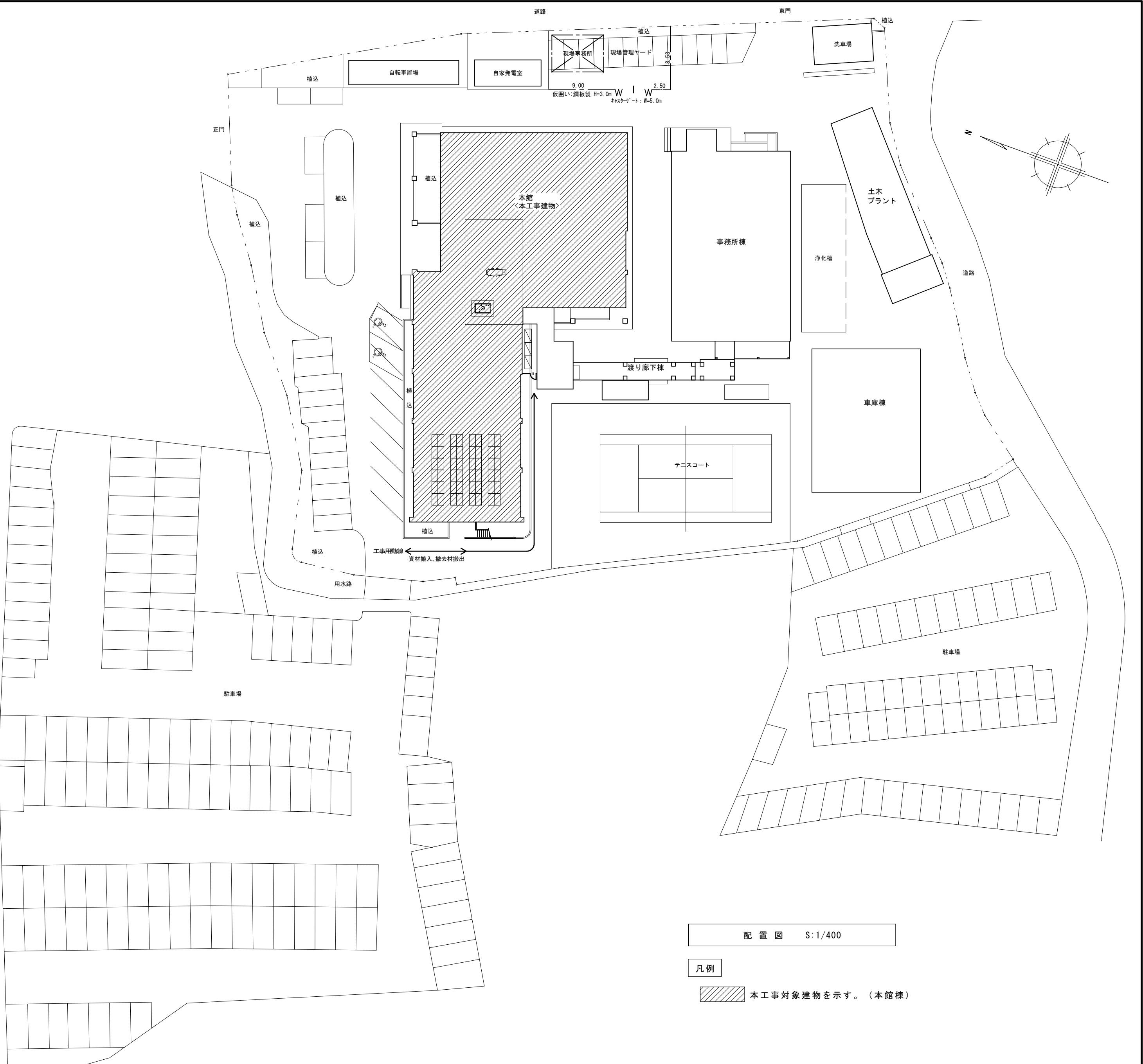


凡例<改修後>

記号	名称	摘要
○	ダウンライト	
⊗	ダウンライト	発電機回路
⊕	ダウンライト	センサー付、参考姿図参照
▽	熱線センサスイッチ	天井埋込形 親機
▽	熱線センサスイッチ	天井埋込形 子機
Ⓔ _E	埋込コンセント	2P15A×2 接地極付
Ⓔ _{ET}	埋込コンセント	2P15A×1 接地端子付
Ⓔ _{ET}	埋込コンセント	2P15A×2 接地端子付
Ⓔ _{LK}	埋込コンセント	2P15A×1 抜止め付
☒ _{P.B}	プルボックス	銅板製 点線表示：既設を示す
☒	アウトレットボックス	小便器センサー用 点線表示：既設を示す
⏏	分電盤	銅板製 露出形既製品（ホーム分電盤、横形）
⏏	既設分電盤	銅板製
Ⓔ	開閉器箱	銅板製露出形
⏏	呼出ボタン	埋込形 引きひも付
📢	警報ブザー	屋外用 赤色ランプ付 AC100V
⏏	金属ブランクカバー	
⊗	はつり箇所	穴あけ補修、W表示：壁面溝はつり部分を含む
⊘	はつり箇所	スラブ面補修、壁面

凡例<改修前>

記号	名称	摘要
⏏	直付天井灯	
⏏	ミラーライト	
○	シーリングライト	
⊕	ダウンライト	
●	埋込スイッチ	1PL15A×1
○	パイロットランプ	1PL15A×1
Ⓔ	埋込コンセント	2P15A×1
Ⓔ ₂	埋込コンセント	2P15A×2
Ⓔ _{ET}	埋込コンセント	2P15A×1 接地端子付
⏏	露出コンセント	2P15A×1
⏏ ₂	露出コンセント	2P15A×2
⏏	スイッチボックス	金属線び用
⏏	既設分電盤	銅板製



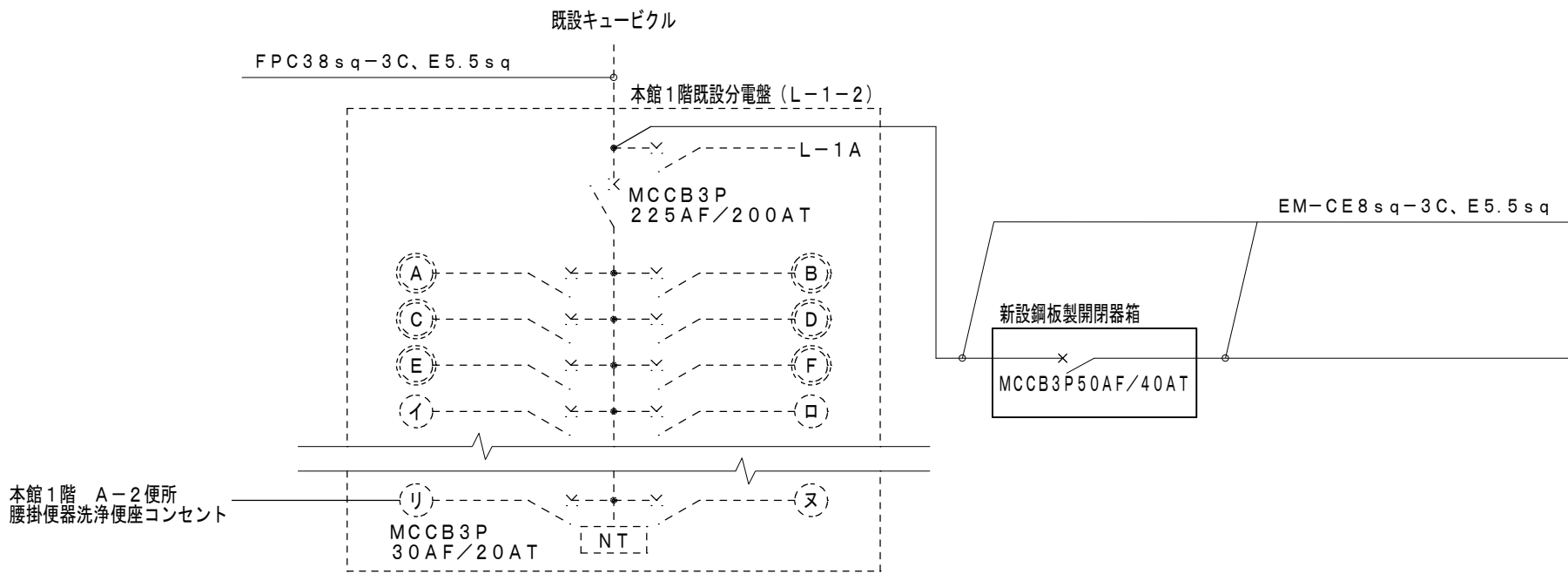
配置図 S:1/400

凡例

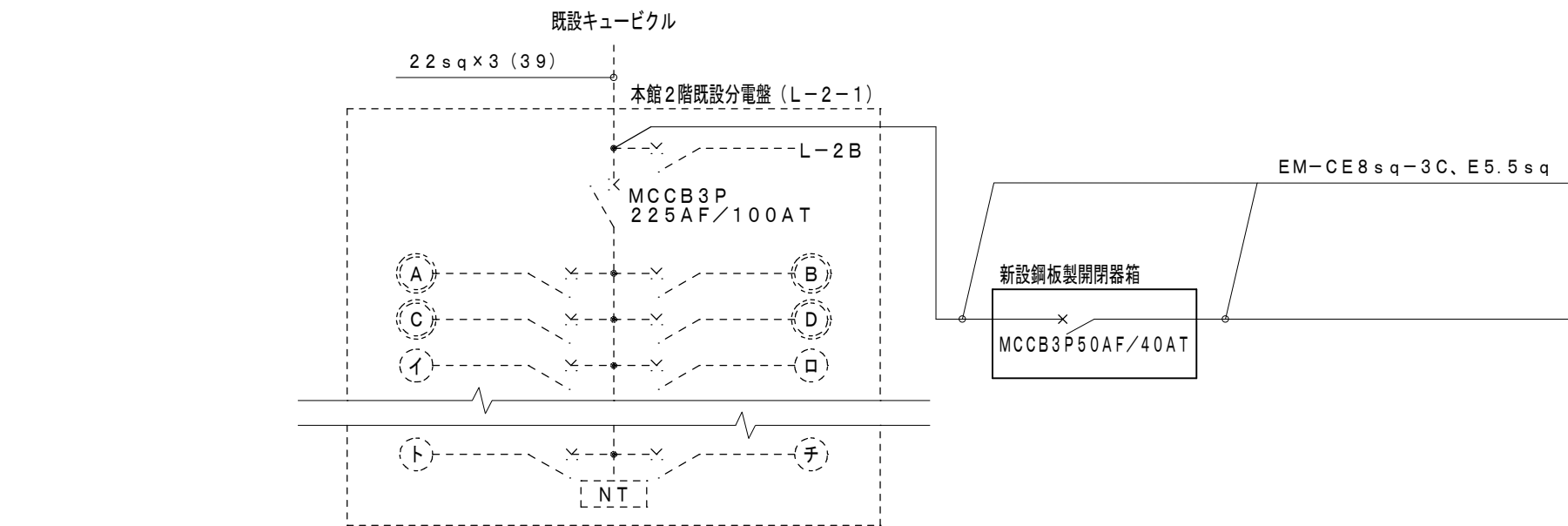
本工事対象建物を示す。（本館棟）

	徳島県土木整備部営繕課	工事名 R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築	図面番号 E-01	 株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 岡山七志
		図面名 付近見取図、配置図、凡例<改修前・改修後>	縮尺 A2:NON A3:×71%	

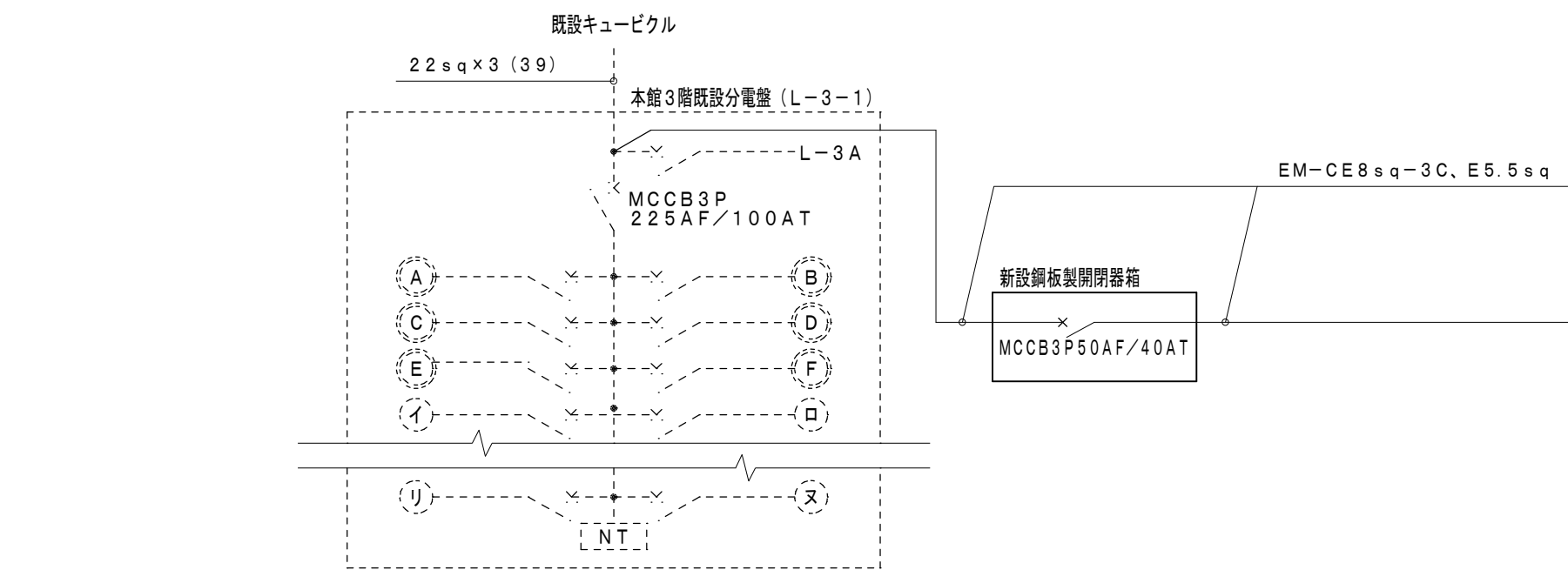
本館 分電盤単線結線図



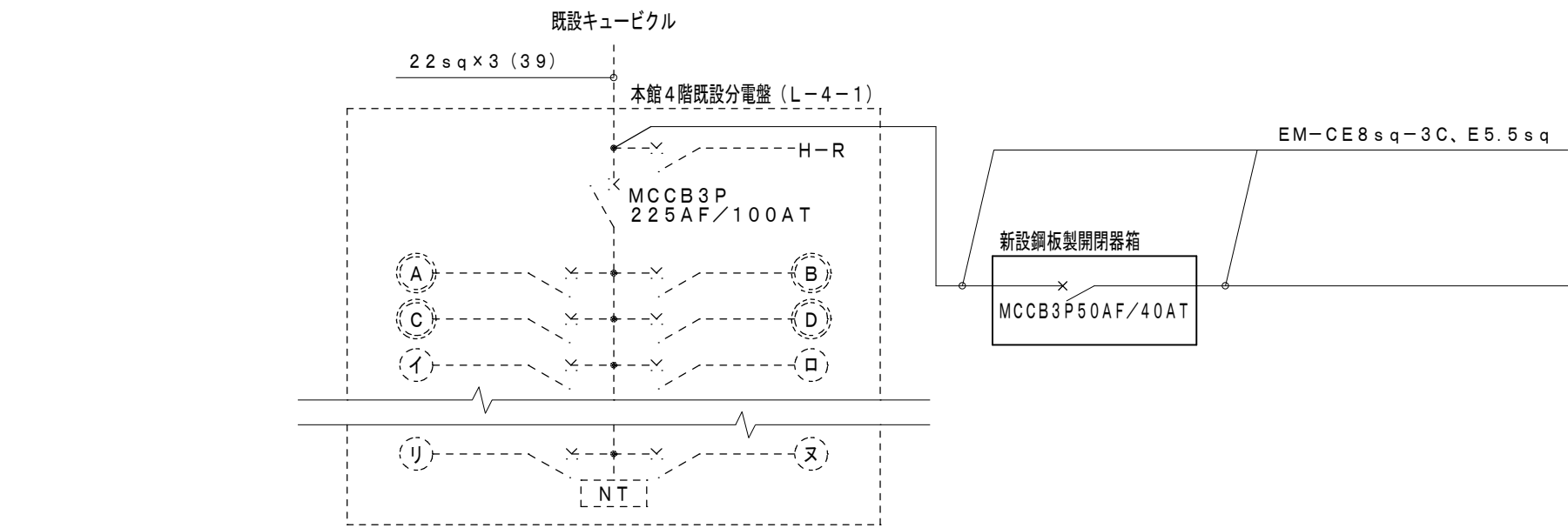
主幹遮断器	回路番号	分岐遮断器		容量	分岐容量	負荷容量 (VA)	負荷名称	備考
		種別	容量					
新設分電盤 (L-A-1) 3P ELCB 50AF/40AT 銅板製露出型既製品	①	○	2	50	20	1,260	多目的便所洗浄便座	T 8,080VA
	②	○	2	50	20	650	多目的便所オストメイト、洗面コンセント	
	③	○	2	50	20	1,170	男子便所洗浄便座	
	④	○	2	50	20	990	男子便所ハンドドライヤー、小便器洗浄、洗面コンセント	
	⑤	○	2	50	20	1,260	女子便所洗浄便座	
	⑥	○	2	50	20	1,260	女子便所洗浄便座	
	⑦	○	2	50	20	1,220	女子便所ハンドドライヤー、洗面コンセント	
	⑧	○	2	50	20	-	予備	



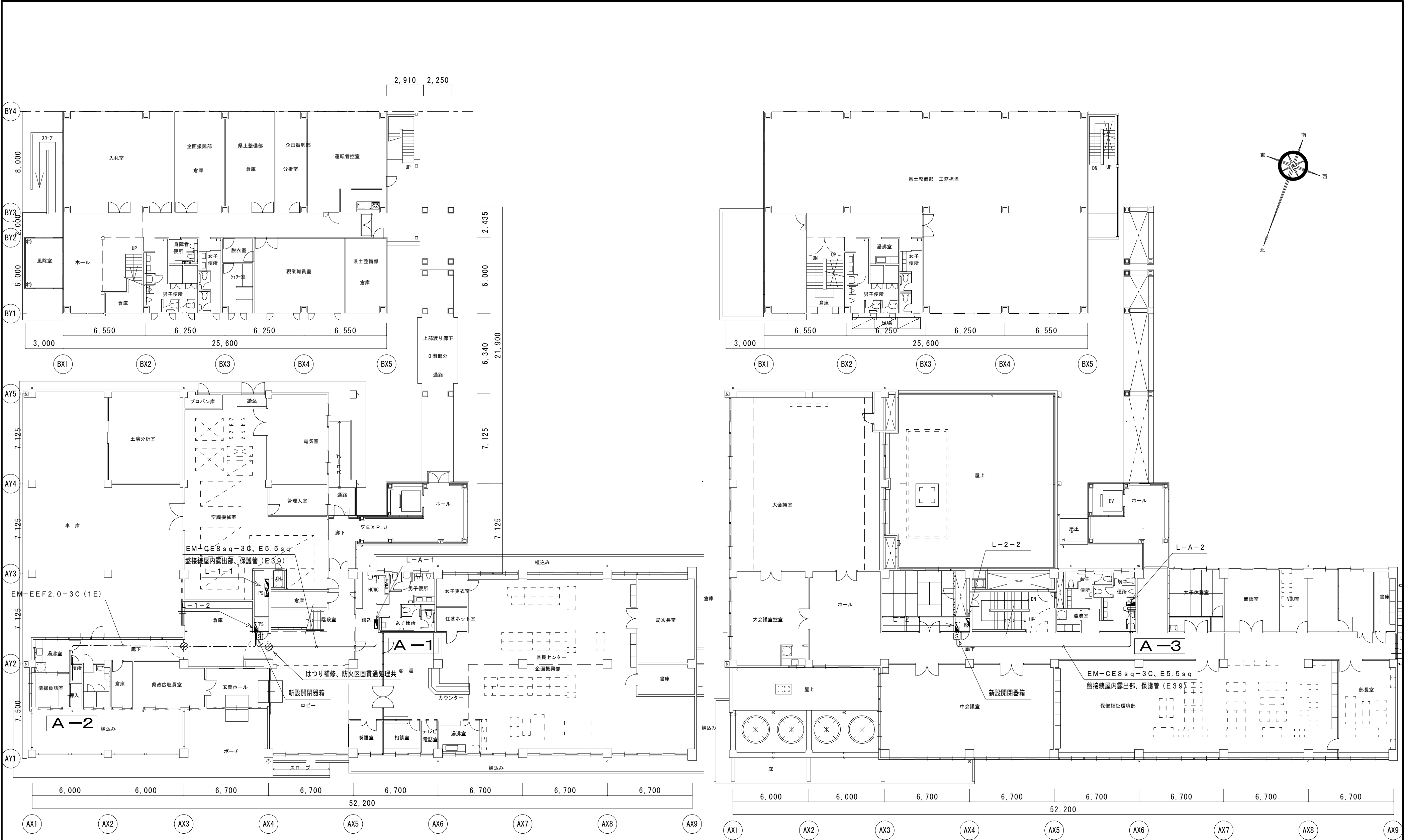
新設分電盤 (L-A-2) 3P ELCB 50AF/40AT 銅板製露出型既製品	①	○	2	50	20	1,260	女子便所洗浄便座	T 7,330VA
	②	○	2	50	20	1,260	女子便所洗浄便座	
	③	○	2	50	20	1,120	女子便所ハンドドライヤー、洗面コンセント	
	④	○	2	50	20	1,260	男子便所洗浄便座	
	⑤	○	2	50	20	1,310	男子便所洗浄便座、小便器洗浄	
	⑥	○	2	50	20	1,120	男子便所ハンドドライヤー、洗面コンセント	
	⑦	○	2	50	20	-	予備	
	⑧	○	2	50	20	-	予備	



新設分電盤 (L-A-3) 3P ELCB 50AF/40AT 銅板製露出型既製品	①	○	2	50	20	1,260	女子便所洗浄便座	T 7,330VA
	②	○	2	50	20	1,260	女子便所洗浄便座	
	③	○	2	50	20	1,120	女子便所ハンドドライヤー、洗面コンセント	
	④	○	2	50	20	1,260	男子便所洗浄便座	
	⑤	○	2	50	20	1,310	男子便所洗浄便座、小便器洗浄	
	⑥	○	2	50	20	1,120	男子便所ハンドドライヤー、洗面コンセント	
	⑦	○	2	50	20	-	予備	
	⑧	○	2	50	20	-	予備	



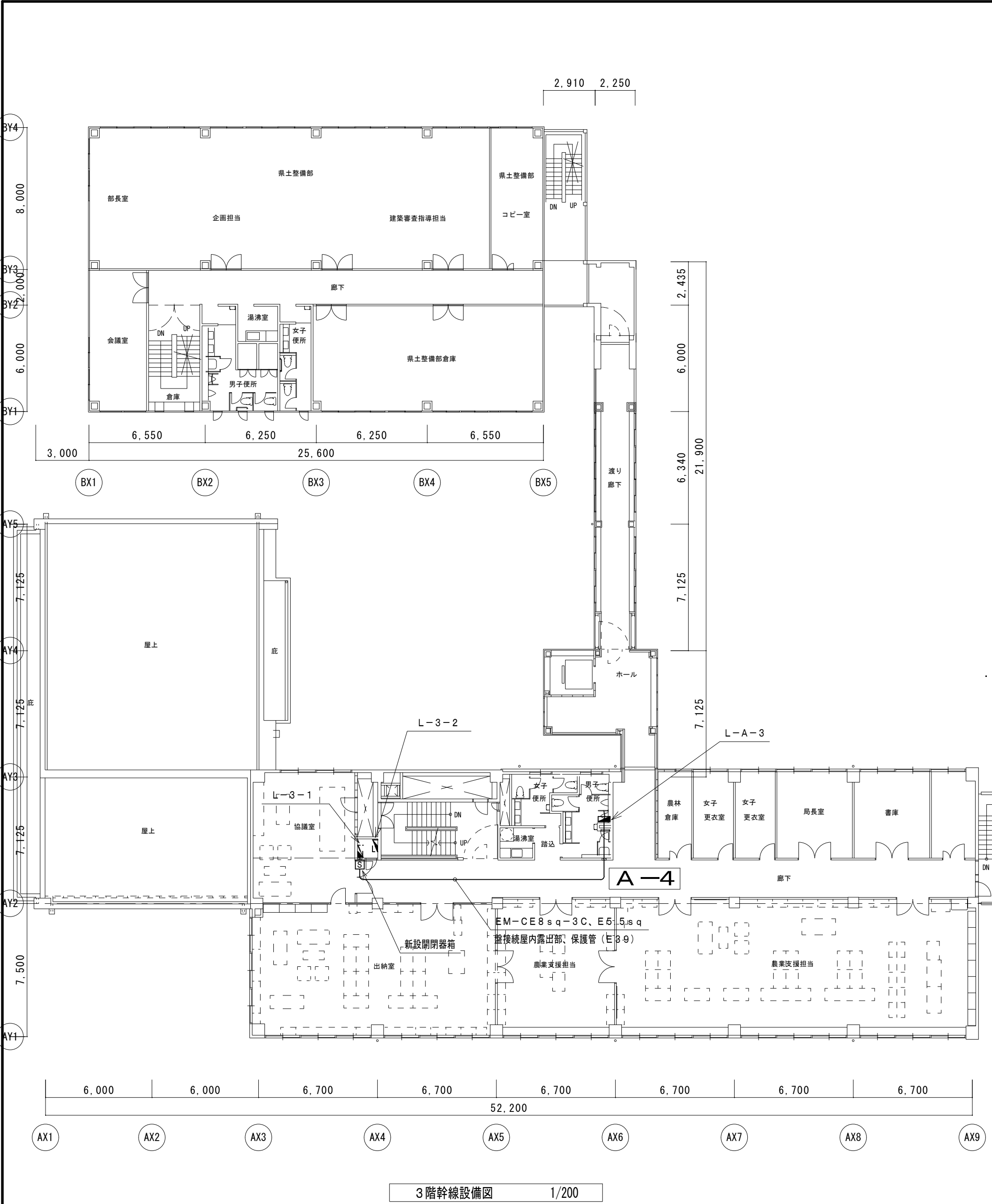
新設分電盤 (L-A-4) 3P ELCB 50AF/40AT 銅板製露出型既製品	①	○	2	50	20	1,260	女子便所洗浄便座	T 7,330VA
	②	○	2	50	20	1,260	女子便所洗浄便座	
	③	○	2	50	20	1,120	女子便所ハンドドライヤー、洗面コンセント	
	④	○	2	50	20	1,260	男子便所洗浄便座	
	⑤	○	2	50	20	1,310	男子便所洗浄便座、小便器洗浄	
	⑥	○	2	50	20	1,120	男子便所ハンドドライヤー、洗面コンセント	
	⑦	○	2	50	20	-	予備	
	⑧	○	2	50	20	-	予備	



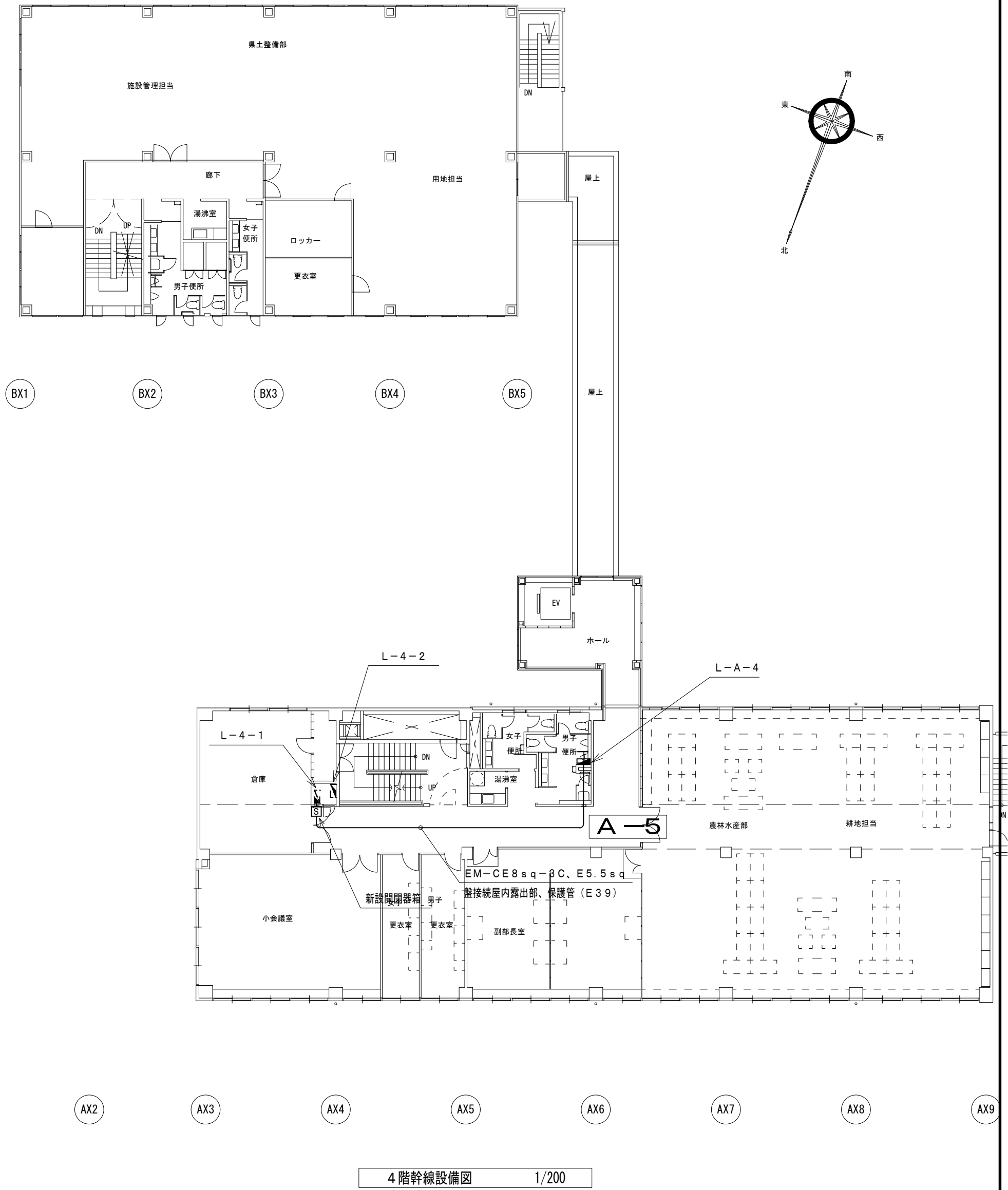
1階幹線設備図 1/200

2階幹線設備図 1/200

		徳島県県土整備部営繕課	工事名	R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築	図面番号	E-03	 株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 岡山七志
			図面名	1 階・2 階幹線設備図	縮尺	A2:1/200 A3:×71%	

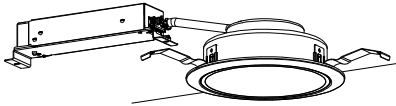
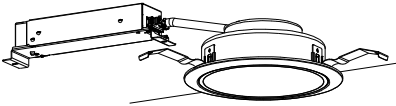
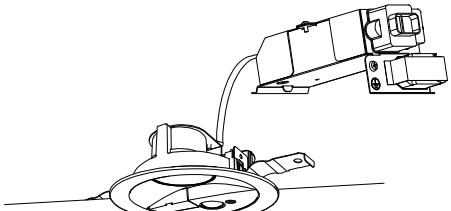
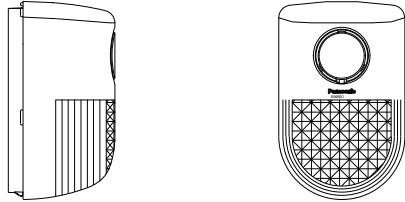
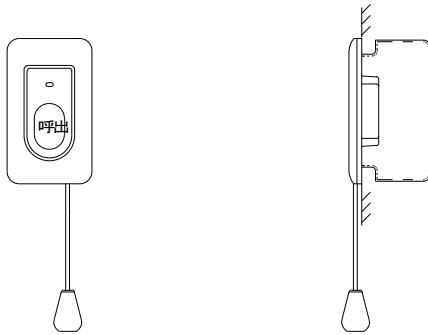


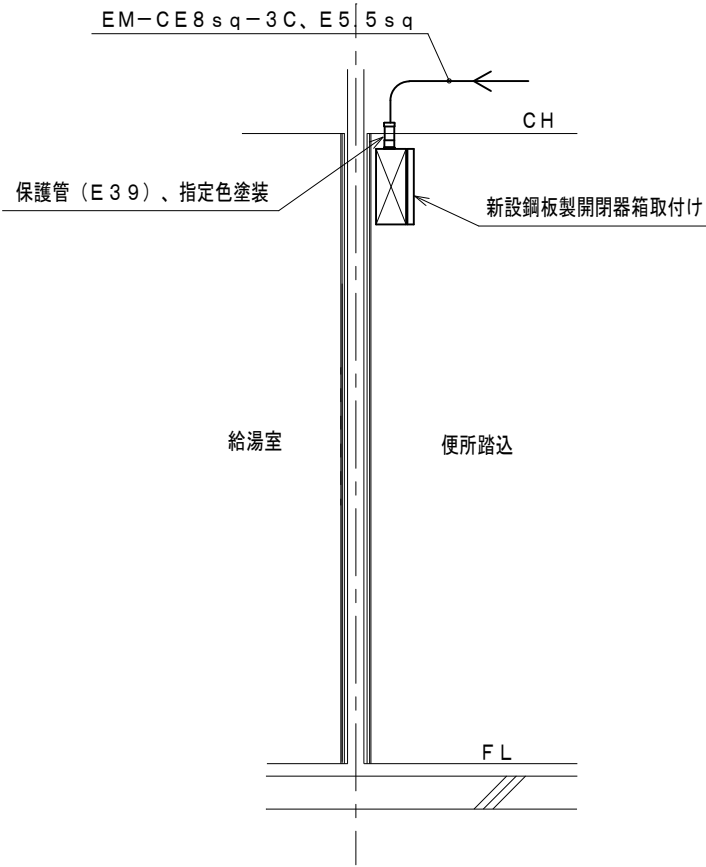
3階幹線設備図 1/200



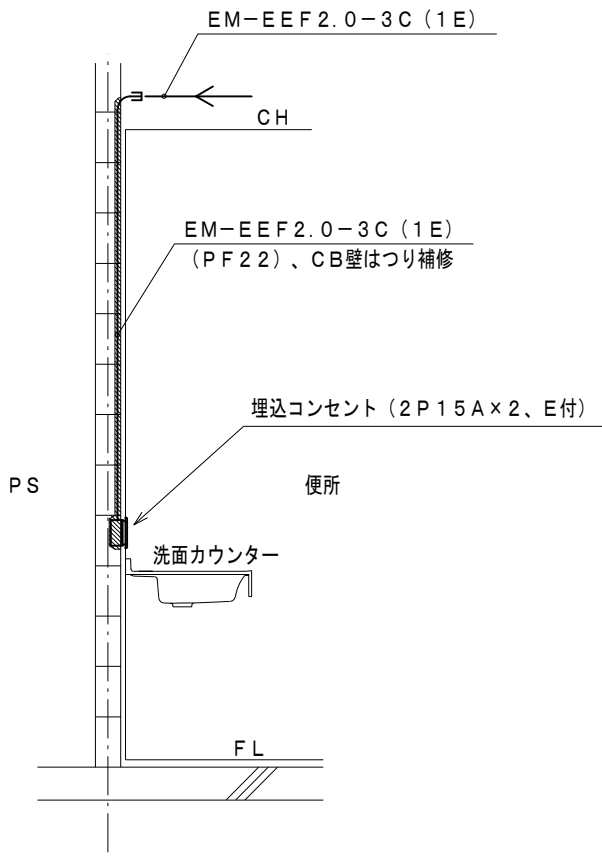
4階幹線設備図 1/200

		徳島県土整備部営繕課	工事名	R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡 本館トイレ改修工事建築	図面番号	E-04	 株式会社 平島弘之+ TEAM28 HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES 一級建築士 第 152422 号 福山仁志
			図面名	3 階・ 4 階幹線設備図	縮尺	A2: 1/200 A3: × 71%	

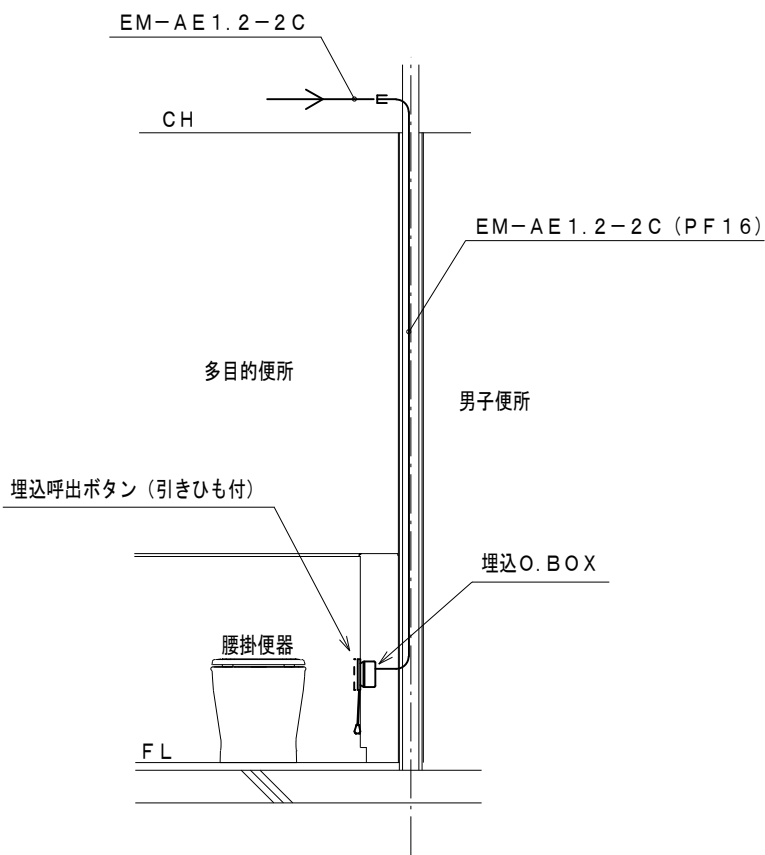
○	埋込天井灯	○	埋込天井灯
LRS1-17		LRS1-05	
㊦	埋込天井灯（センサー付）		
			
昼白色（5000K）、Ra83 器具光束765lm 電源ユニット内蔵、拡散タイプ、明るさセンサー付 高気密SB形、点灯照度・点灯保持時間調整機能付 枠：アルミダイカスト（ホワイトつや消し） 光源寿命40000時間（光束維持率70%） 埋込穴φ100			
㊦	警報ランプ付プザー（露出型）	●	呼出ボタン（引きひも付）
			
定 格	電 圧 AC100V 50/60Hz	形 状	壁埋込型（JIS1個用スイッチボックス）
		材 質	自己消火性樹脂
		備 考	引きひも式、押ボタン式両用



分電盤取付け断面図（参考図） 1/30



既設壁コンセント取付け断面図（参考図） 1/30



呼出ボタン取付け断面図（参考図） 1/30

配線表 (改修前)			
	1.6×2 (19)	撤去	
	1.6×3 (19)	撤去	
	1.6×4 (25)	撤去	
	2.0×2 (25)	撤去	
	2.0×4 (25)	撤去	
	VVVF1.6-2C	撤去	
	VVVF1.6-3C	撤去	
	AE1.2-2C	撤去	
	既設	残置	

女子便所			
直付V形天井灯	FL20W×2	撤去	1
ミラーライト	FL20W×1	撤去	2

踏込			
埋込天井灯	FL36W×3	取外し (再使用)	1

男子便所・身障者便所			
直付V形天井灯	FL40W×1	撤去	2
ミラーライト	FL20W×1	撤去	2
熱線センサスイッチ親機		撤去	1
熱線センサスイッチ子機		撤去	1
呼出ボタン		取外し (再使用)	1
警報ランプ付プザー		取外し (再使用)	1

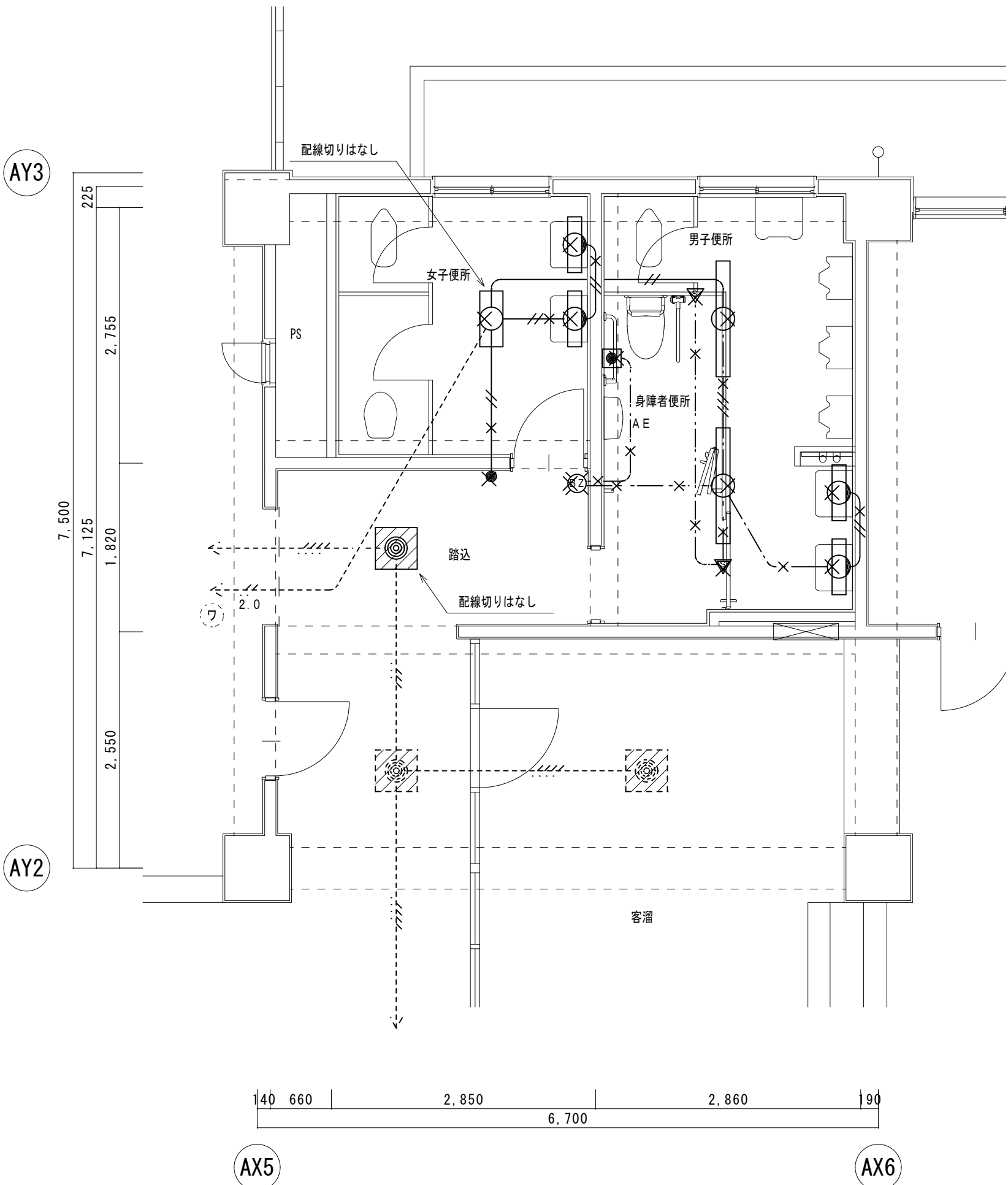
配線表 (改修後)			
	EM-EEF1.6-2C		
	F3	EM-EEF1.6-3C (1E)	
	2F	EM-EEF2.0-2C	
	2F3	EM-EEF2.0-3C (1E)	
	2F3×3	EM-EEF2.0-3C (1E) × 3	
	AE	EM-AE1.2-2C	
	既設	残置	
壁引下げ、立上げ配線はP F管で保護する			
(1E) 表示は接地線を含む			

多目的便所			
埋込天井灯	LRS1-17-LN	新設	2
呼出ボタン (既設)		再取付け	1
警報ランプ付プザー (既設)		再取付け	1
熱線センサスイッチ親器			1

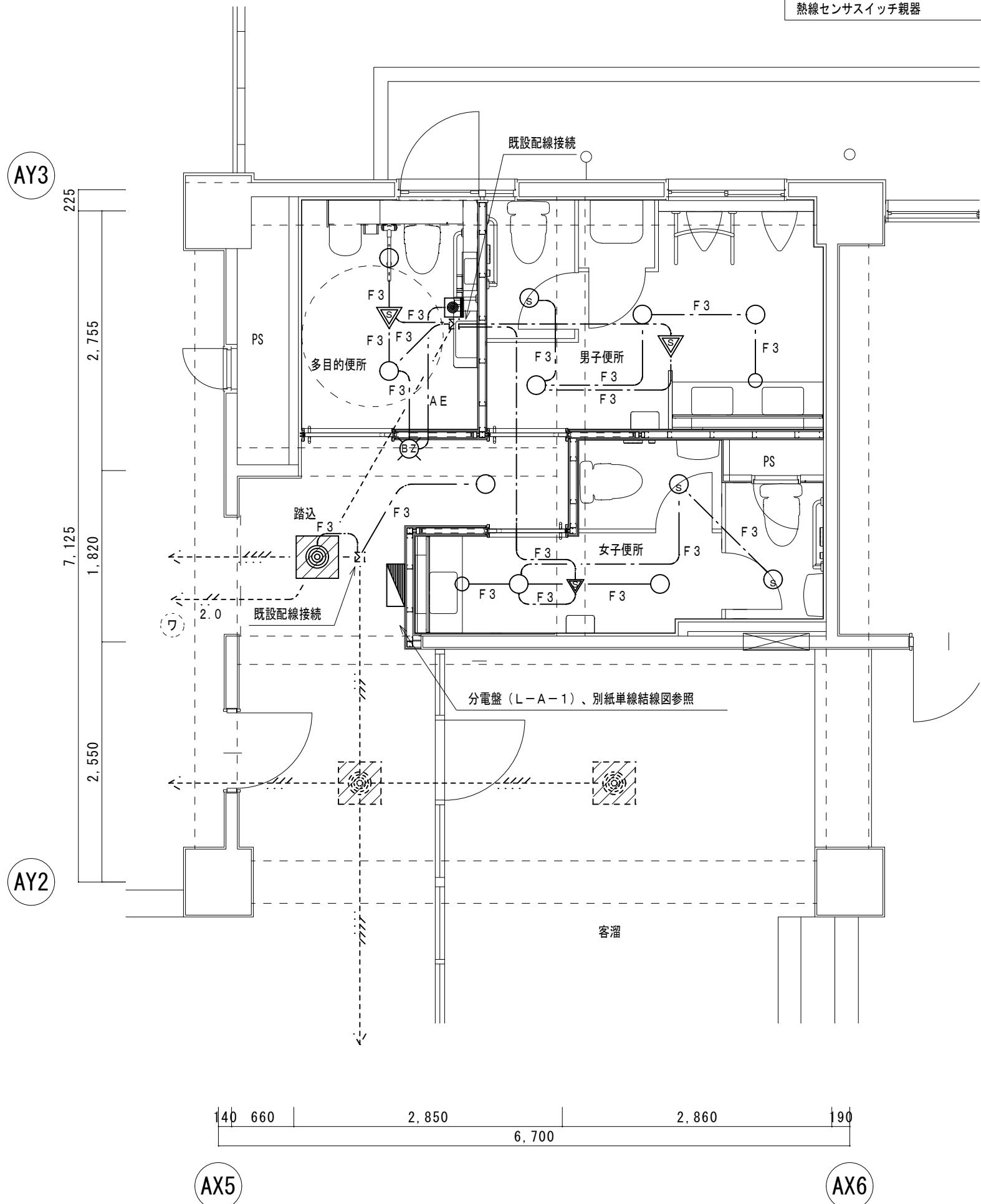
踏込			
埋込天井灯	LRS1-17-LN	新設	1
埋込天井灯	FL36W×3	再取付け	1

男子便所			
埋込天井灯	LRS1-17-LN	新設	3
埋込天井灯	LRS1-05-LN	新設	1
埋込天井灯 (センサー付)		新設	1
熱線センサスイッチ親器		新設	1

女子便所			
埋込天井灯	LRS1-17-LN	新設	2
埋込天井灯	LRS1-05-LN	新設	1
埋込天井灯 (センサー付)		新設	2
熱線センサスイッチ親器		新設	1



本館 1階 A-1 電灯設備図 <改修前>



本館 1階 A-1 電灯設備図 <改修後>

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡
本館トイレ改修工事建築

図面番号 E-06

図面名 本館 1階 A-1 電灯設備図
<改修前・改修後>

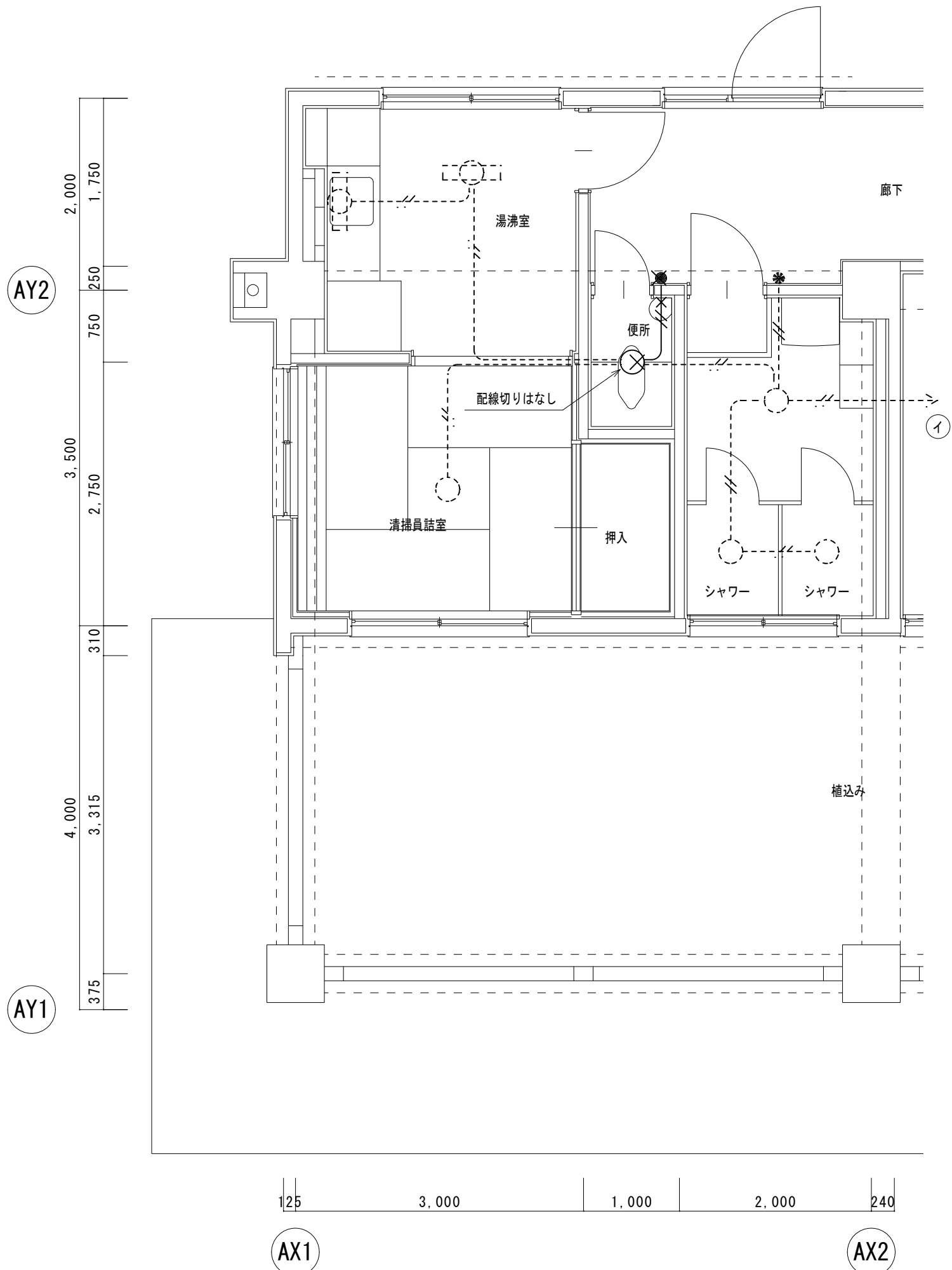
縮尺 A2:1/50
A3:×71%

株式会社 平島弘之+ TEAM28
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一般建築士 第 152422 号 福山仁志

配線表 (改修前)			
	1.6×2 (19)	撤去	
	1.6×3 (19)	撤去	
	1.6×4 (25)	撤去	
	2.0	2.0×2 (25)	撤去
	2.0	2.0×4 (25)	撤去
	既設	残置	

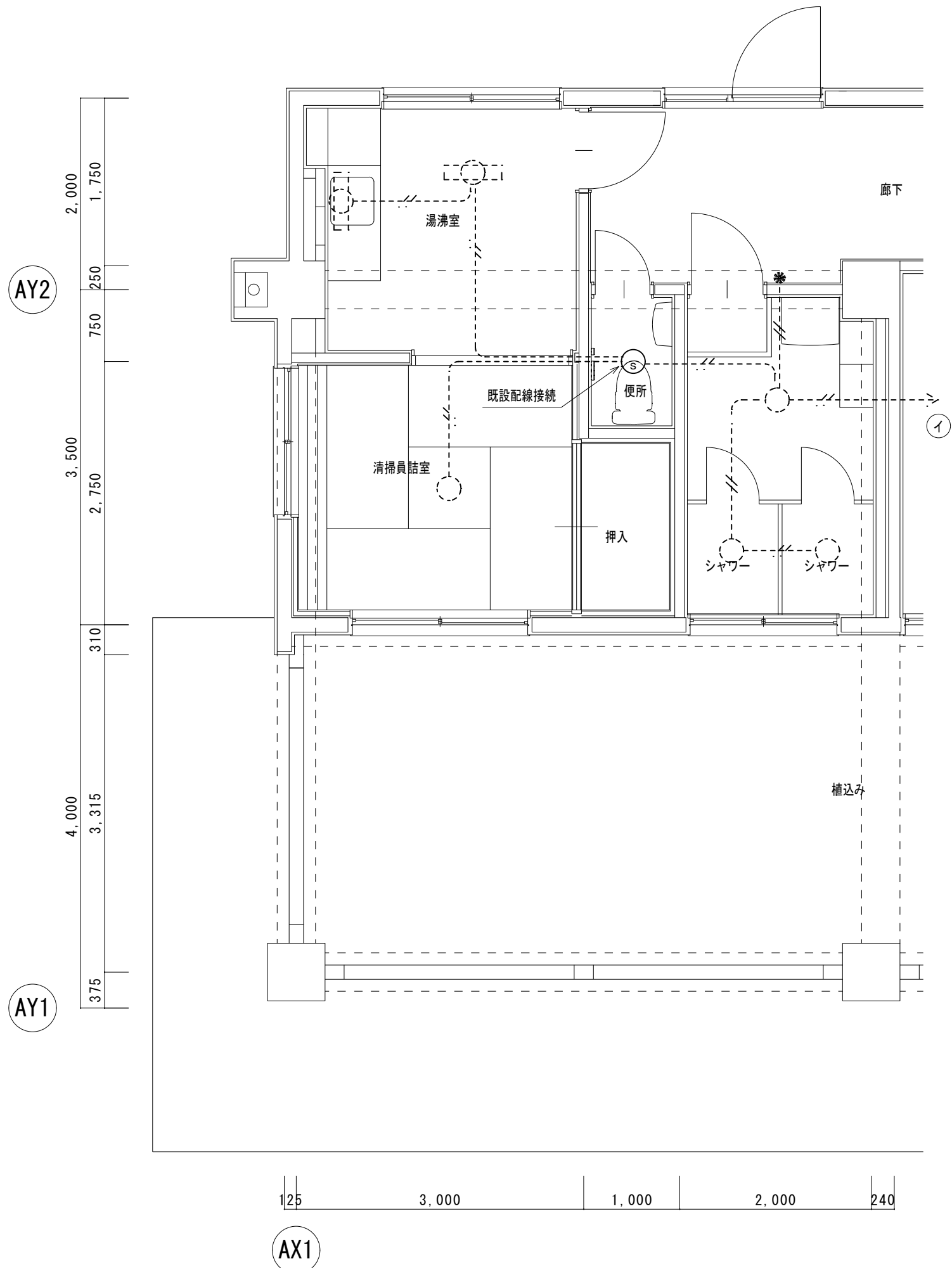
便所			
シーリングライト	1 L 60W×1	撤去	1



本館 1階 A-2 電灯設備図 <改修前>

配線表 (改修後)			
	EM-EEF1.6-2C		
	EM-EEF1.6-3C		
	EM-EEF1.6-3C (1E)		
	EM-EEF2.0-3C (1E)		
	既設	残置	
壁引下げ、立上げ配線はP F管で保護する			
(1E) 表示は接地線を含む			

便所		
埋込天井灯 (センサー付)	新設	1



本館 1階 A-2 電灯設備図 <改修後>

配線表（改修前）			
	1.6×2（19）	撤去	
	1.6×3（19）	撤去	
	1.6×4（25）	撤去	
	2.0×2（25）	撤去	
	2.0×4（25）	撤去	
	既設	残置	

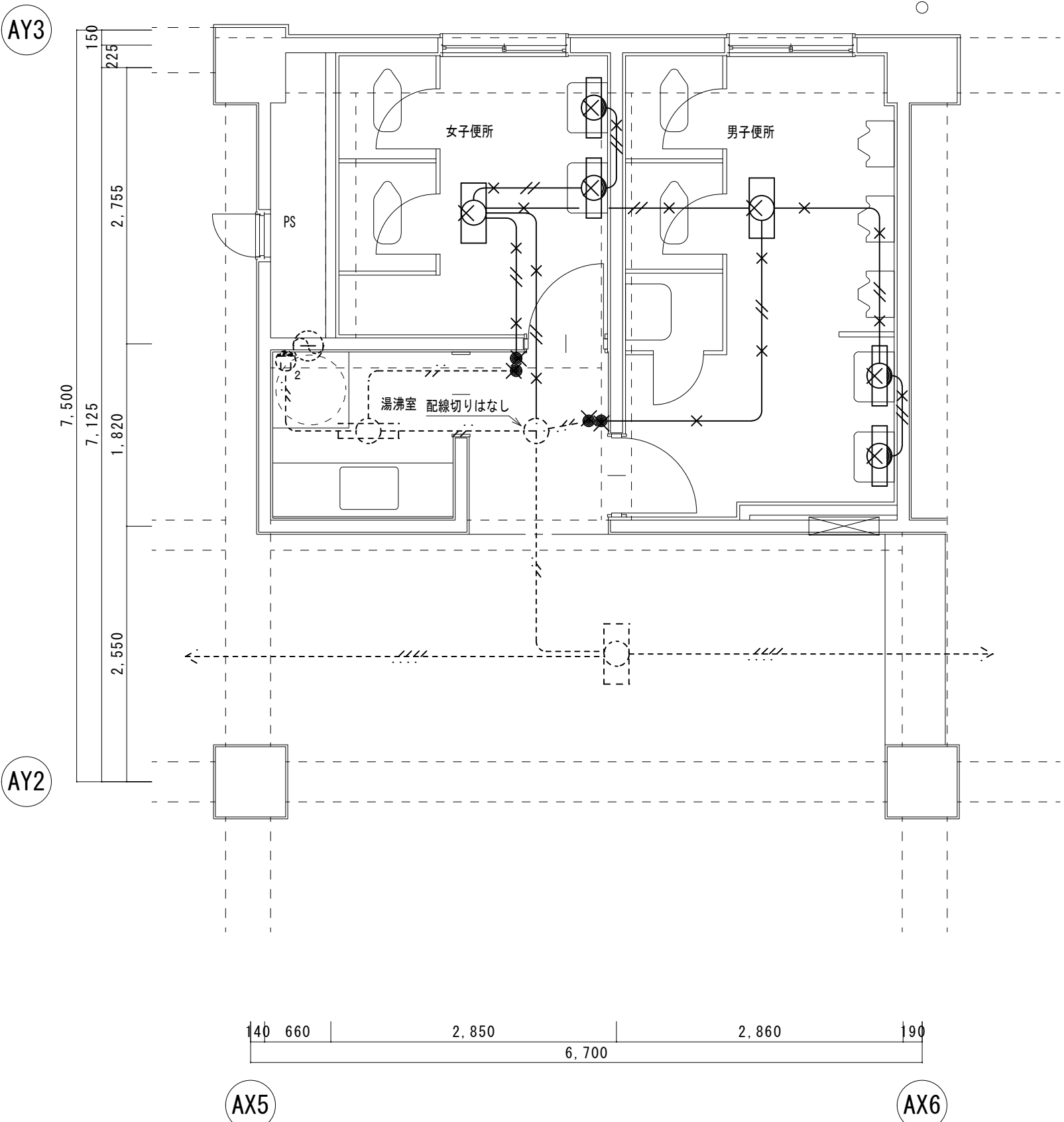
× 3箇所			
女子便所			
直付V形天井灯	FL20W×2	撤去	1
ミラーライト	FL20W×1	撤去	2

× 3箇所			
男子便所			
直付V形天井灯	FL20W×2	撤去	1
ミラーライト	FL20W×1	撤去	2

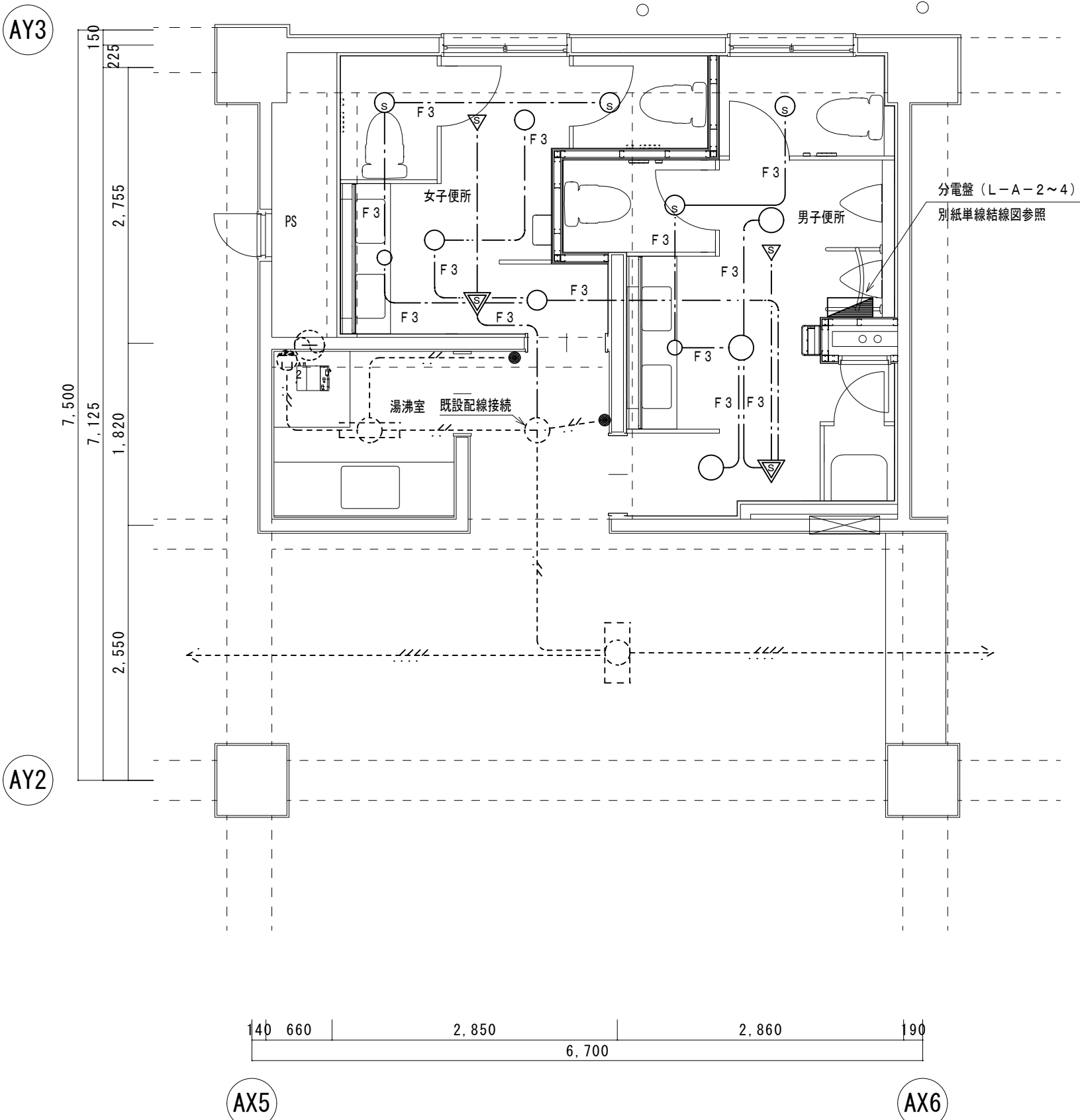
配線表（改修後）			
	EM-EEF1.6-2C		
	EM-EEF1.6-3C（1E）		
	EM-EEF2.0-2C		
	EM-EEF2.0-3C（1E）		
	EM-EEF2.0-3C（1E）×2		
	既設	残置	
壁引下げ、立上げ配線はP F管で保護する			
（1E）表示は接地線を含む			

× 3箇所			
女子便所			
埋込天井灯	LRS1-17-LN	新設	3
埋込天井灯	LRS1-05-LN	新設	1
埋込天井灯（センサー付）		新設	2
熱線センサスイッチ親器		新設	1
熱線センサスイッチ子器		新設	1

× 3箇所			
男子便所			
埋込天井灯	LRS1-17-LN	新設	3
埋込天井灯	LRS1-05-LN	新設	1
埋込天井灯（センサー付）		新設	2
熱線センサスイッチ親器		新設	1
熱線センサスイッチ子器		新設	1



本館 2～4階 A-3～5 電灯設備図 <改修前>



本館 2～4階 A-3～5 電灯設備図 <改修後>

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡
本館トイレ改修工事建築

図面番号 E-08

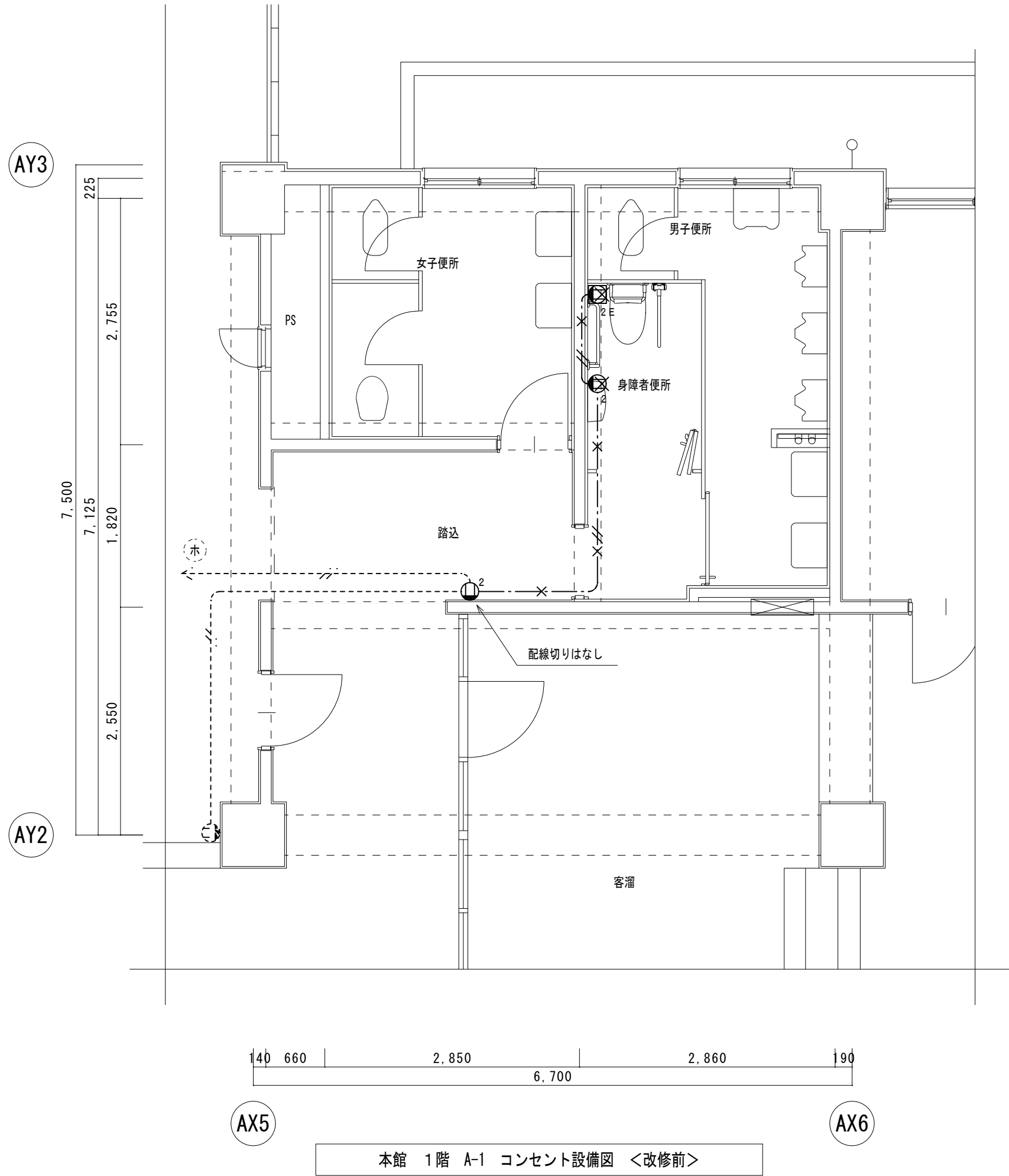
図面名 本館 2～4階 A-3～5 電灯設備図
<改修前・改修後>

縮尺 A2:1/50
A3:×71%

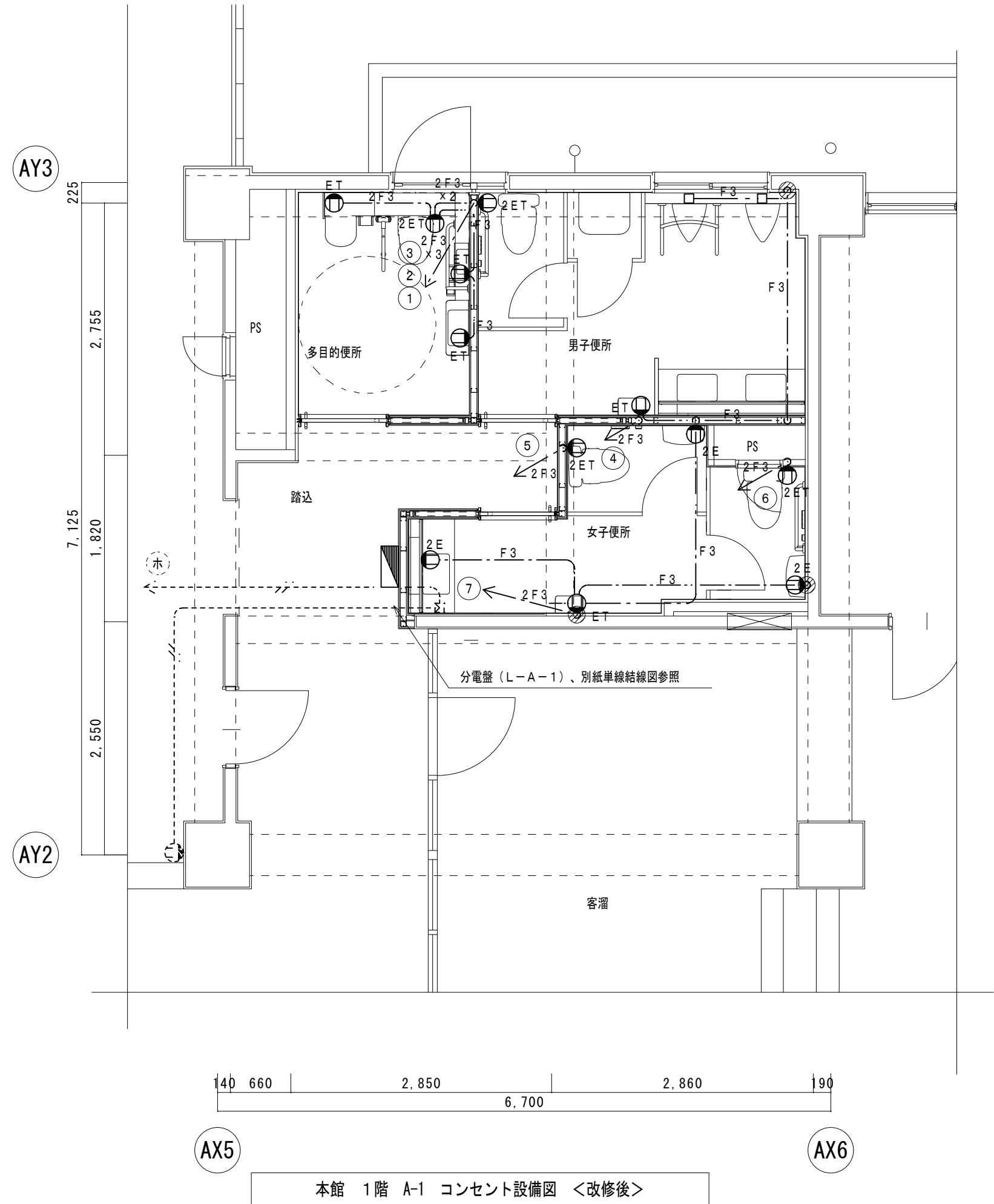
株式会社 平島弘之+ TEAM28
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一般建築士 第 152422 号 福山仁志

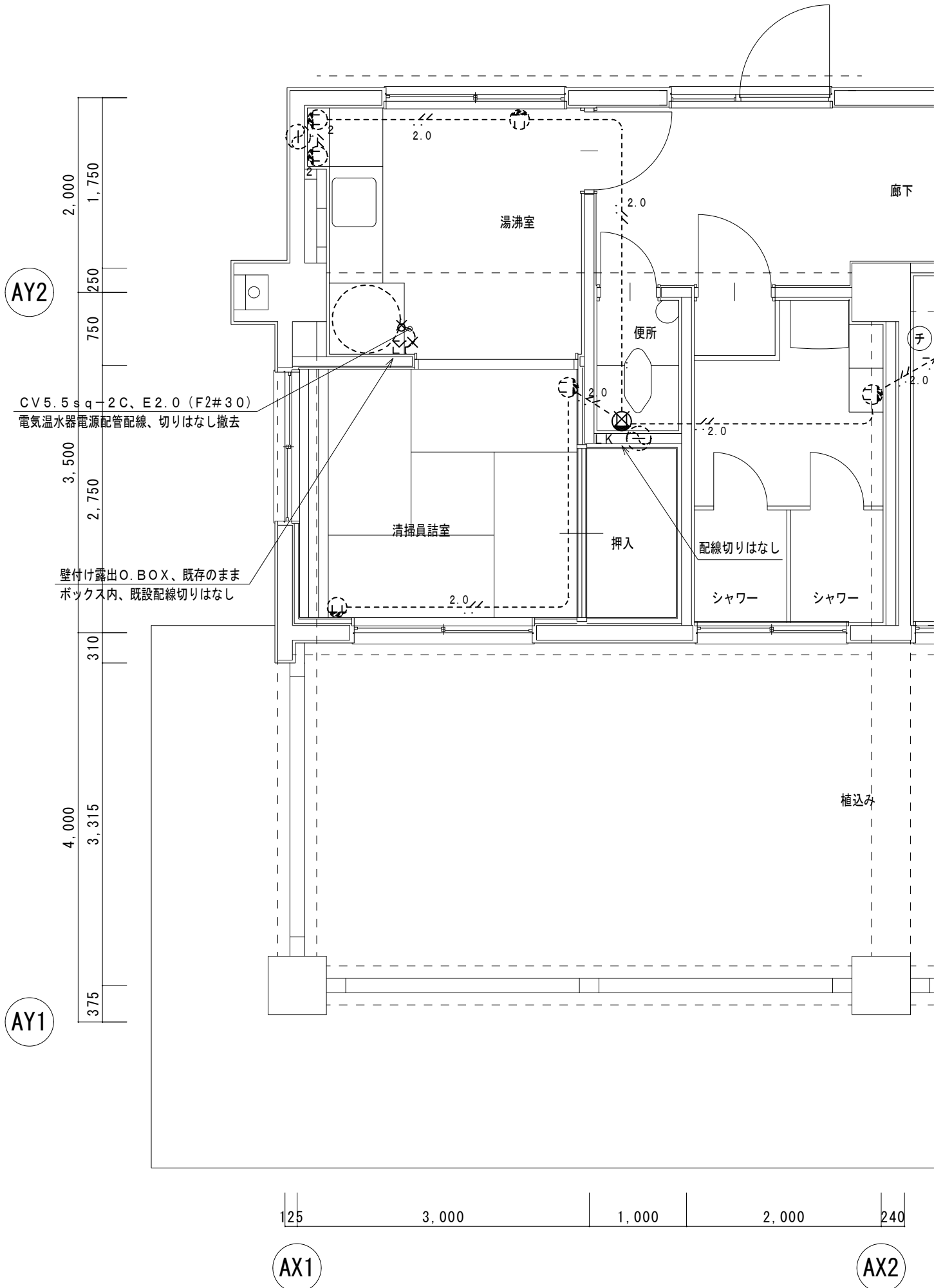
配線表 (改修前)		
	1.6×2 (19)	撤去
	1.6×3 (19)	撤去
	1.6×4 (25)	撤去
	2.0×2 (25)	撤去
	2.0×4 (25)	撤去
	VVF1.6-2C	撤去
	VVF1.6-3C	撤去
	VVF2.0-2C	撤去
	AE1.2-2C	撤去
	既設	残置



配線表 (改修後)		
	EM-EEF1.6-2C	
	EM-EEF1.6-3C (1E)	
	EM-EEF2.0-2C	
	EM-EEF2.0-3C (1E)	
	EM-EEF2.0-3C (1E) × 3	
	EM-AE1.2-2C	
	既設	残置
壁引下げ、立上げ配線はP F管で保護する		
(1E) 表示は接地線を含む		

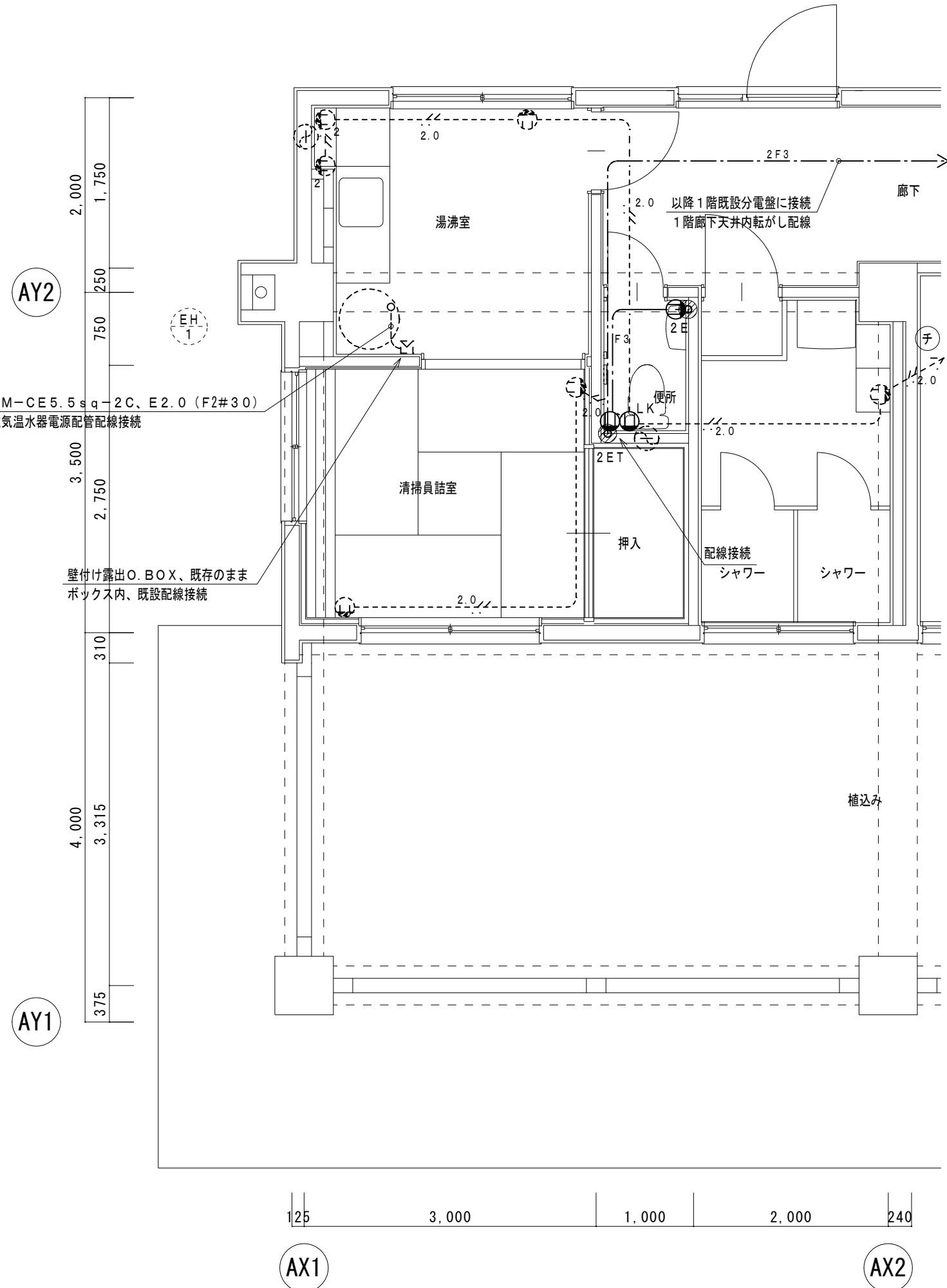


配線表 (改修前)		
	1.6×2 (19)	撤去
	1.6×3 (19)	撤去
	1.6×4 (25)	撤去
	2.0×2 (25)	撤去
	2.0×4 (25)	撤去
	既設	残置



本館 1階 A-2 コンセント設備図 <改修前>

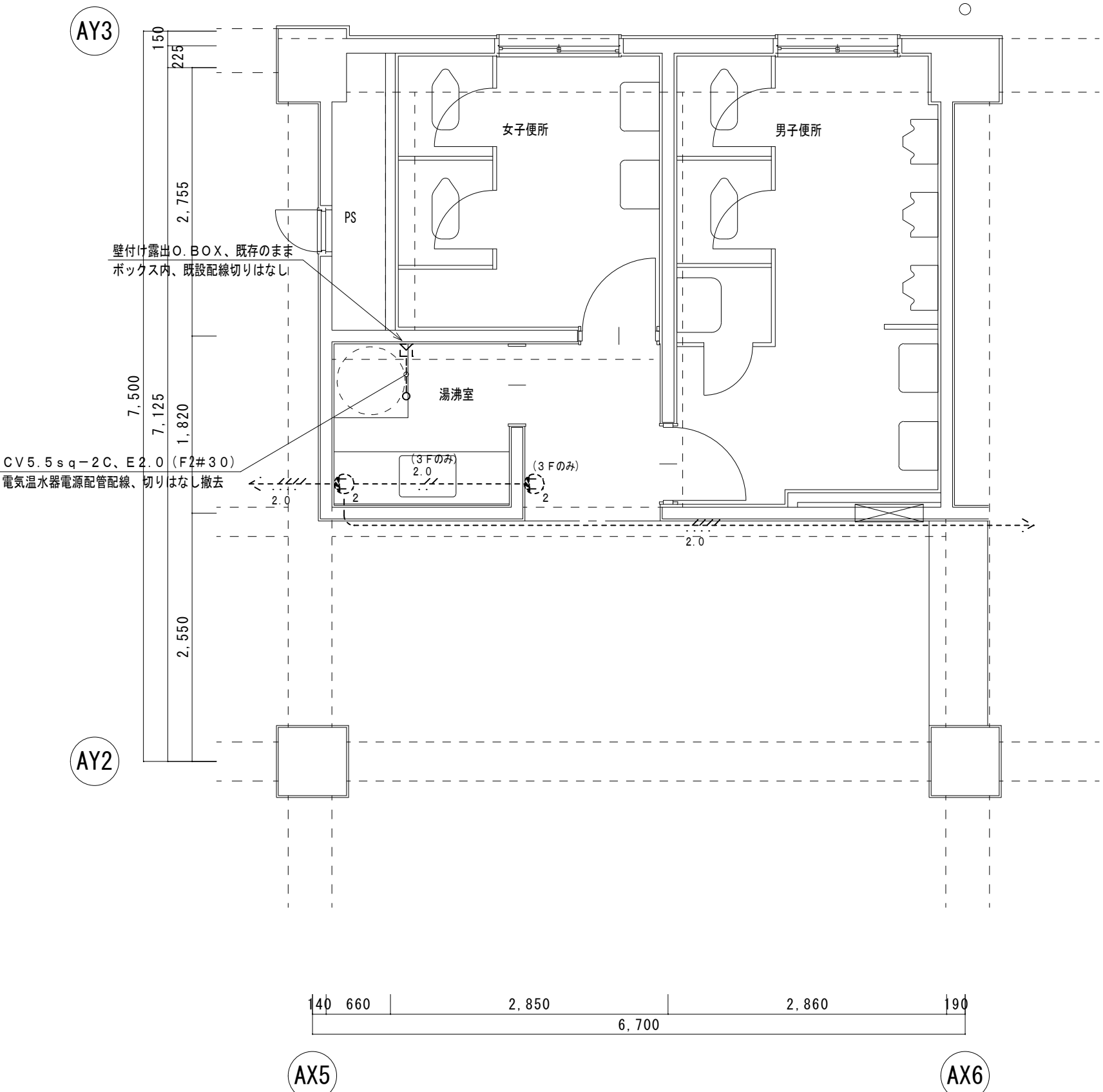
配線表 (改修後)		
	EM-EEF1.6-2C	
	EM-EEF1.6-3C	
	EM-EEF1.6-3C (1E)	
	EM-EEF2.0-3C (1E)	
	既設	残置
壁引下げ、立上げ配線はP.F管で保護する		
(1E) 表示は接地線を含む		



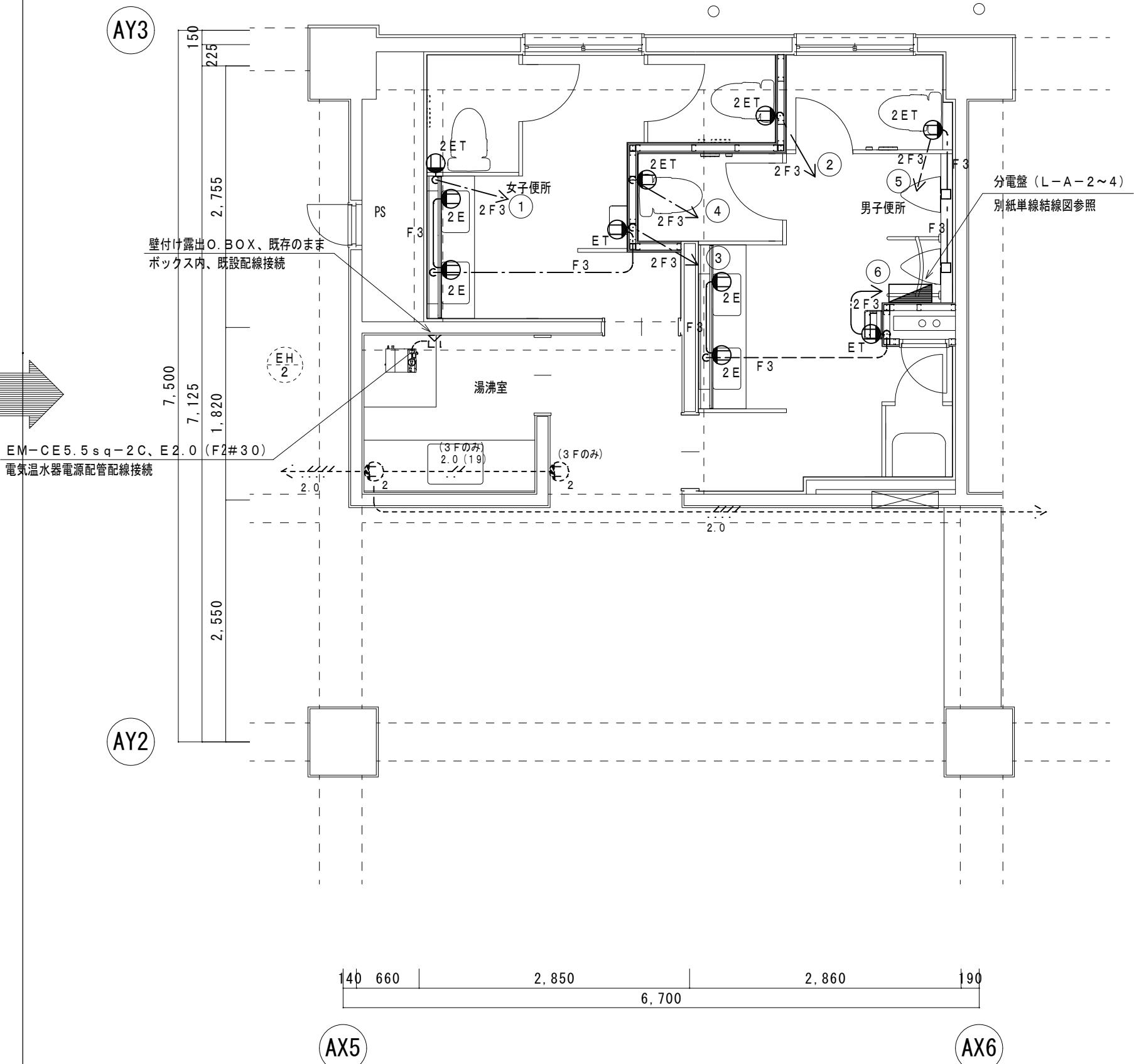
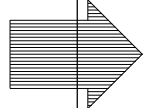
本館 1階 A-2 コンセント設備図 <改修後>

配線表（改修前）			
	1.6×2（19）	撤去	
	1.6×3（19）	撤去	
	1.6×4（25）	撤去	
	2.0×2（25）	撤去	
	2.0×4（25）	撤去	
	既設	残置	

配線表（改修後）			
	EM-EEF 1.6-2C		
	EM-EEF 1.6-3C（1E）		
	EM-EEF 2.0-2C		
	EM-EEF 2.0-3C（1E）		
	EM-EEF 2.0-3C（1E）×2		
	既設	残置	
壁引下げ、立上げ配線はP F管で保護する			
（1E）表示は接地線を含む			



本館 2～4階 A-3～5 コンセント設備図 <改修前>



本館 2～4階 A-3～5 コンセント設備図 <改修後>

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R 8 営繕 阿南合同庁舎 阿南・富岡
本館トイレ改修工事建築

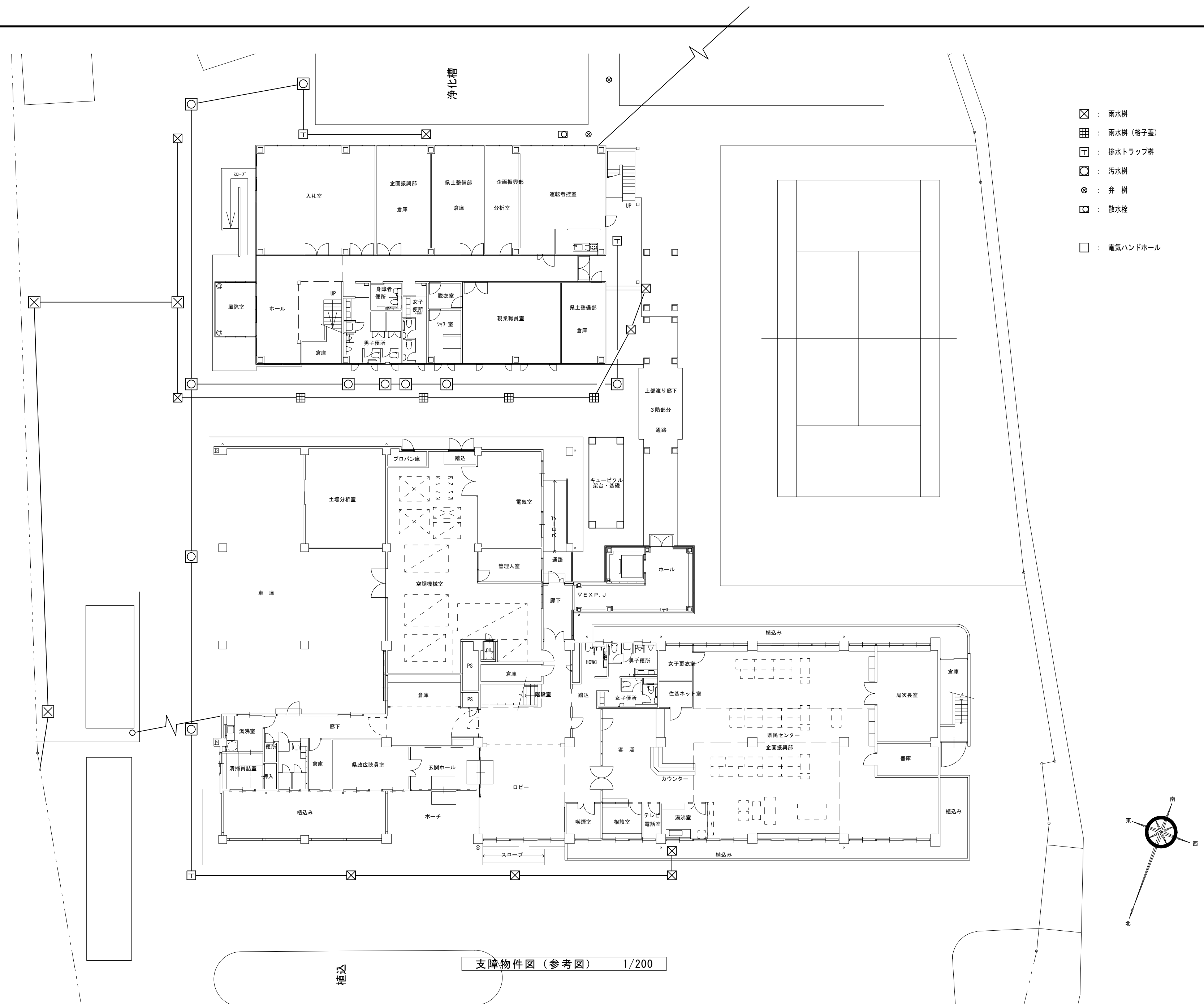
図面番号 E-11

図面名 本館 2～4階 A-3～5 コンセント設備図
<改修前・改修後>

縮尺 A2:1/50
A3:×71%

株式会社 平島弘之+ TEAM28
HIROYUKI HEISHIMA ARCHITECT & TEAM28 ASSOCIATES

一級建築士 第 152422 号 福山七志

[illegible]